

3,800- 一般 社会

河原書店

51.2.9

地域研究第18集

宿場町の歴史と現在

— 岡山県矢掛町 —

361.48
C

岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会



は　じ　め　に

地域研究第18集「宿場町の歴史と現在—岡山県矢掛町—」を公刊する。矢掛町を調査地に選ぶに際して、当初大きな危惧があった。矢掛町は、県下町村のうちでも人口が最も多く、最大の市街地をかかえており、三年次生にとって、負担が過重ではないかと案じられたからである。

それだけに、公刊の運びに至った喜びもひとしおであった。炎天をものともせず、昼夜頑張った学生諸君の努力もさることながら、町長、教育長をはじめとする役場、教育委員会、なかでも直接大学との窓口になって終始お骨折りいただいた教育委員会、総力を結集して下さった町誌編集委員各位、調査に快く応じて下さった町民の方々の御協力の賜によることは、申すまでもない。改めて心から御礼申し上げたい。

もちろん、学生の報告だけに、問題点も多い。しかし、若さと熱意を傾け、総力を結集した学生諸君の努力は、随所にお役みとりいただけるものと信じている。公刊の価値も、ここにあると、ひそかに自負している次第である。もし、この成果が矢掛町の発展に役立つとすれば、望外の喜びである。

公刊に際して、町長をはじめとする町民各位の御協力に感謝して「まえがき」の結びとしたい。

調 査 参 加 者

参加指導教官

藤 沢 晋	虫 明 虬	三 浦 道三郎
米 村 昭 二	高 重 進	高 橋 達 郎
田 中 史 郎	宗 田 克 己	

参加卒業生

山 川 靖 仁	萩 原 一 之	森 元 辰 昭
中 野 美 智 子	在 間 宣 久	平 方 英 子

参加学生

日 名 和 子	佐 藤 隆 子	定 金 和 子
藤 原 鈴 香	植 垣 早 苗	黒 瀬 美 智 子
杭 田 翠	大 井 智 子	藤 原 恵 子
桑 田 俊 明	木 村 公 子	難 波 敏 江
松 岡 珠 江	大 川 美 都 子	高 取 悦 子
山 部 美 和 子	真 木 源	三 宅 重 正
片 岡 光	森 浩 三	尾 崎 悦 子
田 中 美 恵 子	竹 下 裕 子	松 岡 文 子
牧 野 睦 子	草 野 洋 子	内 田 道 子
赤 木 洋 子	金 沢 兼 男	小 林 元 子
阿 部 恒 子	蜂 谷 淑 子	光 森 淑 子
大 西 晴 子	渡 辺 郁 子	河 合 久 和
武 内 映 子	西 村 健 一	穂 崎 由 美 子
小 山 恵 美 子	北 村 淳 子	岩 崎 幸 子
宮 本 好 利 子	倉 橋 義 範	山 本 益 美
西 本 磨 由 美		

目 次

第1章 矢掛町の概要	1
1. 位置と沿革	1
2. 矢掛の現況	1
第2章 自然環境	5
1. 地形と地質	5
2. 気 候	21
第3章 人口と集落	29
1. 矢掛町の人口動態	29
2. 過疎化集落	39
第4章 古代・中世の矢掛町	51
1. 条里制と郡家	51
2. 古代の豪族	63
3. 中世の山城と豪族 —— 猿掛城を中心として ——	71
第5章 近世の矢掛町	77
1. 領主の地方支配	77
2. 農業生産	102
3. 年貢の上納	129
4. 農民の負担	181
5. 農民の住宅構造	203
第6章 近代の矢掛町	227
1. 近代化へのあゆみ	227

第7章 交通と通信	243
1. 近世の交通	243
2. 近代の交通	331
3. 郵便と電信	348
第8章 経済構造	357
1. 農業の発展	357
2. 農業構造	389
3. 林業	445
4. 鉱工業	456
5. 商業	477
第9章 社会構造	527
1. 調査地の概況	527
2. 家族構成	530
3. 家族の権威構造と役割分担	537
4. 同族と親族	559
5. 農業協同組合	581
第10章 宗教と民俗	595
1. 社寺	595
2. 年中行事	624
3. 民家	633

第1章 矢掛町の概況

1. 位置と沿革

矢掛町は、岡山県の西南部、東経 $133^{\circ}35'20''$ 、北緯 $34^{\circ}27'25''$ に位置し、小田川と美山川の流域東西 11Km 、南北 15Km にひらけ、面積は 9119m^2 である。

歴史的には、山地の中腹から上丘陵にかけて多くの古墳が発見され、矢掛、東・西川面・中川、里山田地区に糸里遺跡が確認できることから、歴史の古さが偲ばれる。また、「倭名類聚鈔」国郡の部にある。甲弩^{はやし}、拝慈^{みなり}、草壁、実成、駅家の4郷が矢掛町域内にあると指定できることにも歴史の古さを伺うことができる。

近世の矢掛町は、支配関係は私領あるいは幕領とかなり錯雑し、また交代も頻繁であったが、大部分が庭瀬領に所属し、文政12年(1829)以降は、徳川一ツ橋領となっていた。その間、矢掛の中心部は、寛永12年(1635)以降の参勤交代制によって、旧山陽道の宿場町として発展し、産業、交通、文化の中心地として栄えた。現在でも、大名の宿泊所であった本陣をはじめ、古風な土蔵造りの家が立ち並び、当時の名残りとどめている。

明治期に入ると、矢掛は、廃藩置県制によって、明治8年岡山県に属し、明治22年の町村制の施行に伴い、矢掛村と小林村が合併し、同29年に町制をしいて矢掛町と改称した。また、上・下両高末村・内田村・宇角村の4か村が合併して美川村、東三成・横谷が一つになって三谷村、里山田・奥山田・中村が山田村、東川面・西川面・宇内が川面村、そして、本堀・浅海・江良が合併して中川村として新しく発足した。さらに、明治22年、走出・甲弩を合併した小田村は、大正14年町制をしき、小田町と改称した。

こうして、戦後地方自治法が施行された昭和22年には、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村、小田町の2町5か村を数えていた。

ところで、この2町5か村が、町村合併促進法の施行を契機に、昭和28年、北川村を含む合併協議会を設け、合併を協議した。その主な理由として、地勢上、交通上、経済上密接な関係をもち、文化、人情、風俗を同じくし、行政上においても、国県の出先機関の同一管轄内にあることや組合立の社会教育施設が少なくないことがあげられていた。しかし、小田町・北川村が独自の構想を立てて、離脱することになったため、昭和29年、矢掛町外5か村でもって、新たに委員会を設定し、調査、計画策定等について協議することになった。その間、美川村、山田村、川面村の村有林・小林財産区外10財産区の取り扱いをめぐって紛糾したものの、財産区はそのままとし、村有林は財産区を設定して、旧村に存置することで結着をつけ、昭和29年5月1日をもって新矢掛町が発足することとなった。その後、昭和36年1月15日、小田町を編入合併して、今日の矢掛町となったのである。

2. 矢掛の現況

矢掛は、南東 17Km の地点に県南臨海工業地帯の拠点水島、また、西南 25Km のところに備後工特地域の中心地福山市を控えることから、いま大きく変化しつつある。

人口は、昭和45年の国勢調査時において、18,665人（男子8,819人、女子9,846）、また世帯数は、4,611世帯で県下町村のうち最大の人口を誇っている。しかし、昭和40年の国勢調査に比べると、6パーセント（1,192人）の人口減となり、若年人口の都市流出は、矢掛でも例外ではなかった（表1-2-1）

表1-2-1 人口と世帯の推移

位 別	年 次	40	41	42	43	44	45	46
総人口(人)		19,857	19,940	19,642	19,335	19,091	18,665	18,927
指 数		100.0	100.4	98.9	97.4	96.1	94.0	94.0
世帯数(世帯)		4,546	4,675	4,680	4,682	4,695	4,611	4,714
指 数		100.0	102.8	102.9	103.0	103.3	101.4	103.7
1世帯当り人口(人)		4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0
人口密度人/km ²		220	221	218	212	212	207	210

(住民登録人口、昭40、45は国勢調査)

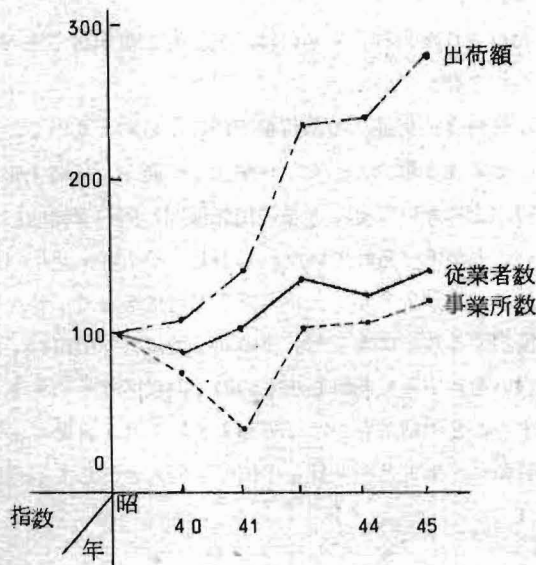


図1-2-1 製造事業所数、従業者数、出荷額の伸び

(昭40=100)

農業も大きく変わり、第2、第3次産業の発展によって、その比重は次第に低下している。
(表1-2-2)。1970年世界農業センサスによると、農家数3,072戸、経営耕地面積
1,714haで、昭和40年度に比べると、農家数147戸、面積71haの減少となる。しかも、総
農家数3,072戸のうち専業農家は、わずか299戸で、10年前に比べ、実に1,048戸の減少
となる。農業の斜陽化は否定すべくもない。

これとは逆に、第2次、第3次産業従事者は急速に増え、その比重を高めてきている。とくに製
造業従事者数は、昭和40年の1,796名から2,672名へと増え、全就業者数の4分の1近くを
占め(図1-2-1)、工業製品出荷額も昭和45年現在54,1243万円で、昭和40年度の3
倍近くにも達している。

こうして、矢掛は、いま大きく変わりつつあるのである。以下では、この変化を詳細に跡付け、
発展しつつある矢掛町の実態を究明することにした。

表1-2-2 産業別就業人口

区 分	昭 和 4 0 年				昭 和 4 5 年			
	総 数 人	男 人	女 人	率 %	総 数 人	男 人	女 人	率 %
第1次産業	5,917	2,572	3,345	53.5	4,469	1,787	2,682	40.2
農 業	5,900	2,555	3,345	53.5	4,453	1,774	2,679	40.1
林 業	13	13	0	—	12	10	2	0.1
漁 業	4	4	0	—	4	3	1	—
第2次産業	2,199	1,296	903	19.9	3,379	1,926	1,453	30.4
鉱 業	25	24	1	0.2	22	21	1	0.2
建 設 業	378	352	26	3.4	685	626	59	6.2
製 造 業	1,796	920	876	16.3	2,672	1,279	1,393	24.0
第3次産業	2,944	1,798	1,146	26.6	3,263	1,930	1,333	29.3
卸売小売業	1,104	580	524	10.0	1,216	616	600	10.9
金融保険 不動産業	101	55	46	0.9	123	68	55	1.1
運輸通信 公益事業	535	474	61	4.8	592	545	47	5.4
サービス業	1,023	533	490	9.3	1,150	556	594	10.3
公 務	181	156	25	1.6	182	145	37	1.6
分類不能	1	0	1	—	7	6	1	1
総 数	11,061	5,666	5,395	100.0	11,118	5,649	5,469	100.0

(国勢調査)

第2章 自然環境

1. 地形と地質

矢掛町では、中央よりやや南に偏して、小田川の谷が、全体的にみれば、ほぼ東西に貫いていて、山地を北と南とに分離している。

北部は、吉備高原山地の縁辺部であり、南部山地は、遙照山山地（阿部山、遙照山、弥高山などの一連の山塊をいう——岡山県20万分の1土地分類図，1974，経済企画庁）に属する。これらの山地は、いずれも山頂緩斜面をもつ高原山地で、全体として小起伏の山地といえるが、本町域は、それらの山地の縁辺で河谷によって、深く切りこまれた急斜面の部分に当るので、河谷低地からみて、比較的高峻な地貌を呈している。断層に影響された地形が卓越することも、険しさをひきたてている一つの要因である。谷にのぞむ急斜面は、一躍300m内外までそばだち、その上は起伏の少ない山頂緩起伏面で、前の侵蝕輪廻のあとをとどめている。この山頂緩起伏面の部分は、矢掛町の町域外になる。すなわち、北西部に広く続く山頂緩起伏面は、美星町・井原市に属し、南部の阿部山・遙照山・弥高山の山頂緩斜面は、笠岡市・里庄町・金光町・倉敷市の区域である。

この地域を地形地域区分すると、(1)南部山地（遙照山山地）、(2)小田川低地、(3)北部山地（吉備高原山地南縁）の三つに分けられる。山地が本町の $\frac{3}{4}$ 近くを占める。山地を構成する岩石は、南部山地は石英斑岩が主体で、小田川に沿う山脚では花崗岩がみられる。北部山地は主として花崗岩よりなり、一部に輝緑岩が存在する。図2-1-1は、宗田克己ら（小田川下流域誌I自然編，1956）による矢掛附近の地質図である。

矢掛町の自然的土地条件を大づかみにするために、20万分の1岡山県土地分類図付属資料（経済企画庁，1974）から、自然的土地条件別面積をぬき出すと、次の通りである。

表2-1-1 矢掛町の自然的土地条件

（20万分の1『岡山県土地分類図』付属資料，経済企画庁，1974より）

a. 標高区分別面積

単位km²（四捨五入）

0~ 100m	100~ 200m	200~ 400m	400~ 600m	600~ 800m	800~ 1,000m	1,000~ 1,500m	主要河川 湖 沼	合 計
37	25	27	2	—	—	—		90

b. 傾斜区分別面積

0~3°	3~8°	8~15°	15~20°	20~30°	30~40°	40~	主要河川 湖 沼	合 計
21	10	22	15	22	—			90

c. 地形区分別面積

山 地					丘 陵			台地・段丘			低 地		その他	合 計	
大起伏	中起伏	小起伏	山麓地	計	大起伏	小起伏	計	砂礫	ローム	計	扇状地性	三角洲性	計		
—	—	56	—	56	7	2	9	—	—	—	25	—	25		90

d. 土壌統群分布面積

未熟土	黒ボク土	褐色森林土	ポドソル	赤黄色土	褐色低地土	灰色低地土	グライ土	泥炭土	その他	合 計
16	—	44	—	6	—	23	—	—		90

e. 表層地質分布面積

未固結堆積物					固 結 堆 積 物					火山性岩石			深 成 岩				その他	合 計		
礫	礫と砂	砂と粘土	碎屑物	計	礫岩	砂岩	泥岩	珪岩質岩石	輝緑凝灰岩	石灰岩	計	火山碎屑物	流紋岩質岩石	安山岩質岩石	計	花崗岩質岩石			斑れい岩質岩石	蛇紋岩質岩石
1	24	—	—	25	—	—	4	—	—	—	4	—	13	—	13	45	4	—	48	90

在(1) ただし、ここに示された数値は、最小図示単位を1haとして描かれた20万分の1図をもとにし、概括的の把握ないし構成比率の利用のために計測されたもので、実在の面積とは必ずしも密着していない。

(2) 矢掛町域で400mを越すところは2%程度にすぎない。最高部は北の境界にある高滝山で約510m(三角点の高さは505.6m)である。

(3) 傾斜区分は30°を越す斜面がないわけではないが、それらの斜面は一つ一つのくくりが図示単位より小さいので、表現されず、平均的な傾斜として集計されている。

(4) 200~400mの起伏量をもつ山地を小起伏山地として分類しているの、矢掛町内の山地は、ほとんど、これに該当する。

(5) 宗田らの地質図に石英斑岩として記載されているものは、ここでは流紋岩質岩石として、また輝緑岩は、斑れい岩質岩石にまとめられている。

(イ) 南部山地(遙照山山地)

阿部山(366.5m)、遙照山(405.5m)、弥高山(307.7m)などよりなる地塊で、主として石英斑岩、阿部山の北の伽藍山や中山、遙照山の北麓などの花崗岩と一部に古生代粘板岩などからなる。全体として東西に連なるように見えるが、北東-南西方向と、それについて南北方向の谷や急斜面が卓越しており、北東-南西方向の山塊が雁行しているといったほうがよさそうであ

る。阿部山山塊の北西斜面は、小田川・尾坂川の谷に面して、北東—南西方向にのびており、この谷の西南への延長は、福山市の北東の谷にまでたどることができる。また、この地形線は、北東へは、寺谷の谷から江良峠を越して、清水谷そして行部を結ぶ線に延長できよう。遙照山の北西斜面は、大渡—地藏峠を結ぶ北東—南西方向の斜面であり、その方向に地藏峠から、山ノ神（鴨方町）、さらに笠岡湾頭に至るまで、直線的に谷を結ぶことができる。地藏峠や山ノ神では、断層破砕帯や断層滑面をみることができるので、北東—南西方向の谷は、明らかに構造に関係したものと判断されよう。阿部山の北西斜面、さらにまた、阿部山の東斜面、弥高山山塊の西斜面、また、遙照山の東斜面など、南北方向の斜面や谷も、不明瞭ながら、三角末端面的な斜面が認められ、構造支配を思わせる。この三角末端面と三角末端面との間には、急な沢が発達していて、その出口には扇状地や崖錐がみられる。たとえば、江良では、その開折のすすんだ沢の口に、明瞭な扇状地形をつくっている。この扇状地面は、階段状に耕地が開けており、畑地、あるいは果樹園として利用され、扇端から下手は水田で、集落は山際か、水田の裾にあたるところに並んでいる。このような地形は、小規模ながら、小田川の谷に面して東西に走る弥高山の北斜面の麓でもいくつかみられる。

遙照山山地は、北が急で、南はいくらか緩であり、比較的広い山頂緩斜面は、南に傾いていることから、傾動地塊といわれる。この傾向は、切峰面図（図2—1—2）やその断面図（図2—1—3）から読みとることができる。この山頂緩斜面上を南から谷が侵蝕しているので、分水嶺は、北に偏しており、浅口郡との境は、この嶺線によっている。

遙照山（405.5m）は、この嶺線上の最高峰で県南の名山であるが、矢掛から山田を経て鴨方に越える旧街道に接してそびえ、この頂上には、100mばかりの旧侵蝕谷の谷頭が残っていて、50m程下った窪地の端に冷泉が湧出している。この窪地の南の高地から、寄島山地越しに、水島灘を一望におさめられる。

山頂緩斜面は、阿部山、弥高山などで広い。これらの山頂緩斜面の高さは、必ずしも一定しておらず、阿部山で330—360m、遙照山で360—400m、弥高山で250—310mなどで、ブロック毎に異なる変位量をもつ運動があったと思われる。

(a) 小田川低地

吉備高原中部の水を集め、東流して高梁川に合する小田川に沿って、小田川低地と呼ばれる狭長な河谷平野が連なっている。この低地は、全体としては東西方向にのびているが、細かにみれば、幾度も方向を変えて、ジグザグしながらつながっている。

笠岡市・矢掛町の境付近、小田川が尾坂川を合わせるあたりより、河谷の方向は、北東方向にのびているが、矢掛の市街あたりから、大きく方向を変えて南下し、里山田付近から再び北東方向に向い、東三成からは、東南東方向からしだいに東方向になって狭まり、吉備郡真備町との境で、猿掛山・妹山の間で狭隘部を横切る。このような河谷の方向は、前項の山地の構造の方向と適応したものであり、明らかに地質構造に支配された谷ということができよう。この構造的な河谷を、小田川は沖積低地をつくって流れている。低地の幅は1km前後で、河谷の方向の変換する部分や、支谷の流入する部分で、やや幅広くなり、真備町との境で狭隘となる。この狭隘部は、猿掛山・妹山付近の堅硬で珪質の石英

斑岩が抵抗岩となって生じたものであろう。幅1 km前後の河谷のなか、または、この河谷とその支谷とにはさまれたところなどに、沖積地のなかに島状に孤立する分離丘陵がいくつか存在する。鳶山・三本松山・日妻池の北西の山、生山・茶白山・中山など大小様々である。これらの丘陵は、ほとんどが花崗岩で構成されており、交差する構造の著しい花崗岩地帯の河谷の特徴を示している。

矢掛町内で最も平坦な沖積面が広がる場所は、小田川と尾坂川との合流点付近の浅海（あすみ）である。海拔高度は21～22 mで、下流の西川面（22～23 m）よりも、いくらか低くさえある。その地名から推して、かつては湿地・沼沢に類した状態であったところと思われる。その低平な水田地帯を後に、前を小田川の堤防に囲まれたところに位置する大仁五は、水田面よりやや高い自然堤防の上に石垣を築いて立地した集落である。自然堤防は、現在の小田川沿いに、水田面よりやや高く、桑畑・果樹園その他の畑地として利用されているところが多いが、水田化した部分もある。

自然堤防上に立地した集落は、前述の大仁五の他に、矢掛の市街地のうち旧山陽道に沿う西町・胡町・中町などや、里山田の土生がある。矢掛の市街地の自然堤防は、2.5万分の1の地形図では、市街地として描かれていて読みとれないが、旧山陽道に沿う屋並みののっているところがそれであり、そのすぐ北の道路を歩くと、後背湿地を利用した湿田が点々と残っており、湿田の南側に石垣やブロックを築いて建てられた、旧山陽道沿いの家屋の裏がみられる（写真2-1-1）。後背湿地には、粘土の堆積が著しい。矢掛小学校のボーリング資料によれば、粘土層は1 m以上、ところによっては5 mのシルトの堆積が知られる（図2-1-4）。土生の集落でも、自然堤防の上に石垣を築いて家屋がのっている。

主として砂礫層よりなる沖積低地の地下構造は、まだ十分に解析されていない。花崗岩を基盤として砂礫層がのるが、その厚さや、沖積と洪積の境界問題など明らかにされていない。轟橋付近の柱状図は、次の通りである（図2-1-5）。



写真2-1-1 自然堤防上の矢掛の旧市街の家屋

旧山陽道沿いの家屋を北の道路からみたもので、手前は後背湿地を利用した水田。家屋は後背湿地側では石垣やブロックの上のっている。

矢掛附近地質図

1 2 3 4 Km.

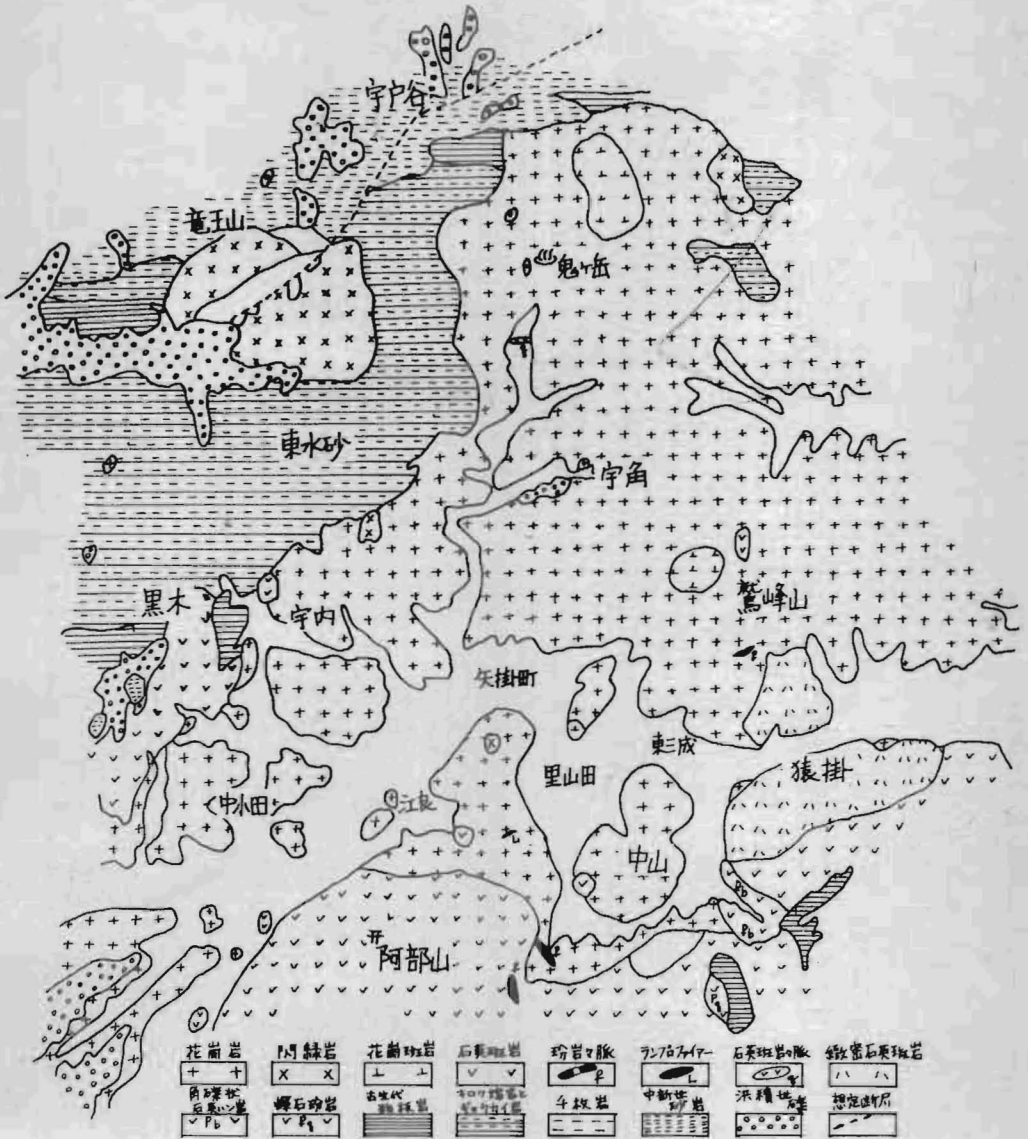


図 2-1-1 矢掛附近地質図

(『小田川下流域誌』I 自然編, 1956—宗田克己らによる)

切峰面図

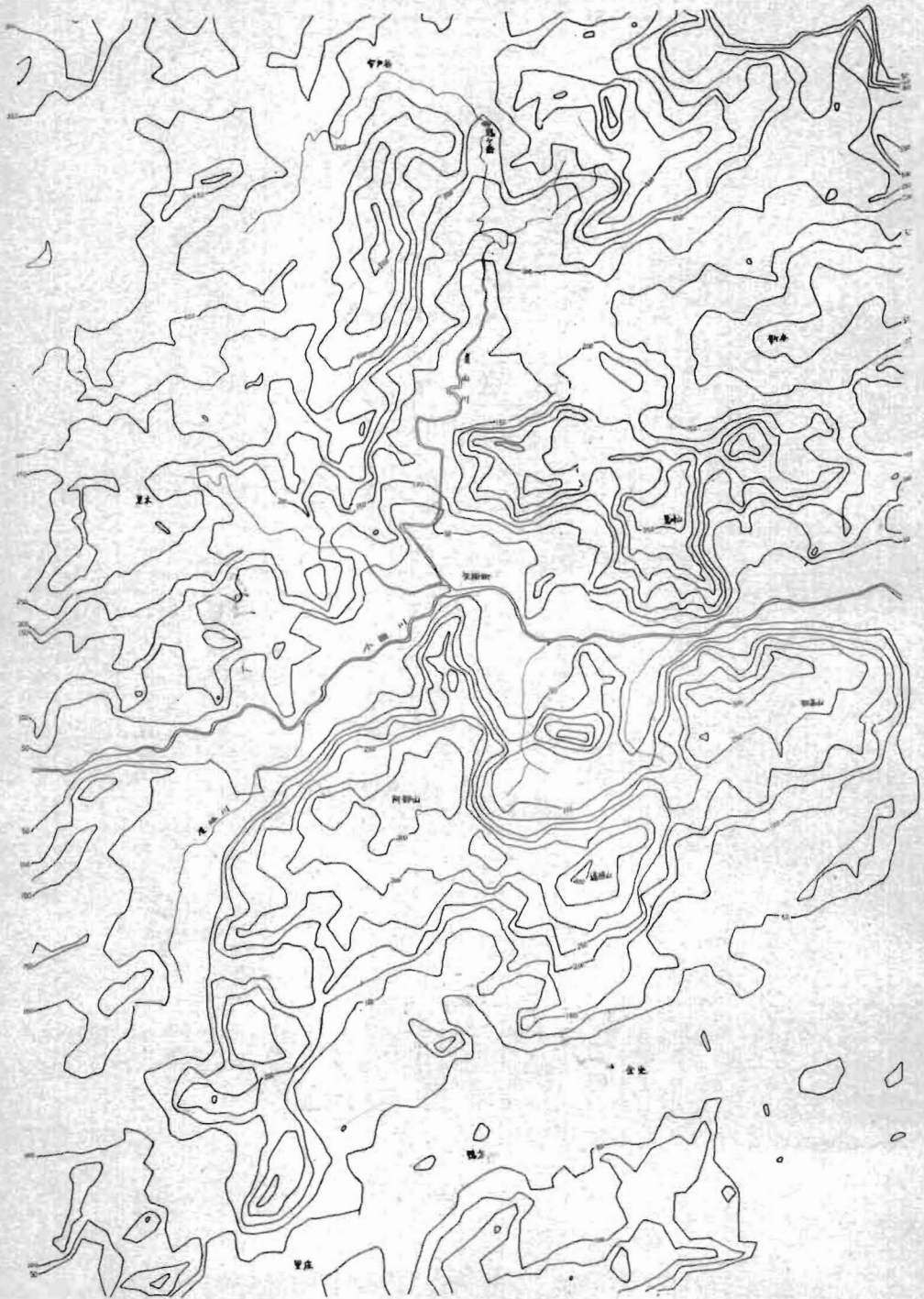
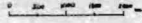


図 2 - 1 - 2 切峰面図 (2万5千分の1地形図を用い, 幅500 m以下の谷を埋めたもの)

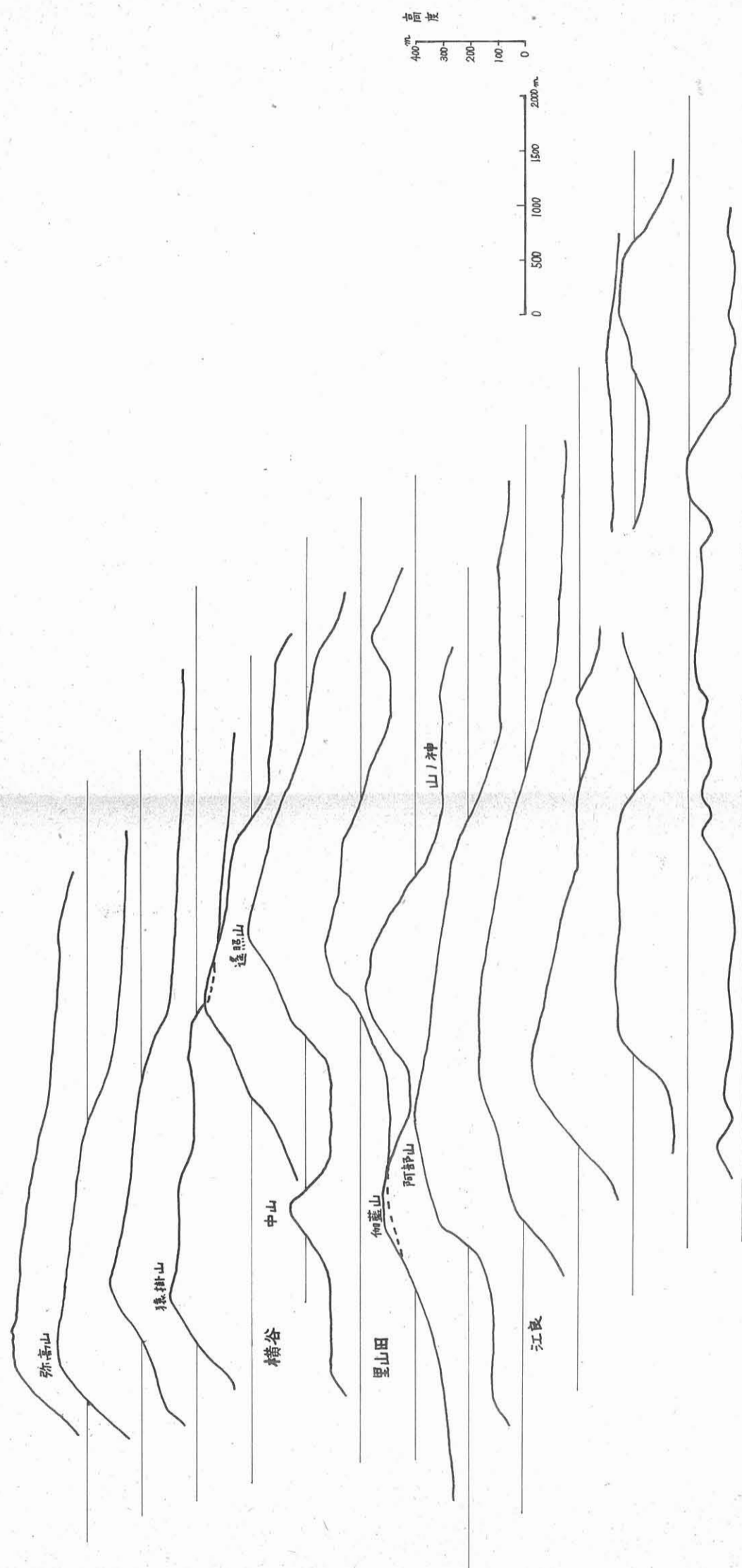


図 2-1-3 透照山地の断面図 (図 2-1-2 の切峯面図で、南北方向に断面線をとって、断面形を描いたもの)

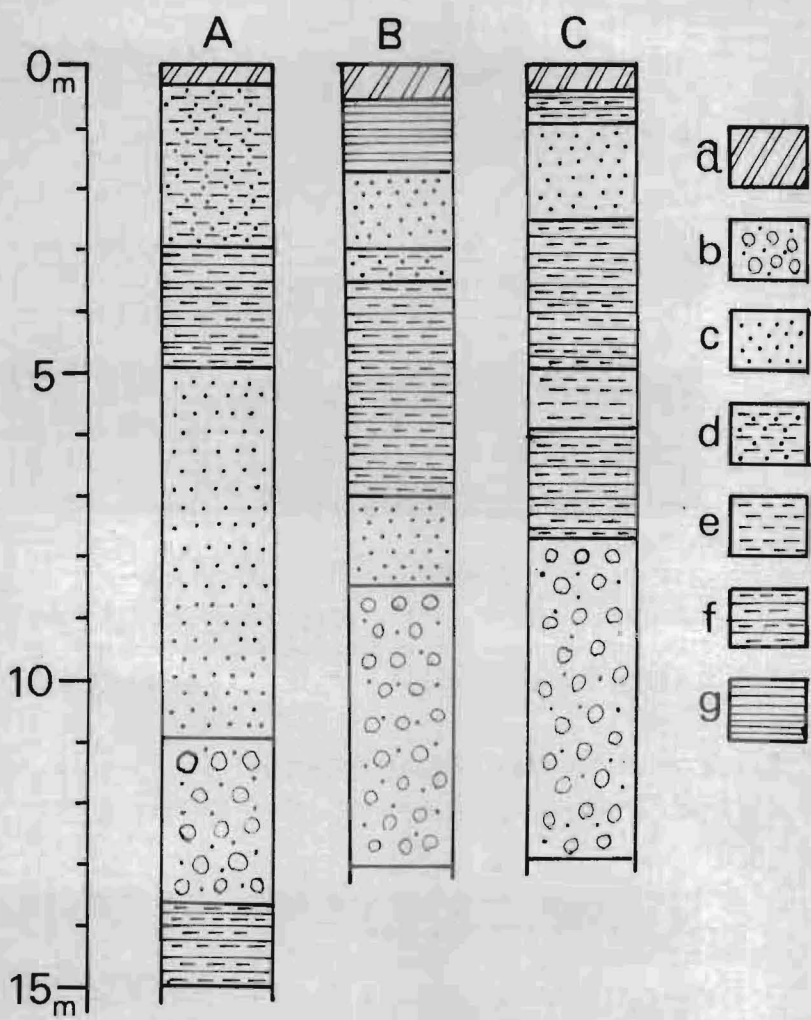


図2-1-4 矢掛小学校の地下の地質柱状図

注) 中島地下工業株式会社によるボーリング昭和46年一の資料より作成

- a: 表土 b: 砂礫 c: 砂 d: 砂質シルト
 e: シルト f: シルト質粘土(粘土質シルト) g: 粘土

河谷低地のすべてが、現在の氾濫原ではない。小田川やその支流の新しい下刻によって、かつての氾濫原は数10 cm～2 m程度の段丘崖をつくって段丘化し、最も新しい氾濫原は、その内側にある(写真2-1-2)。これらの段丘崖は、

小田川本流では、ところによって不明瞭となり、連続的に追跡しにくいところもある。美山川をさかのぼると、現河床は深く狭くなり、段丘崖は高さを増し、段丘として明瞭に識別できるようになる。桜木の手

前の美山橋付近では、現河床から段丘面までの比高は約4 m、茶屋ヶ鼻付近で約4.5 mとなる。この段丘は土井より上流の峡谷内に点在する段丘礫層をもつ小平坦面につながると思われる(写真2-1-3)



写真2-1-2 里山田の沖積低地

手前の畑地は、小田川の自然堤防。その少し後に、比高数10 cmから1 m程度の小さな段丘崖があり、それより後は、道々川がつくる微扇状地面。また右側の山麓には扇状地がみられる。



写真2-1-3 鬼ヶ岳温泉付近の水磨された礫をもつ露頭。現河床より10数mの高さ。

蕁橋地層推定断面図

V=1:100
Scale H=1:300

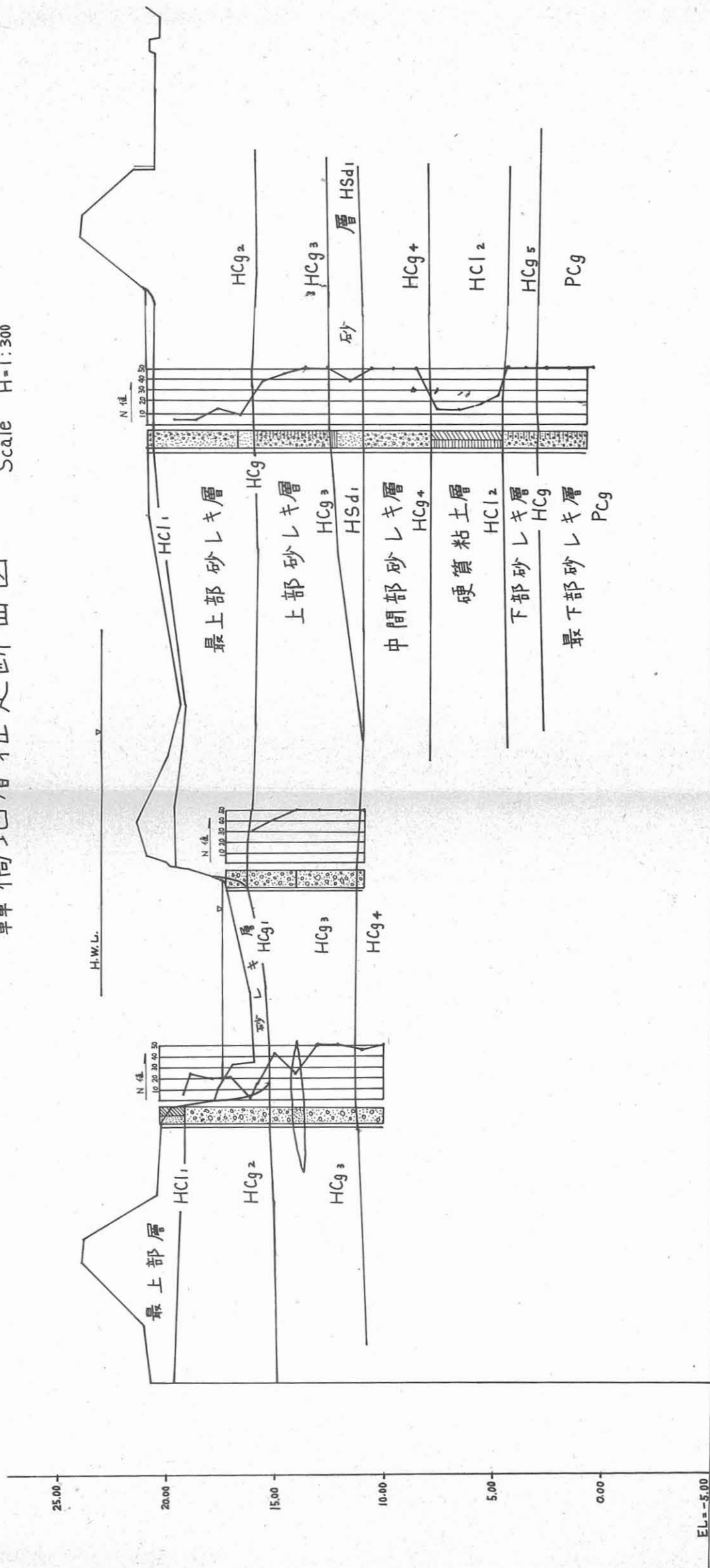


図 2-1-5 蕁橋地層推定断面図 (八雲建設コンサルタントの調査による)

水系図

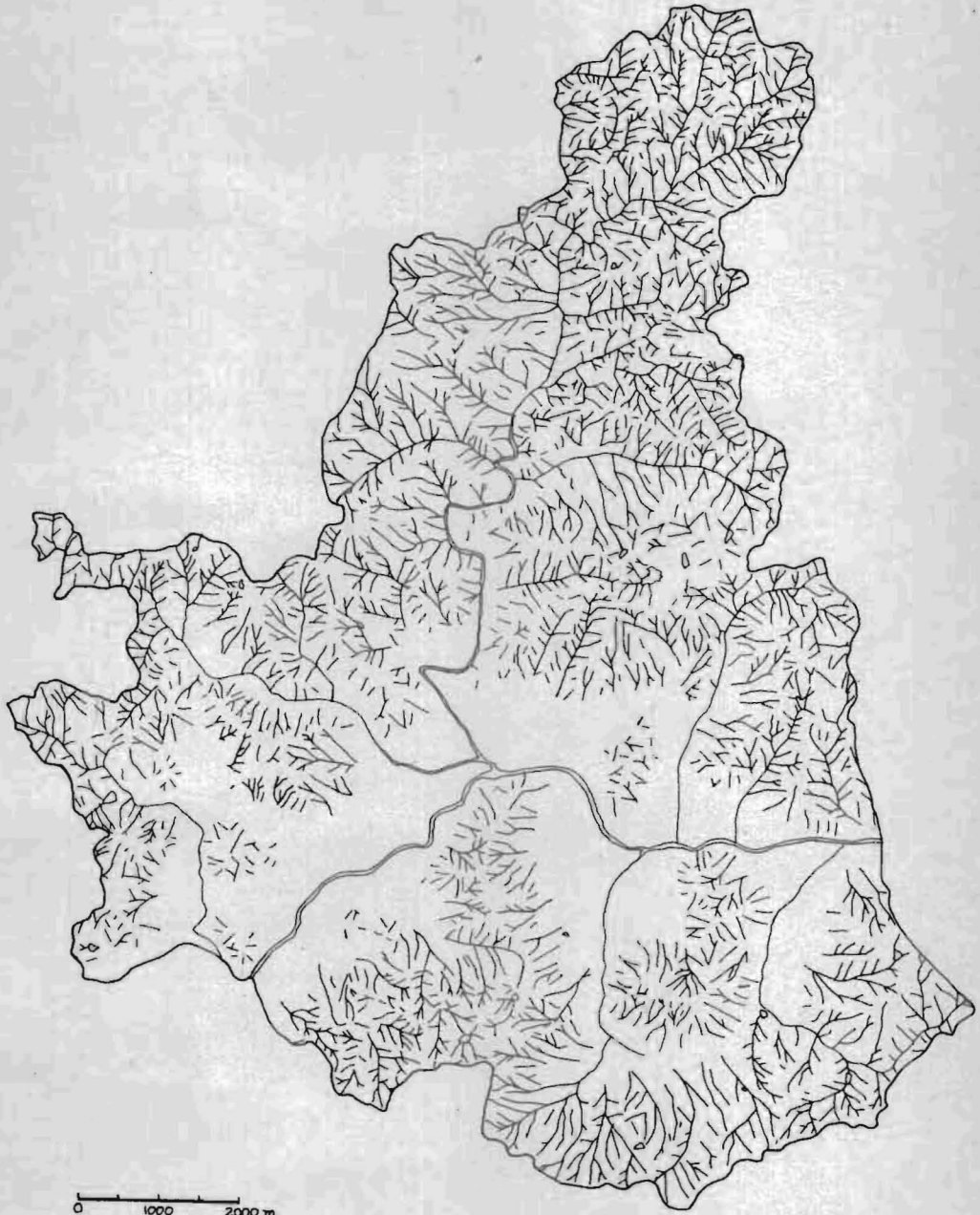


図 2 - 1 - 6 矢掛町の水系 (5 万分の 1 の地形図を用いて作図)

この岩石段丘性の小平坦面は、鬼ヶ岳温泉付近で、現河床より比高12.7mである。これは、美山川の下刻の著しさを物語るものといえる。星田川沿いには、低い段丘崖が連続的に追跡できる。



写真2-1-4 矢掛の市街地の北方の扇状地面の扇端近く。

矢掛の市街地の北方の山麓には、扇状地が連なり複合扇状地を呈し、扇端を市街地付近にまでのばしている(写真2-1-4)。専教寺や多聞寺は、扇端付近に位置しており、東は、扇端付近が段丘崖で切られているようである。

東三成の大谷川をつくる扇状地、里山田の道々川をつくる扇状地、横谷の大渡川をつくる扇状地などは、いずれも極めて緩傾斜の扇状地であり、扇端近くは、小田川の氾濫原で切られて、比高数10cmの段丘崖をもって段丘化している。その他、小さな扇状地や崖錐は、日妻や江良、里山田の東の山麓など、溪口にしばしばみることができる。

(3) 北部山地(吉備高原山地縁辺)

吉備高原面と呼ばれる緩起伏面は、矢掛町の北西、美星町と井原市とに広くひろがっている。その高さは300m前後から400mを越すところもあり、その上には500mを越す残丘状の孤峰がところどころに残っている。この地域は、主として古生代の輝緑岩や泥岩からなっている。矢掛町域にはいるのは、この緩起伏面の縁辺から、小田川の河谷にかけての地域で、主として花崗岩よりなり、美山川・星田川・大倉川・林田川や、その他の小河谷によって峡谷がうがたれ、緩起伏面がほとんど残存しないほどに侵蝕され、ために、比較的けわしい起伏をもつ山地となっている。吉備高原上を流れる小河川は、矢掛町境近くに当る高原面の縁辺で、明瞭な漣急点をもって急流となり、水は岩を噛んで流れ落ちる。滝をなすところもある。星田川の支谷にかかる雄虎滝は、その一例である。急流はいっききに200m近くも流れ下ってから遷緩し、やや開けた谷間に出る。

美山川は、美星町の三山の盆地内で、吉備高原上の水を集め、北方の宇戸谷を迂回してから、鬼ヶ岳温泉付近からは南にむかって、鬼ヶ岳の峡谷を深くうがって流れる。鬼ヶ岳の峡谷の出口近くに、

防災、灌漑用の鬼ヶ岳ダムがある。
ダムのすぐ下流では、河床に岩盤が露出し、見事な河蝕微地形がみられる（写真2-1-5）。上高末から下高末にかけては、幅を増した河谷には、1～2段の河岸段丘が明瞭である。下位のもの、現河床から比高約2m、上位のものは、3～5mの岩石侵蝕段丘である。

美山川の東部では、倉見池付近と棒沢寺付近などに高度300m前後の緩起伏面が残っているに過ぎない。ここでも急な谷をさかのぼると、緩起伏面の高位谷は緩傾斜であり、皿状の谷には水田がみられる。これらの緩起伏面の上に、高妻山380m、鷲峰山399mなどの峰がある。
（日名和子）



写真2-1-5 鬼ヶ岳ダム直下の美山川の河床

引用・参考文献

1. 経済企画庁総合開発局（1974）
2. 矢掛高等学校生徒会（1956） 20万分の1『岡山県土地分類図』および同付属資料
3. 矢掛高等学校生徒会（1959）『小田川下流域誌』Ⅰ自然編
『小田川下流域誌』Ⅱ集落編

2. 気 候

中国地方の気候は、大きく、裏日本式気候と瀬戸内式気候の2つに、分けられる。裏日本式気候は冬季に雨や雪が多く、降水量が年1,800~1,900mmを記録する。それに対し、瀬戸内式気候は、晴天が多く、降水量は少ない。岡山県は、位置的に瀬戸内式気候の影響を大きく受けている。そこで、更にくわしく岡山県の気候をみてみよう。

岡山県の気候は、図2-2-1の如く、大きく3つに分けられる。(和達清夫監修:「日本の気候」による) それぞれの特徴は、次の通りである。

I. 中国山地気候区

気温が最も低く、降水量は年間を通じ、特に少ない月はない。もちろん、梅雨・台風季には著しく多い。

II. 山陽気候区

吉備高原を除き、一般に温暖で、降水量は梅雨・台風季を除き、一般に少ない。

III. 瀬戸内気候区

温暖で、降水量は年間を通じ、きわめて少ない。

- III a₁ - 夏・冬も降水量は少ない。
- III a₂ - (III) a₁ より、瀬戸内気候の特徴が強い。
- III b₁ - 夏・冬ともに降水量は少なく、冬暖かく、夏は高温である。
- III b₂ - (III) b₁ と同じだが、その傾向はさらに強い。瀬戸内気候の最も代表的地域で、年日照時間は、2,400時間を越す。

矢掛町は、位置的には(III) a₁ に入る。そこで、岡山(瀬戸内気候区-(III) a₂)、笠岡(瀬戸内気候区-(III) b₁)、佐屋(吉備高原上)、津山(山陽気候区、盆地)などと比較しながら、矢掛町の気候的特色をみてみよう。

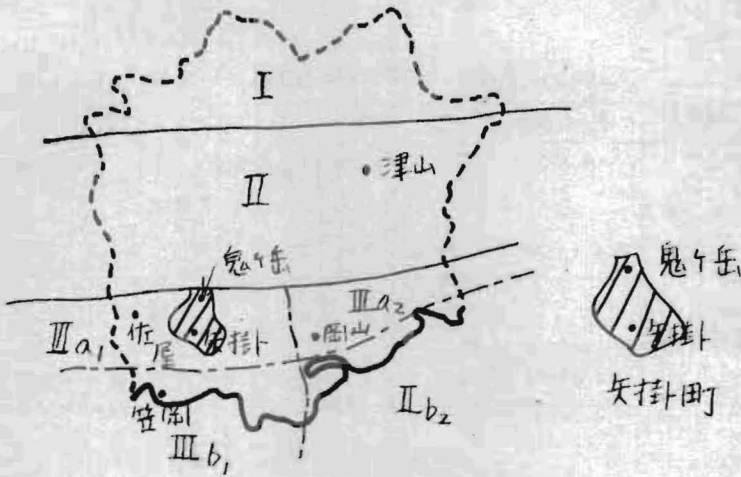


図2-2-1 岡山県の気候区分

(イ) 気温

矢掛町における年平均気温は、 14.5°C であり、一般に温暖といえるが、最暖月(8月)は、 26.9°C で、かなり暑く、最寒月(1月)は、 3.4°C に下る。近年(昭和43~47年)の最高・最低気温は、それぞれ、 36.0°C 、 -9.0°C を記録した。(表2-2-2)

月別平均気温の年変化(表2-2-1)をみると、矢掛の気温の年変化は、ほぼ同じ緯度にある岡山や、地域的に近い海岸沿いの笠岡とくらべて 0.5°C 程低く、また県北の津山のそれよりは、 0.6°C 程高いが、ほぼ類似のパターンを示している。岡山・笠岡と比較すると、夏の気温はほぼ同様だが、矢掛の冬は、 $1\sim 2^{\circ}\text{C}$ 低くなる。月別平均日較差(図2-2-2)をみても、それは、岡山・笠岡より大きく、その年変化のパターンも、津山の傾向に近い。最高・最低気温についても、岡山・笠岡のものより矢掛・津山のほうが、夏はより暑く、冬はより寒いものが記録されている。

以上のような各地の気温の異同は、1つには、地理環境の違いを表現しているものと考えられる。津山は盆地であり、矢掛は南北を山地で限られた小田川の谷間にあるところに、類似性がある。冬季に暖かい笠岡は、瀬戸内海に面し、他と比較して気温の低い佐屋は、吉備高原上に位置するからといえよう。

表2-2-1 昭和43~47年の平均月別気温

観測地\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
矢掛	3.4	3.7	6.4	13.0	17.8	21.6	26.0	26.9	22.7	15.7	10.4	5.8	14.5 $^{\circ}\text{C}$
佐屋	2.0	1.8	4.5	11.5	16.1	19.3	23.8	24.6	20.3	13.8	8.6	4.1	12.5 $^{\circ}\text{C}$
岡山	4.1	5.3	6.9	13.4	18.2	21.9	26.3	27.2	23.2	16.3	11.0	6.5	15.0 $^{\circ}\text{C}$
津山	2.8	3.2	5.9	12.6	17.3	21.2	25.5	26.4	22.2	15.1	9.7	5.1	13.9 $^{\circ}\text{C}$
笠岡	4.7	4.6	7.0	13.0	17.7	21.5	26.0	27.1	23.2	16.7	11.6	7.1	15.0 $^{\circ}\text{C}$

表2-2-2 最高・最低気温 (S43~47)

気温\観測地	矢掛	佐屋	岡山	津山	笠岡
最高気温 $^{\circ}\text{C}$	36.0 S44・8月	33.7 S44・8月	35.6 S45・7月 S47・8月	36.3 S45・7月	35.4 S47・8月
最低気温 $^{\circ}\text{C}$	-9.0 S43・2月	-10.0 S43・2月	-8.2 S43・2月	-9.9 S45・1月	-5.6 S43・2月

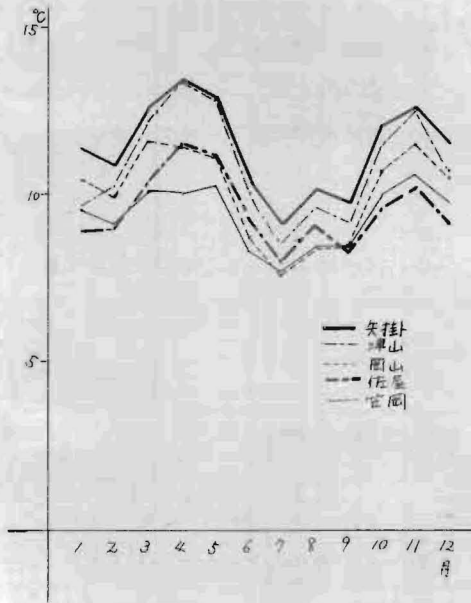


図 2-2-2 昭和 43~47 年の平均月別日較差

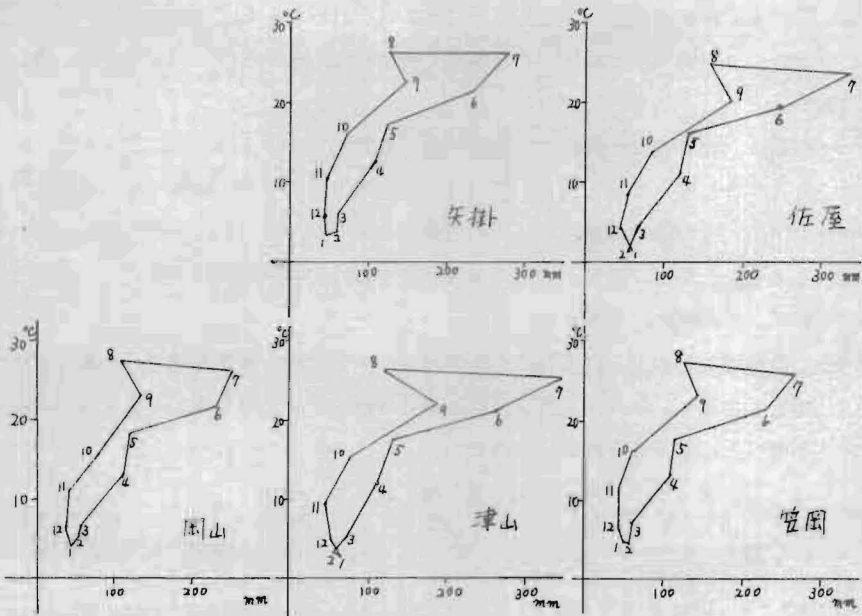


図 2-2-3 岡山県各地のクライモグラフ
(昭和 43~47 年平均)

(ロ) 降水量

表2-2-3から読みとれるように、矢掛より北に位置する津山、吉備高原上の佐屋は、一年を通じて他の地方より雨量が多く、特に梅雨・台風季には、その差が大きい。これに対し、矢掛以南では雨が少ない。一般に、矢掛は他の瀬戸内気候区の地方と同じく、梅雨期を中心とする、5・6・7月及び、夏から秋へ移る台風期の9月に雨量が多く、逆に、盛夏(8月)及び、冬季の12・1・2月は雨量が少ないといえる。

表2-2-3 昭和43~47年の平均降水量

月 観測地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年降水量
矢掛	50	57	59	109	122	226	277	128	146	70	46	43	1,333 _{mm}
佐屋	57	57	67	120	130	245	335	158	185	85	54	47	1,540 _{mm}
岡山	45	53	57	110	116	231	249	109	133	81	44	39	1,267 _{mm}
津山	63	60	74	108	131	259	346	122	187	75	44	50	1,519 _{mm}
笠岡	52	55	60	107	115	227	269	125	142	68	46	44	1,310 _{mm}

(ハ) 大気現象

表2-2-4より、矢掛、津山は、それぞれ、谷間及び盆地に位置しているため、夜間の冷え込みが厳しく、そのため霧の発生が他の地方に比べて多いことがわかる。また、矢掛・岡山・笠岡は、一般に雪が少ない。「小田川下流域誌 I 自然篇」によれば、矢掛町における霜、霧、雪の状態は次のようである。

- a 霜——初霜は、北部では一般に11月上旬及び中旬にみられ、南部では、11月上旬か、それより少し遅れてみられる。終霜は、北部では4月下旬、南部では4月上旬である。
- b 霧——小田川、その他の水量の多い川に近接した所では、しばしば多くの霧に包まれることもある。しかし、逆に、水辺から遠いところは、一般に霧が少ないようである。全般的に、この地域は霧が少ない。
- c 雪——この地域で雪が見られるのは、12月より3月始めに至る期間で、かすかにちらつく場合も含めて、年間10回以上になることは少ない。積雪深度も大したことはなく、5cm以上になることはめったにない。

表2-2-4 大気現象日数

	矢掛			佐屋			岡山			津山			笠岡		
	雨	雪	霧	雨	雪	霧	雨	雪	霧	雨	雪	霧	雨	雪	霧
43	128	20	70	130	34	1	156	21	16	152	46	106	109	14	0
44	129	13	53	105	38	11	152	21	28	159	48	93	116	9	0
45	138	13	64	120	40	24	146	19	14	162	48	95	116	9	0
46	138	11	51	133	30	10	160	17	18	167	46	110	112	8	3
47	160	12	67	136	29	19	177	14	23	202	39	109	141	12	5
平均	139	14	61	125	34	13	158	18	20	168	45	103	119	10	4

(二) 風

「小田川下流域誌 I 自然篇」によれば、矢掛町の風の特徴は次のようである。

一般的には風は、夏は南から、冬は北から吹くのが当然であるが、実際には、一様でない地形に応じて、風向・風速は極めて複雑なものとなっている。このことは、次に示す図2-2-4からもわかる。全般的に風は穏かである。特に強い風が吹くのは、台風季の夏から秋にかけてである。また、冬季の木枯しは、毎年秒速15m程度に吹き荒れている。

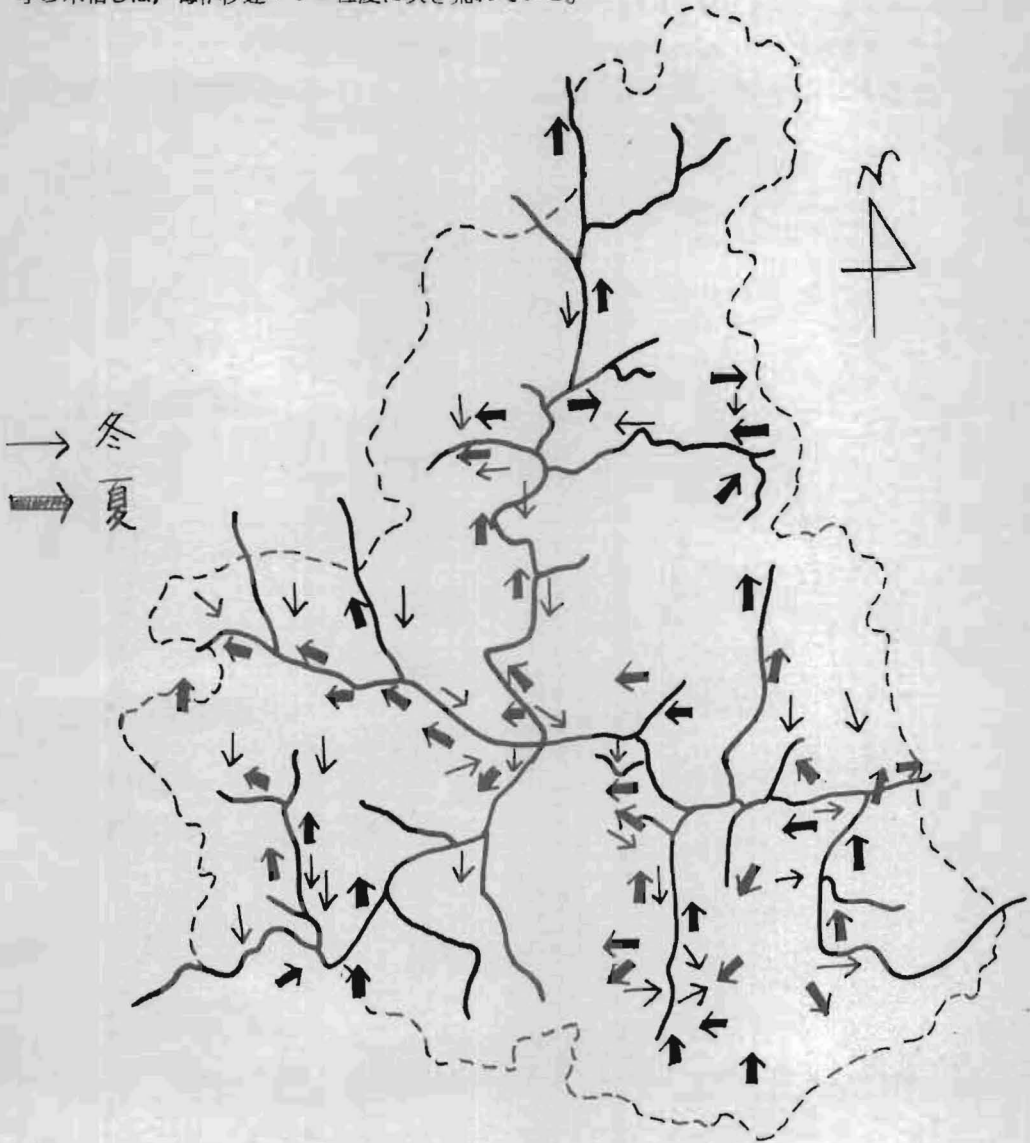


図2-2-4 風 向 図

注(1) 小田川下流域誌 I 自然篇—1956—より作成

(2) 太い矢印は夏の、細い矢印は冬の風向を示す。

(ホ) 矢掛町内の北部と南部の気候の比較

矢掛と鬼ヶ岳ダムでの気温・降水量によって、矢掛町内の南部と北部の気候を代表させるのは、必ずしも妥当とはいえないが、他にデータがないので、南部と北部の気候の差異をみるための1つの目安として、とりあげてみる。矢掛と鬼ヶ岳ダムの気温の年変化、および、月別降水量を、図2-2-5に示す。

矢掛と鬼ヶ岳ダムの気温を比較すると、1・3月を除き、鬼ヶ岳ダムのほうが1℃近く低温であるが、そう大きな差異はない。各月の降水量は、全般的に矢掛のほうがやや多い。ただし1月と9月には、鬼ヶ岳ダムのほうが僅かに多い。これは、冬の降雪状態と台風季の降水状態とにかかわるのであろう。

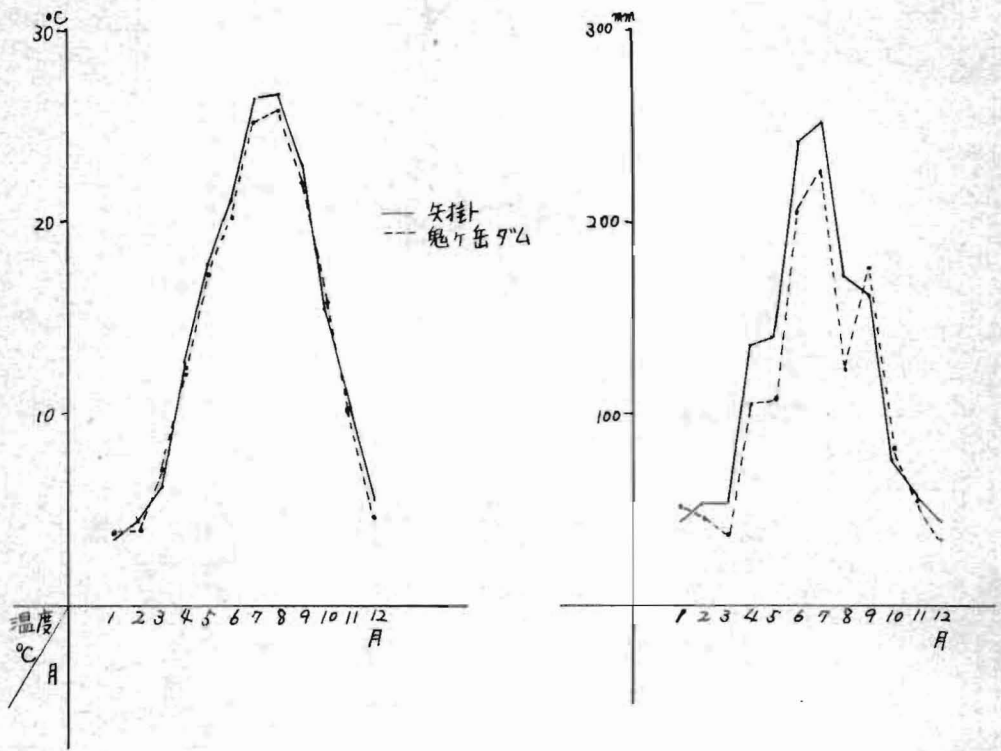


図2-2-5 昭和45~47年平均月別気温(左)および月別降水量(右)

㊦ 矢掛町の植生の概略

矢掛町の植生については、数ヶ所について、僅かな観察を試みたにとどまる。そこで矢掛町の植生の特徴については、「小田川下流域誌 I 自然篇」を参考にして、次のように概述する。なお、今回観察した植物分布は図2-2-6に示す。

a) 北部高地

ここでは、マツが卓越しており、その他に植林によるスギ・ヒノキが目につく。また、谷には、クリ・マンサク・クルミ・カキなどが自生している。ここで特徴的なのは、中国地方では南限と思われる高山性のレンゲツツジが宇戸で見られ、B地点では、関東地方特有なナツフジが見られるのに対し、図2-2-6で示すように、暖地性の植物、特に、ネコノチチ・シリブカガン、A地点におけるソヨゴ・アラカシ（これは、暖かい気候のシンボルとされている。）などが存在することである。これは、北部は、温度的には南部より低温であり、一般的に、温帯性の植物が卓越するわけだが、山の南斜面は、太陽光によって北部の他地域以上に暖められたため、ここに、暖地性の植物が生育可能になったと、考えられる。

b) 南部高地

北部に比べて、広葉樹は一般に少なく、しかも、点在する傾向を示している。その生え方は、大きな独立樹的なものである。それらには、アベマキ・クヌギ・アラカシ・センダン（暖地性）などがある。ここでは、北部のクリ・エゴノキなどは、ほとんどみられない。また、暖地性のものとして、モッコク・ヤマモモ・ソヨゴなどがみられる。しかし、この地域は、北斜面となっているため太陽光線が当りにくく、北部と比して、暖地性の植物は少ない。

c) 中央低地

小田川の河岸及び中州には、マダケが群落をなしているのが目につく。また河道及び河首から離れた谷に沿って、マダケも群落をなしている。特に、山田・横谷に多い。この竹やぶのなかに、暖地性のアラカシが生えていることがある。また、水辺には、必ずといってよいほど、シンジュが生えているのが目についた。

（佐藤 隆子）

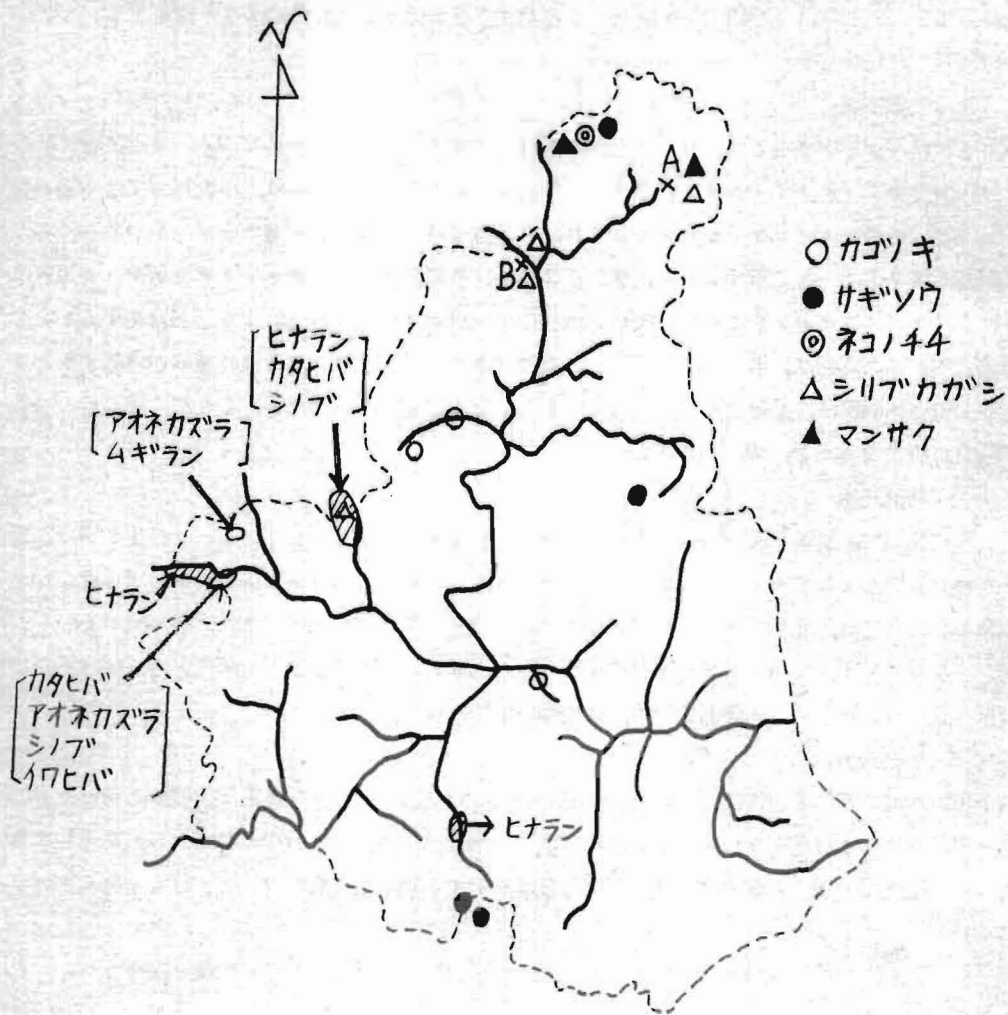


図 2-2-6 矢掛町の植生

第 3 章 人 口 と 集 落

1. 矢掛町の人口動態

(イ) はじめに

矢掛町は昭和29年5月1日、旧矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村、以上6ヶ町村が合併し、さらに昭和36年1月15日に旧小田町を編入して、総面積90,12Km²の現在に至っている。昭和48年4月30日現在で総人口18,792人となっており、県下町村のうちでは最大の人口を有している。人口分布は小田川流域の平地及び道路沿線に集中しており、旧矢掛町、小田町が密度が高く、旧美川村では旧矢掛町の約1/6という低さになっている。そして人口減少により、どの旧町村も大体同じ様に低くなっており矢掛町の市街部に周辺人口が集中していくといった形態はとられていない。人口減少は町を越えて、岡山市、倉敷市又県外へと人口移出がおこなわれているからである。世帯数は4,748戸で4~5年前から徐々に増加している。これは核家族化が進んできたためと考えられる。以上が矢掛町の人口の現状である。

表3-1-1 矢掛町地区別人口

地 区	世 帯 数	人 口			男 100に つき 女	面 積 Km ²	人口密度 人/Km ²
		男	女	総人口			
矢 掛	1,288	2,296	2,423	4,719	105.4	9.6	492
美 川	503	1,012	1,073	2,085	106.0	2.63	79
三 谷	565	1,142	1,222	2,364	107.0	1.64	144
山 田	616	1,216	1,347	2,557	110.8	12.3	208
川 面	561	1,075	1,131	2,206	105.2	9.5	232
中 川	548	1,078	1,159	2,237	107.5	10.5	213
小 田	667	1,263	1,361	2,624	107.7	6.4	410
計	4,748	9,076	9,716	18,792	107.1	90.2	204

注) 8.48.4. 役場住民登録人口による。

(ロ) 人口の増減 — 人口・世帯数の推移 —

この地域は昭和25年以降、ずっと人口が減少し続けてきている。大正元年から昭和48年までの人口・世帯数の推移を表3-1-2、表3-1-3、で示そう。昭和25年が最大の人口をもち、24,133人でこれを100とする。35年で21,960人、40年には19,857人、45年にはさらに減って18,962人になっており、その比は90.1、82.3、78.6である。このように25年以降40年ぐらいまで急激な人口減少をきたしている。しかし、40年代になってそのスピードはしだいに弱まり、45年から現在にかけては減少はしているものの、ほんのわずか

表 3-1-2 人口・世帯数の推移

種別	大正		昭和		10	15	22	25	30	35	40	45	46	47	48
	元12/31	9/10/1	14	5											
総人口	21,968	20,447	20,274	20,490	20,311	19,600	24,133	23,341	21,960	19,857	18,927	18,884	18,927	18,884	18,802
比	912	849	841	850	842	813	100	967	901	823	784	782	784	782	760
世帯数	4,103	4,302	4,215	4,181	4,221	4,063	4,733	4,606	4,617	4,546	4,714	4,739	4,714	4,739	4,743
比	867	909	890	884	892	859	100	973	975	960	996	1,001	996	1,001	1,002
一人当り	54	48	48	49	50	48	51	51	48	44	40	40	40	40	40
人口密度	244	227	225	228	226	221	267	259	243	220	210	209	210	209	208
比	910	850	843	854	846	828	100	970	940	824	787	783	787	783	779

(国勢調査及住民登録人口)

表 3-1-3 地区別人口・世帯数の推移

地名	大正		昭和		5	10	15	22	25	30	35	40	45
	元12/31	9/10/1	14	5									
矢掛	5,043	4,713	4,533	4,682	4,682	4,656	4,513	不明	5,739	20,194	5,263	4,856	4,739
美川	2,595	2,362	2,450	2,478	2,478	2,866	2,375	不明	2,901	不明	2,619	2,321	2,060
三谷	2,915	2,749	2,652	2,623	2,623	2,602	2,588	不明	3,007	不明	2,781	2,518	2,346
山田	3,000	2,814	2,784	2,718	2,718	2,720	2,645	不明	3,555	不明	2,991	2,624	2,482
川面	2,447	2,462	2,504	2,515	2,515	2,525	2,420	不明	2,834	不明	2,531	2,333	2,161
中川	2,732	2,592	2,555	2,626	2,626	2,581	2,462	不明	3,049	不明	2,767	2,483	2,316
小田	3,236	2,775	2,796	2,848	2,848	2,761	2,597	不明	3,248	3,147	3,008	2,722	2,561
計	21,968	20,447	20,274	20,490	20,490	20,311	19,600	不明	24,133	23,341	21,960	19,857	18,665
(世帯数)													
矢掛	935	1,006	993	1,004	1,004	1,022	1,007	不明	1,216	3,996	1,209	1,217	1,287
美川	494	500	503	493	493	491	472	不明	526	不明	517	495	483
三谷	563	584	558	533	533	537	513	不明	575	不明	555	546	547
山田	573	609	577	558	558	575	553	不明	638	不明	605	598	600
川面	483	504	500	501	501	505	477	不明	537	不明	518	521	527
中川	507	520	512	511	511	508	493	不明	587	不明	564	549	538
小田	549	579	572	581	581	583	548	不明	664	644	649	620	629
計	4,103	4,302	4,215	4,181	4,181	4,221	4,063	不明	4,743	4,606	4,617	4,546	4,611

(岡山県統計百年史及国勢調査より作成)

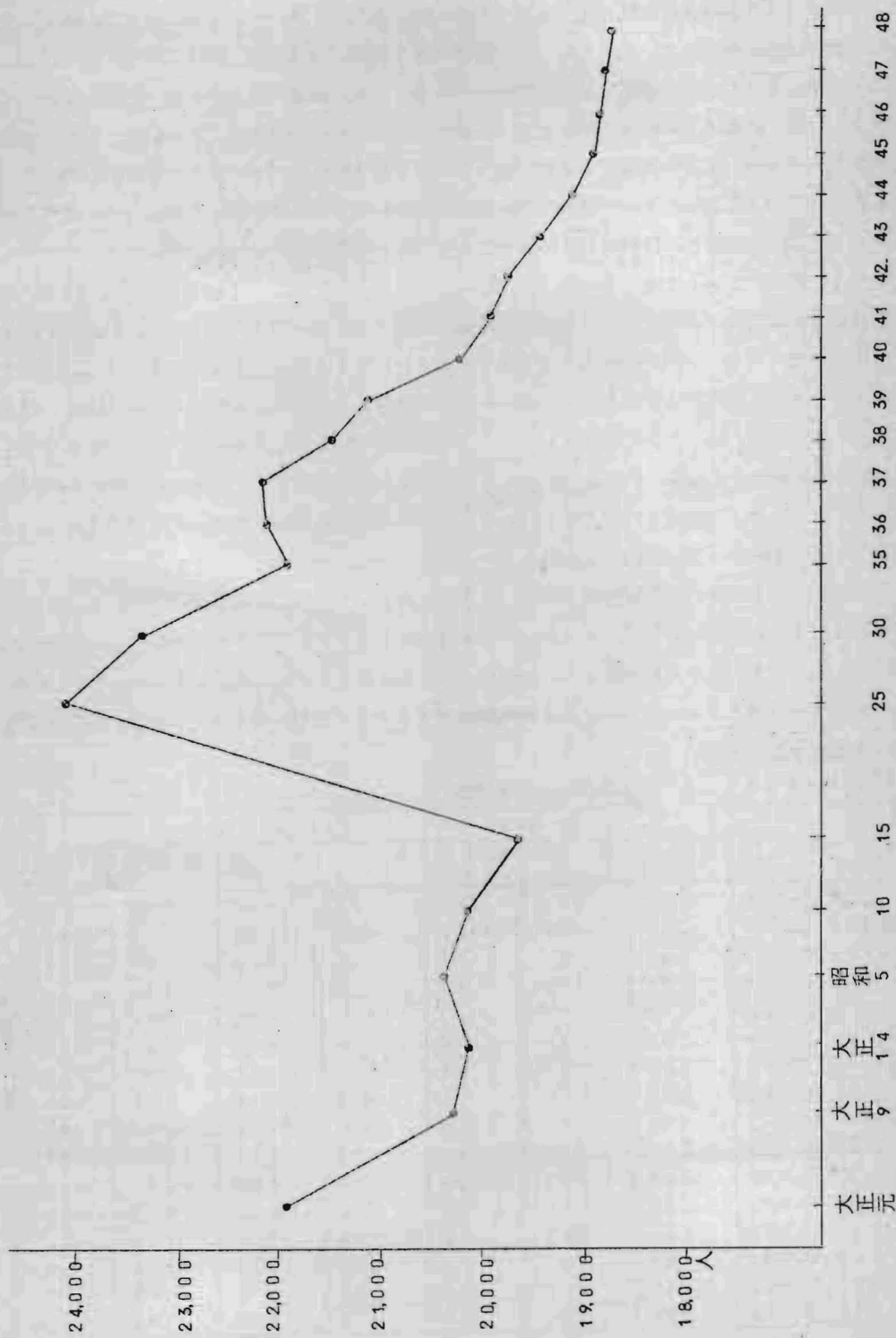


図3-1-1 総人口の推移

である。さて25年以前の人口の様子とはいうと、大正元年21,968人を筆頭に、昭和15年まで減少の傾向を示している。これはその度合は違いが、25年以降と同様な理由、即ち第二次第三次産業が発達してゆき都市化が進んでいったため、若年労働者人口が都市部へ流出していったと考えている。昭和15年から25年まで10年間の空白があるのは残念であるが、25年に急激な増加を示すのは、都市の荒廃による農村部への人口移動と戦後のベビーブームのためであろう。なお表3-1-3でわかるように矢掛町市街部へ人口が集中して行く形態はとられておらず、どの旧町村も一貫して同様に人口推移しているのはおもしろい現象だと思う。人口の推移は図3-1-1によってより明白にわかるであろう。

次に世帯数の推移であるが、人口の場合と同様に昭和25年4,733戸を100とする。35年4,617戸で97.5、40年には4,546戸で96.0というように徐々に減少している。しかし41年は4,675戸、42年は4,680戸とすだいに増加に逆転して、48年には4,743戸で100.2となっており、47年で25年当時を上まわり、今後も増加のきざしを見せている。一世帯当り人口の減少からわかるように、核家族化が進んできているためであろう。なお戦前の世帯数は戦後に比較して500戸ぐらい少ない。それが一世帯5人という数字に現われているのであろう。

(4) 人口の増減 — 自然動態と社会動態 —

昭和25年以降の人口減少について、もう少し分析して述べていこう。表3-1-4に示されるように自然増加Aはわずかながらプラスであるが、社会増加Bはずっとマイナスである。しかもマイナス100からマイナス400を示しているため、A+Bは常にマイナスを示している。しかし昭和41年のマイナス456に比べると46年以後はマイナス50前後に落ち着いており、人口減少の緩和状態を示している。

表3-1-4 人口の自然増加と社会増加

年次 昭和	総人口 (人)	自然増加(A)			社会的増加(B)			(A) + (B) (人)
		出生 (人)	死亡 (人)	自然増 (人)	転入 (人)	転出 (人)	社会増 (人)	
25	24,133	493	250	243	992	1,137	-145	98
30	23,341	314	183	131	902	1,220	-318	-187
35	21,960	261	230	31	632	1,052	-420	-389
36	22,079	257	226	31	561	852	-291	-260
37	22,088	218	219	-1	698	1,063	-366	-366
38	21,374	243	239	4	679	1,064	-381	-381
39	21,082	269	181	88	674	954	-280	-192
40	20,316	224	210	14	642	1,066	-424	-410
41	19,893	181	194	-13	568	1,011	-443	-456
42	19,623	251	233	18	702	972	-270	-252
43	19,313	244	218	26	755	892	-137	-111
44	19,091	237	198	39	766	1,068	-302	-263
45	18,962	260	200	60	786	975	-189	-129
46	18,920	254	182	72	807	921	-114	-42
47	18,882	260	208	52	728	818	-90	38
48	18,826	259	170	89	714	859	-145	-56

(町勢要覧)

まず自然動態について述べよう。死亡は年により多少の差はあるが、大体200人程であり、25年以降あまり大きな変化はない。出生は戦後のベビーブーム以後昭和37年まで減少して来た。これは25年に493人の出生が30年に314人、35年に261人そして、37年には218人に落ち込んでいることで明らかになっている。しかしそれ以後は年により多少の差はあるが減少傾向は示さず、横ばい状態であり、45年以後は260人ぐらいにもどっている。従って自然増は

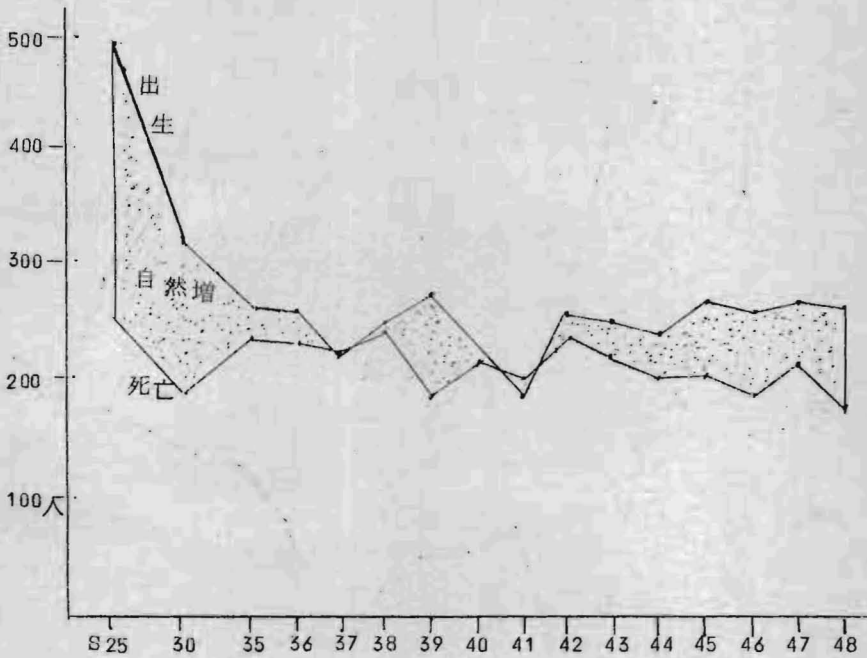


図3-1-2 自然動態

図3-1-2で明らかなように戦後から30年代後半まで減少の道をたどり、最近5~6年の間に又もちなおして50~70人になっていると言えよう。今後も大体现在と同様な形をとげ、大きな増減はないであろうと考えている。

次に社会動態について述べよう。一言でいえば転入よりも転出がはるかに多く常に社会減となつていて、これが直接的に人口減少をもたらしている。転出、転入共に年による変動が大きく一定の傾向がつかみにくい。社会減の大きい年は443人もいるが、最近2～3年は少なくなり、20～

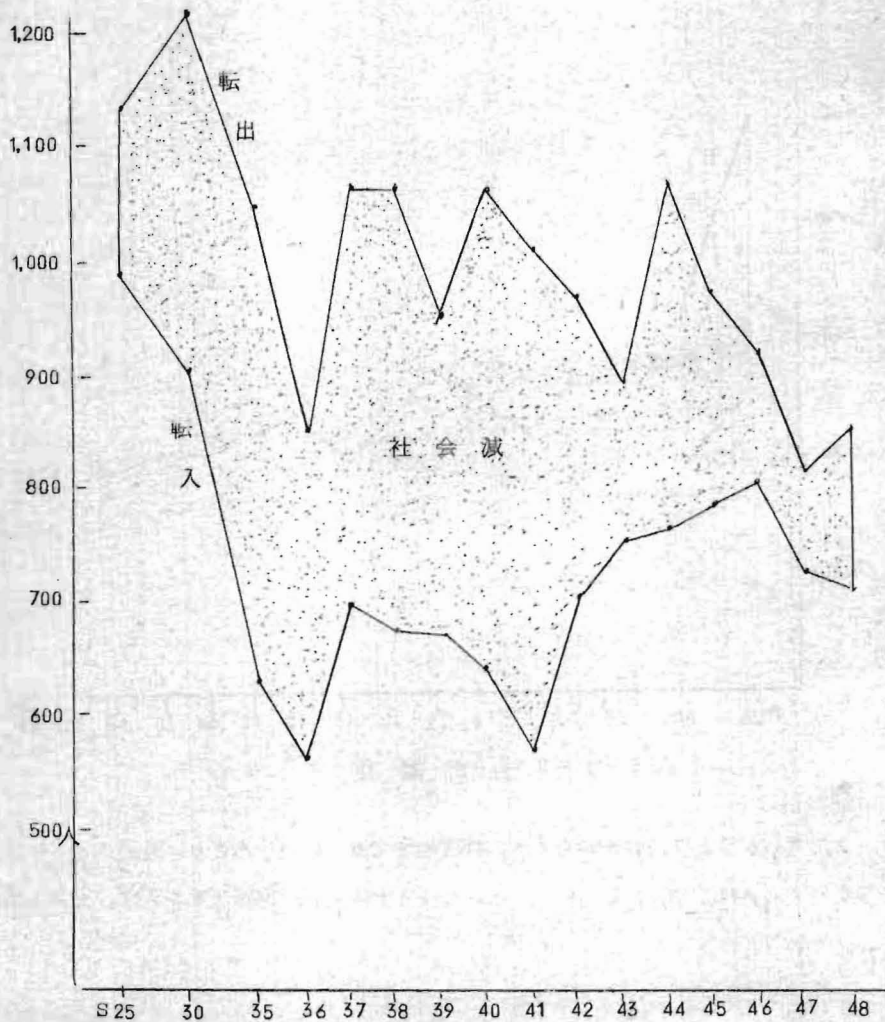


図3-1-3 社会動態

30人であり、このことから、人口減少の緩和がうかがわれる。では転出、転入についてももう少し詳しくみてゆこう。転出・転入ともその移動は県内が6割近くを占めており、岡山・倉敷方面へが全体の $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{1}{3}$ もある。次いで笠岡・井原・福山が1.5割～2割を占めており、そして総社・小田郡・吉備郡・浅口郡などの当町近隣の市町村が1割弱で続いている。県外では京阪神が圧倒的で、約2割を占めており、これに続いて東京周辺がくるがぐっと下がって4割程でしかなく、愛知県も

表3-1-5 転入・転出者数（昭和48年）

区 分	転 入 者 数			転 出 者 数		
	総 数	男	女	総 数	男	女
岡 山 市	82 ^人	37 ^人	45 ^人	123 ^人	58 ^人	65 ^人
倉 敷 市	107	48	59	167	80	87
津 山 市	6	2	4	11	4	7
玉 野 市	3	2	1	2	1	1
笠 岡 市	32	16	16	44	17	27
井 原 市	60	25	35	49	20	29
総 社 市	27	12	15	25	15	10
高 梁 市	9	7	2	8	5	3
新 見 市	2	1	1	5	3	2
小 田 郡	14	5	9	6	2	4
後 月 郡	4	1	3	0	0	0
吉 備 郡	4	2	2	25	11	14
浅 口 郡	20	5	15	15	5	10
そ の 他	32	15	17	31	17	14
小 計	402	178	224	511	238	273
東 京 都	20	12	8	15	7	8
神 奈 川 県	14	11	3	5	2	3
愛 知 県	13	6	7	17	9	8
三 重 県	1	1	0	0	0	0
京 都 府	21	6	15	24	11	13
大 阪 府	70	38	32	104	53	51
兵 庫 県	35	20	15	44	18	26
奈 良 県	2	0	2	0	0	0
島 根 県	3	1	2	0	0	0
鳥 取 県	0	0	0	4	2	2
広 島 県	76	43	33	77	39	38
香 川 県	7	5	2	4	3	1
福 岡 県	6	1	5	13	8	5
愛 媛 県	3	3	0	2	1	1
山 口 県	4	4	0	4	3	1
そ の 他	37	24	13	35	18	17
小 計	312	175	137	348	174	174
総 計	714	353	361	859	412	447

（住民異動票綴）

後者と同じくらいである。なお広島県が多いのは、その半数以上を福山に負っているからである。

さて、転出入者の年令にちょっと目を向けてみよう。転出者について述べると、家族で転出している人は昭和47年度の調査では、208名72家族であつた。これはその年度の転出者の約2割に当り、若夫婦が多かつた。表3-1-6で明らかのように幼児の転出は認められるが学童期(義務教育を受けるべき年令)の者の転出は極めて少ない。そして15才~24才ではぐんと多くなつており、若い労働力が都市に流出していったのがよくわかる。転入については昭和41年の調査

表3-1-6 転出者(847.4月~48.3月)転入者(844.1月~12月)の年令別構成人口

年令(才)	男(人)	女(人)	計(人)	男	女	計
0~4	21	21	42	11	10	21
5~9	13	11	24	12	11	23
10~14	7	11	18	8	18	26
15~19	107	119	226	40	51	91
20~24	100	177	277	67	108	175
25~29	70	63	133	41	46	87
30~34	27	19	46	17	20	37
35~39	16	16	32	18	17	35
40~44	14	6	20	8	10	18
45~49	6	4	10	8	3	11
50~54	9	8	17	8	2	10
55~59	6	2	8	4	4	8
60~64	3	2	5	1	1	2
65以上	12	18	30	2	6	8
計	411	477	888	245	307	552

(住民異動票綴)

で前述の転出の年と異なつたのは失敗でしたが、これも学校卒業以後増加して20才~24才でピークになり、それ以後だいに減少しているが、転出程激しさはない。なお20才~24才で女性の転出入者が男性のそれをはるかに上まわるのは、結婚による移動と考えてよいであろう。

(二) 年令別・男女別人口構成

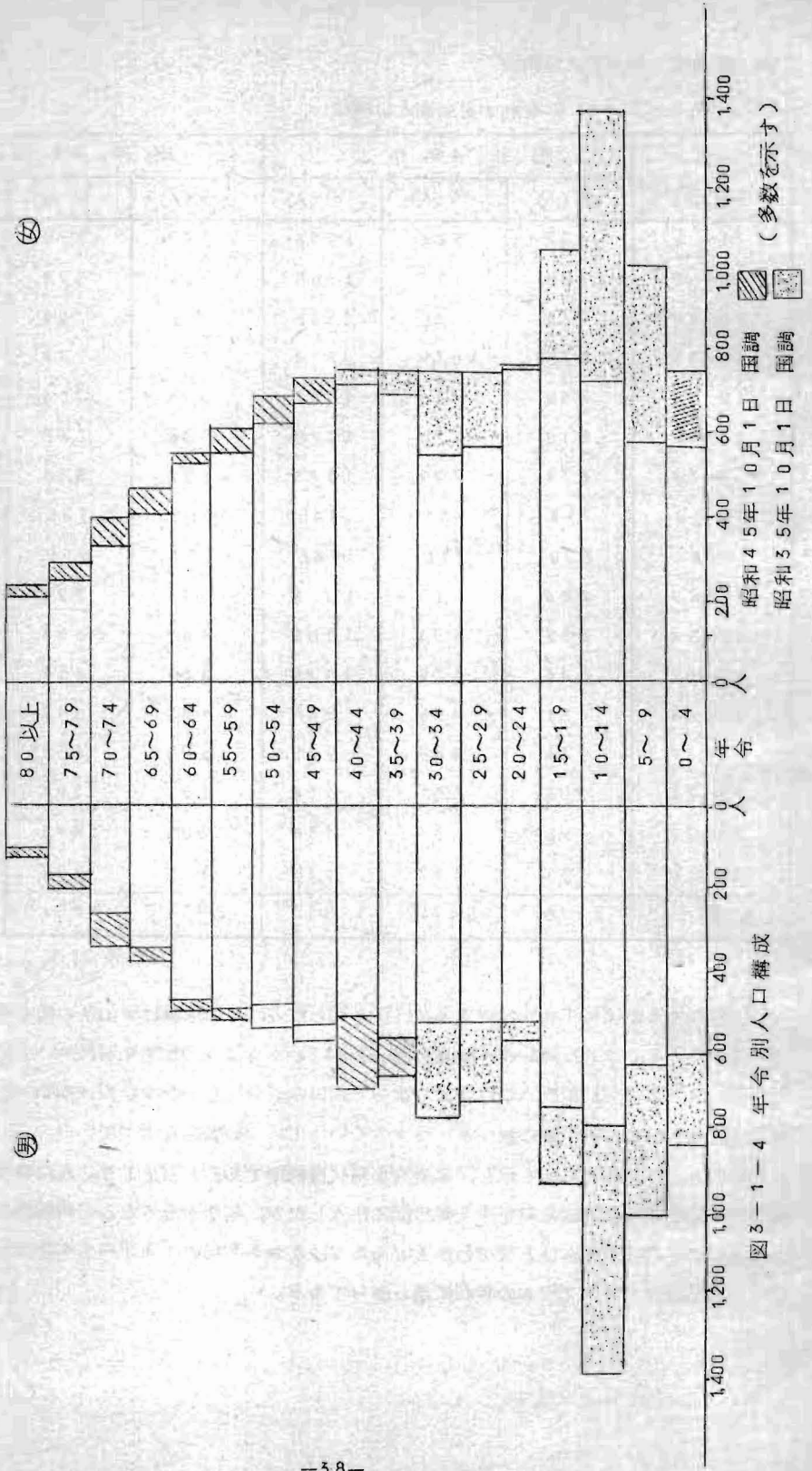
表 3-1-7 年令別・男女別人口構成

区分 年令(才)	昭和 40 年			昭和 45 年		
	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)
0~4	632	564	1,196	599	570	1,169
5~9	788	717	1,505	629	574	1,203
10~14	964	966	1,930	776	729	1,505
15~19	975	1,079	2,054	734	777	1,511
20~24	485	716	1,201	523	756	1,279
25~29	510	570	1,080	536	568	1,104
30~34	674	709	1,383	522	550	1,072
35~39	714	731	1,445	663	700	1,363
40~44	550	718	1,268	699	722	1,421
45~49	494	729	1,223	543	725	1,268
50~54	552	634	1,186	489	684	1,173
55~59	544	579	1,123	530	601	1,131
60~64	451	495	946	483	547	1,030
65~69	433	488	921	395	452	847
70~74	283	351	634	356	396	752
75~79	198	236	434	202	273	475
80以上	131	197	328	135	227	362
計	9,378	10,479	19,857	8,814	9,851	18,665

(国勢調査)

昭和45年で男10.0に対する女は11.2となり、この地域は岡山県の他の郡部と同様女が多くなっている。これは表3-1-7、及び図3-1-4でわかるように壮老年層において女性が多いためである。当町の年令別構成人口は幼児の減少と人口の老令化という2つの日本の一般的な姿と、労働力供給地としての青年層の減少という大きくいつて3つの要素をもっている。図3-1-4のようになり、ひょうたん型を示し、典型的な現代農村型であると言えよう。人口の変動をみるため昭和35年の年令別構成人口を45年の図に加入したが、年令が高くなると斜線部が現われることから人口の老令化現象がひと目でわかるであろう。なお35年の10才~14才がとびぬけて多いのは終戦直後のベビーブームの年代に当るからである。

(定金和子)



(多数を示す)

昭和45年10月1日
昭和35年10月1日

図3-1-4 年齢別人口構成

2. 過疎化集落

(1) 序

昭和28年ごろからの一連の経済成長は、大衆消費を前提に成立するものであった。農村でも「儉約は美德」の考え方から「消費は美德」の考え方に変わり、消費革命と結びついて現金収入の増大が望まれた。さらに昭和35年10月に出された農業基本法は、今後のわが国経済の安定した発展のために、要するに1町5反以上の経営を自立経営として維持し、それ以下の層は上下に分解せしめ、ことに1町以下の経営は離農せしめて他産業へ転移させようという方向のものであった。

消費革命と、農業基本法を軸とする農業政策のもとで、山間農村の農民たちはいかに対応していたか、そしてそこからいかなる矛盾が生まれ、今後の志向はいかなるものか……。矢掛町内で平均的な山間部落とみなされる三カ原地区をとりあげて、この問題を考えてみたい。

(2) 山間農村の対応

a) 地区の概要

矢掛の町からバスで約20分北に向かい、朝日橋で降りて橋を渡って西に進むと、道はやがて山の中の細い谷へと入っていく。三カ原はその名の通り、上、中、下の3つの小字からできており、両脇が山で囲まれた狭い谷あいには到達した部落で、水田が細く带状に続いている。高度は約150mで、矢掛町の北西部にあたり、羽無地区とは山1つ隔てた南に位置する。またこのあたりは吉備高原の南端にあたり、なだらかな山々を連ねて、春になるとウグイスが鳴き、季節の変化とともに、やがてホトトギスが、そしてヒグラシが自然のさえずりを聞かせてくれる。夜になると満天の星をいたいてひっそりと静まりかえるこの地域にいて、私たちは都会の賑々しさを忘れ、まるで別天地に来ているような感じを受ける。

だが、時代の流れはこの平和な村にも容赦なく襲いかかってきた。地区の農業はかつては米・麦の二毛作を中心とし、炭や木材、きのこなどの林業を副業とする純農山村であった。ところが昭和27～28年ごろから、現金収入の必要性の増大に伴って、タバコ、ハッカ、ナタネなどが導入され一次は小規模ながら多角的経営への可能性も見られたが、それが、昭和30～35年ごろからその後にかけて、“なだれ”のごとく進んだ主幹労働力（経営主、跡継ぎ）の兼業化流出の勢いに圧倒されて、最近ではタバコ作はもちろんのこと、水稻栽培さえも衰退ないし後退してきている。昼間は若い男の人はほとんど見られず、いわゆる“三ちゃん農業”のみならず、ごく最近では主婦までも近くにできたぬいぐるみ工場などへ働きに行くため、じいちゃん、ばあちゃん“二ちゃん農業”を余儀なくされ、細々と“食べるだけ作る”農業が営まれているにすぎない。1960～1970年の間に戸数は4戸減少し、人口は表3-2-1からもわかるように、18%減少している。県北部のような激しい過疎減少は見られないが、やはり若者流出の傾向にあるといえよう。

b) 労働力の流出と兼業化の進展

地区労働力の流出は前述のように昭和30年ごろから進んだ。昭和35～45年の兼業の進展を示したのが表3-2-2であるが、昭和35年の統計を見ると、I種II種合わせて50%近い兼業農

表3-2-1 人口の推移

(単位 人)

年齢	1960			1965			1970		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~15才	29	33	62	28	17	45	21	13	34
16~30	14	11	25	20	20	40	16	16	32
31~45	20	23	43	12	19	31	13	13	26
46~60	11	7	18	16	11	27	13	13	26
60~75	5	11	16	5	6	11	8	8	16
76~	3	4	7	2	4	6	3	3	6
計	82	89	171	83	77	160	74	66	140

(農林業センサス)

家が見られることから、それ以前から兼業化が進んでいたことがわかる。しかも事務職員、工員、店員等の決まった勤め先を持っている人が12人いるということは、かなり以前から兼業化が定着してきているといえる。昭和35~45年の間に、自営業を加えると兼業従事者数は24人から40人に激増している。戸数でいえば同じくこの間に、専業4戸から3戸、I兼11戸から6戸、II兼10戸から20戸へと、II種兼業農家の増加が顕著に現われており、昭和45年では実に89.7%の農家が兼業に従事している。I兼は昭和40年には増加しているが以後減少しているのは、日雇いなど農閑期にだけつとめに出ていたのが、その後工芸作物等を見捨てて恒常的なつとめに変わったためであろう。

表3-2-2 専兼農家の推移

	調査戸数	専業		I兼		II兼	
		戸	%	戸	%	戸	%
S.35	33戸	17	51.5	7	21.2	9	27.3
40	27	6	22.2	11	40.6	10	37.0
45	29	3	10.3	6	20.7	20	69.0

(農林業センサス)

では、なぜこのように兼業が急激に進んだのであろうか。兼業化への動きをアンケートで尋ねてみた。

①~⑦まで選択しを与えて兼業化への動機として最もあてはまると思うもの3つに○をつけてもらい、さらにその3つに、重要と思うものから順番に番号をつけてもらった。その結果が表3-2-3であるが、この表を見ると①④③に山ができてきていることがはつきりわかる。つまり、消費水準が上がり支出が多くなった、これ以上の農業水準の向上は望めない、不安定な農業より安定したサラリーマンの方がよい、の3つに大部分の人の考えが集まっていることがわかる。⑤⑥⑦の

よる消極的な考えをもっている人はほとんどなく、大部分の人が消費革命のもとで現金収入の増大を余儀なくされ、農基法下での農業政策のもとではこれ以上農業をやつていても向上はないと、農業に見切りをつけての兼業化への移行と思われる。

またタバコ栽培が兼業化と深いかわりがある。農業経営については後で詳しく述べるが、昭和27～28年ごろ導入され当時は20戸近く作っていたタバコが、昭和35年には9戸、昭和40年に6戸、昭和45年に6戸、昭和48年には2戸と急激に減ってきている。このことが、③のヒヨウをはじめとする天候に左右されるタバコに見切りをつけ、兼業化した理由になったと思われる。また、②の耕地が狭いからを最も重要な理由にあげる人が少ないということから、昭和45年現在三カ原の平均耕地面積は70.9aであるが、もしもっと多かつたとしても兼業化はくいといふことはできなかつたと思われる。

この地区は、水島へ車で50分、矢掛へ15分、井原へ30分という通勤圏内にあるという地理的条件も、兼業化を促進した大きな要因である。

表3-2-3 兼業化の影響に関するアンケート

☆ 兼業化への動機

選択し

- ① 消費水準が上がり、支出が多くなったから
- ② 耕地が狭いから
- ③ 不安定な農業より、安定したサラリーマンの方がよい
- ④ これ以上、農業水準の向上は望めないから
- ⑤ つとめに出る方が農業をやっているより仕事が楽だから
- ⑥ 回りの近がみんなつとめに出るから
- ⑦ 職場が近くにあるから

☆ 兼業になつて変わったこと

選択し

- i 収入がふえ、経済的にゆとりができた
- ii 婦人 あるいは老人の仕事の量がふえた
- iii 婦人 あるいは老人が血圧異常、内臓疾患、神経痛、胃腸疾患……etc になりやすくなった
- iv 昼休み、あるいはしるみて休みなどの、休む時間が少なくなった
- v 家族団らんの時間が少なくなった
(夕食、朝食はそろつてしなくなった……etc)
- vi 主人 あるいは主婦の睡眠時間が短くなった
- vii カギっ子になった

家番号	階層区分	構成人員	兼業化への動機							兼業になって変わったこと						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	i	ii	iii	IV	V	VI	Vii
1	A b-S	3人	●		●					○	○	○	○	○		○
2	Ab	5	●		●	▲				○			○	○		
3	Bb-T	4	●		●	▲				○	○		○	○		
4	Bb-T	3	●		●	▲					○	○				
5	Bb	6	●		▲	●										
6	Bb	5	●		▲	●				○	○	○	○	○	○	
7	Bb	5	●		●	▲					○					
8	Bb	4	●		▲	●				○	○		○			
9	Bb	4	●		▲	●				○			○			
10	Bb	3	●		●	▲					○	○	○	○	○	○
11	(a-S	2	●	▲	●					○	○	○	○	○	○	○
12	(b-S	8		●							○		○	○		
13	(b-S	7				●		▲	●		○		○			
14	(b-S	6	●	▲		●					○	○	○	○		
15	(b-S	2	●			●				○	○	○	○	○	○	
16	(b-T	6	▲		●	●					○			○	○	
17	(b-T	6				●		▲	●		○		○	○	○	
18	(b-T	6		●		●		▲			○		○			
19	(b-T	6		●	●	▲				○	○		○			
20	(b-T	5	●		●	▲				○		○				
21	(b	4		▲	●	●					○		○			
22	(b	4	●			●					○		○	○	○	
23	(b	3	●		●	▲					○	○	○	○	○	○
24	(b	3		●	▲	●					○		○		○	
	計									46	75	29	67	63	29	8 %

注 (1) 調査戸数26戸のうち、専業2戸を除く(アンケートによる)

(2) 階層区分の基準

- A 耕地1.0~1.5ha, B 耕地0.5~1.0ha
- C 耕地0.5ha未満
- a I兼, b II兼
- 主婦が農業外に仕事をもっている場合
- S 臨時的, T 恒常的

(3) 兼業化への動機

- 一番めの理由
- 二 "
- △ 三 "

① 農業経営の動き

昭和35年前後以降のこうした激しい労働力流出と兼業化の進展に伴って、地区の農業経営と農業生産は全般的にかなり衰退の傾向を示し始めている。部落の過去10年間余の動きの一端を追ったのが表3-2-4、表3-2-5であるが、この表によつても農業衰退の様子はよくわかる。昭和45年現在の農産物の販売状況を示したのが図3-2-1であるが、農産物販売額が20万円未満の農家が実に55%を占めており、70万円以上の農家はわずか6.9%しかないという、まことに心細い状態にある。

表3-2-4 1戸当たり作付耕地面積の推移(単位; a)

	水 出	畑	計
S. 35	4 1.1	2 1.3	6 2.4
4 0	4 2.7	2 9.5	7 2.2
4 5	4 1.8	2 4.5	6 6.3
4 8	3 7.6	1 5.1	5 2.7

注) S. 35, 40, 45は農林業センサスより,
S. 48は聞きとりによる

表3-2-5 農業経営の推移

	年	調 査 数 戸	作 付 農 家		作 付 面 積 (全体平均)	作 付 面 積 (作付農家平均)
水 稻	3 5	3 3戸	3 3戸	1 0 0%	4 1.1 ^a	4 1.1 ^a
	4 0	2 7	2 7	1 0 0	4 3.0	4 3.0
	4 5	2 9	2 9	1 0 0	4 1.8	4 1.8
	4 8	2 6	2 6	1 0 0	3 7.6	3 7.6
麦 類	3 5	3 3	3 1	9 4	2 4.8	2 6.4
	4 0	2 7	2 3	8 1	1 6.3	1 9.1
	4 5	2 9	2 2	7 6	9.6	1 2.6
ま め 類	3 5	3 3	3 3	1 0 0	7.2	7.2
	4 0	2 7	2 0	7 4	3.1	4.3
	4 5	2 9	6	2 1	1.0	4.8
た ば こ	3 5	3 3	9	2 7	3.7	1 3.7
	4 0	2 7	6	2 2	8.1	3 6.7
	4 5	2 9	6	2 1	9.3	4 5.2
	4 8	2 6	2	8	1.5	1 9.5

注) S. 35, 40, 45は農林業センサスより,
S. 48は聞きとりによる

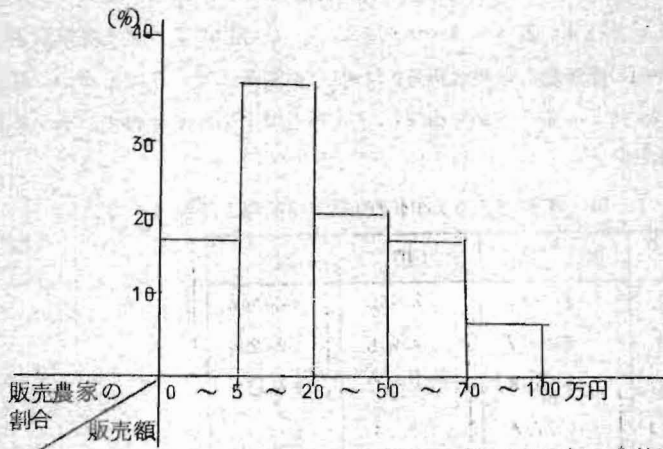


図3-2-1 農産物の販売状況 (昭45年, 農林業センサス)

このような状態にさらに輪をかけてのが昭和46年以降の休耕奨励であり、アンケートによつてその傾向をつかんでみると、昭和45~48年の間に最も急激に経営面積が減少していることがわかる。

ここでタバコ作に注意してみると、昭和27~28年ごろ導入されたタバコは、昭和35年には栽培戸数9戸、栽培農家平均作付面積は13.7aであるが、昭和45年には栽培農家6戸、栽培農家平均作付面積は45.2aと、栽培農家は減少しているが、1戸当たりの作付面積は実に3倍に増加している。しかし、昭和48年には栽培農家はわずか2戸、作付平均面積は19.5aと急激に衰退の傾向にある。ではなぜ昭和35~45年の間にこのように栽培農家1戸当たりの作付面積が増加したのであろうか。三カ原地区は、前にも述べたが狭い谷あいの部落であり、畑地は両側からせまった山の斜面に点在しているため、タバコ栽培においてそれ相応の利潤を得ようと思えば、作付面積をふやしていく以外に方法がなかった。周知のようにタバコ栽培は炎天下での重労働であり、作付面積をふやせばそれだけ労働が強化されるために、これ以上作付面積をふやすことは不可能であった。従つて、"このようなえらい目をするよりはむしろ外へ働きに出た方が……"という気持ちが起こるのは当然であり、表3-2-3の最も重要な理由としてはあがつてこなかったが、おそらく隠れた要因として存在していると思う。

また、耕作放棄した原因の中にイノシシの被害を訴える人がたくさんいたが、このことも山間部落故に重要な理由となつた。

なお、昭和40年に1戸当たりの経営耕地面積が増加したのは、離村した人たちの耕地を譲り受けて耕作しているからであるが、せっかく耕地が増加しかけても、人手不足等のため山あいの耕地は荒れて山と化しつつある。このような土地では1年間の休耕は耕作放棄に等しく、昭和46年以降の休耕奨励によつてこの傾向はますます強められた。

このように三カ原地区においては、換金作物としてのタバコも早く見捨てられ、兼業化への移行が早かったものと思われる。その時期は昭和30年前後に始まっている。

d) 今後の志向動向

ではこの地区の人々は、今後どのような志向をもっているであろうか。アンケートによってその方向を探ってみた。

このアンケートは世帯主ないしは主婦を対象としたのであるが、まず農業について、「これから農業を続けていくか。」という問いに対しては、100%の人が「はい」と答えている。「では耕地をふやすなどして農業を発展させていこうと思うか」という問いに対しては、ほんのわずかの人が「はい」と答えているだけで、大部分の人は「いいえ」と答えている。兼業については、すべての兼業農家がそれを継続していくと考えている。また跡つきについてみれば、70%の人が現在跡つきはいると答えており、いない15%、無回答15%であった。跡つきは農外就業を望む者がほとんどであるが、現経営主が死去ないし引退した場合には、ほとんどの者が帰農あるいは農業をそのまま継続していこうと考えている。

ここにかれら兼業農家の、兼業という形をとるにしろ、農業を捨ててしまうことはできないという滞留状況がはつきり示されている。農村労働力が流出し、農業人口が減少しても、農業経営と農業生産は衰退（もしくは荒廃）こそすれ、決してそれがそのまま農業の近代化へ規模拡大に結びつくものではないことの証左である。

ではなぜこのような滞留状況がみられるのであろうか。それは1つには、完全な没落の危機を防ぐための安全装置としての自給的農業を営もうとする経済的要因である。地区を歩いていてもよく耳にしたことであるが、農業には最低限の生活保障があり、“いざとなつた時にも食べるものを作っておくと安心だ！”という考えである。政府の農業政策もあいまいであり、このような激しいインフレの不安な世の中において、農民は決して耕地を手放してしまうようなことはなく、農業の発展はおそらく見られないてあろうが、“食べるだけは作る”零細農業がこれからも続いていくと考えられる。

滞留状況のもう1つの要因として、私は過去からつきかわれてきた農民の精神が存在すると思う。それは田畑への愛着心であり、家への執着心である。家についての考え方をアンケートによって追ってみると、家は①この土地で継ぐべきである……73%、②名は残すがどこでついてもよい……15%、③家、名は考えない。子供の幸福のみを考える……12%という結果が出たが、「家はこの土地で継ぐべきである」という考えが、実に $\frac{3}{4}$ を占めていることがわかる。古来日本の農村を支配してきたのは、“家”と“村”という概念——つまり西洋の個人主義に対する集団主義であるが、まだまだ農村にはこの傾向が強いように思われる。そのことは“田畑への愛着心”によっていっそう強められている。農業は土地に対する多大の努力を要する故に、農民は耕地に対する執着心が非常に強く、それが祖先から受けつがれてきたものであるだけに、この傾向は異常なほど強い。

三カ原地区の人たちに“田畑への愛着心”をアンケートで調べてみると、「昔からの、祖先の受け継いできた土地に愛着を感じるか、」という問いに対しては、全員が「感じる」と答えており、

「では、耕地を荒らしたり土地を手放すと祖先に悪いと感じるか、」という問いには90%、「土地を荒らしたり手放すことは寂しいと感じるか、」という問いに対しては、85%の人たちが「感じる」と答えている。「祖先に悪いとは別に感じない」、「手放しても寂しいとは感じない」と答えた人は、それぞれわずか2人にすぎなかった。これによると、田畑への愛着心が非常に強く、またそれが、祖先からのものという“家”の觀念に發展していることがはつきり示されている。

要するに、兼業という形をとり、農業は停滞もしくは衰退しつつ、そしていろいろな問題を含みながらも、(この問題点については後で詳しく述べる)少なくとも自家飯米だけは作つていこうとする態度は、最低限の生活保障を保とうとする農民の自己防衛であるとともに、祖先から受け継いできた土地を手放したり荒らしたりすることは、祖先に申し分けないし、また自分でも寂しいと感じ、その土地とともに、“家”を継続させていこうとする農民の思想であろうと考える。

(イ) 農民の労働者化と農民生活の問題

a) 農村婦人と老人問題

農村家族の生活の矛盾は、婦人層に特に集中的に現われる。男子の他産業流出によつて、婦人は農業の中心労働力となり経営の責任を負うようになってきた。男子専従者のいない経営が増加することによつて、婦人の責任の一層の増大が予想され、さらに、部落人足や部落の会合への出席といった社会生活における責任も、これに平行して婦人層の肩にのしかかってくる。それに加え、昭和40年ごろから婦人の他産業就業も増加しており、センサスおよびアンケートから三カ原部落で主婦を中心とした婦人の他産業就業の傾向を追つてみると、昭和35年6%、40年8%、45年24%、48年46%と増加しており、昭和48年にはほぼ半数の主婦が、近くの工場に働きに行ったり家で内職していることがわかる。さらに30才以下の若妻は、全員がなんらかのつとめを持つている。

もちろん主婦層への負担の増大や農外就業の増大は、それ自体多くの問題を農民生活に生み出しているが、まず直接の影響として、主婦の労働時間を長くさせ疲労を蓄積させている。兼業による影響をアンケートによつて調べた結果が表3-2-3であるが、これによつて主婦の婦人あるいは老人の仕事の量がふえたに○をつけている人が75%いることから、婦人の労働時間が長くなったことがはっきり読みとれる。前にも述べたように、自給的な農業は続けようとし、さらに他産業へ就業しようとするれば、労働時間が長くなるのは当然の結果であろう。農外就労している主婦のほとんどが、農外就労日に出勤前か帰宅後農作業をしている。そして一週間の疲れをとるためにある日曜日には、農作業の遅れをとり戻すために特に精出して農作業を行なわなければならず、その結果、家事育児などに十分な配慮ができないといった傾向が出てくる。カギっ子ということばも、団地族ばかりでなく農村でも珍しくなくなった。

さらにアンケートからもわかるように、婦人の健康破壊、肉體消耗もものがせない事実である。肉體的精神的疲労、長時間労働と短い睡眠時間により、血圧異常、肩こり、腰痛、手足のしびれ…など農夫症の増加を訴える人も多い。

婦人の農業経営や農外収入が、主婦や若妻の地位を強化させ、農村の古い慣習を破りつつあると

いう事実は否定できない。そして、過去の貧困下での婦人の条件はさらにきびしかったかもしれない。しかし、これらの問題が新しく発生した条件に支えられて、再生産されていることには注目しなければならぬであろう。

農村婦人の問題と同様に老人の問題もおこってくる。三カ原地区で61才以上の全人口に占める割合をみてみると、昭和35年13%、40年12%、45年16%と徐々にではあるが、高齢化が進んでいる。このような若者流出や婦人層を含めた家族員の他産業従事は、ますます多くの老人を高齢に至るまで農作業の重労働にとどまらせ、さらに家事育児にまでも過重な負担を強いっている。そして婦人の場合と同様に、農夫症を訴え、早老をひきおこしているのも事実である。

2) 消費水準の不均衡を進展

高度経済成長は、それが大量消費を基盤としていただけに、生産の合理化、生活の向上、便利性を求める農民の要求に手軽に答えるものを次々と生み出していった。新しい農業機械、農薬、肥料から、家庭用電気製品、自動車……etc。そしてそれが、大量宣伝とたくみを販売方法で農民にその欲望を開発してきた。農村の人たちはこのような現金収入の増大に押されて、兼業化していったのである。

さて、三カ原地区においても、農機具の購入は急激なピッチで進んできた。その様子は表3-2-6に示しておいたが、昭和48年には、耕うん機、乾燥機はほぼ全家庭に、さらに出植機が約半数、稲刈機が約 $\frac{1}{4}$ の家庭に普及している。

表3-2-6 農機具所有戸数 (単位; %)

	S. 35	40	45	48
耕うん機	0%	41	86	96
乾燥機	0	0	35	85
出植機	0	0	0	50
稲刈機	0	0	0	23

注 (1) 調査戸数26戸

(2) S. 35, 40, 45は農林業センサス

S. 48は聞きとりによる

水田平均面積約40a、しかも谷あいの狭い水田の地区で、何故に出植機が、さらには稲刈機までがこのように急激に導入されたのであろうか。アンケートによつて、次のような質問をしてみた。農機具導入の理由としては、①A. 人手不足、B. 周りの人がみんな買う。②A. 経済的ゆとり、B. 他人に仕事を頼むのがいや……等が考えられるが、①AB、②ABを組として、その中で特にあてはまると思うものに○をつけてもらったが、その結果が図3-2-2である。①では人手不足をあげている人が多いが、Bの周りの人がみんな買うからという理由をあげている人も見逃すわけにはいかない。「うちだけカマで稲を刈っていたら恥ずかしい……」という人間特有の見栄が入っているのであろう。②では、経済的なゆとりよりも、Bの他人に仕事を頼むのがいやというのを理

由にしている者の方が多い。ここからも、やはり、人手不足からくる協業のむずかしさ、さらには人に頭を下げてまでやってもらいたくないという、農民の自尊心、見栄が感じられる。

選択し

① { A. つとめに出るので人手が足りない
B. 回りの人がみんな買うから

② { A. つとめに出ることで経済的にゆとりができた
B. 他人に仕事を頼むのがいやだから

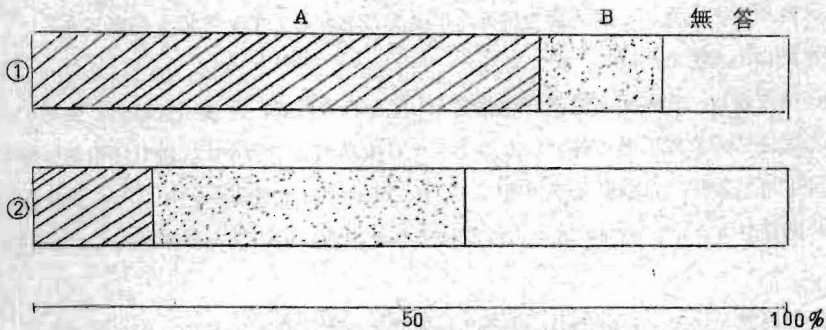


図3-2-2 農機具購入傾向に関するアンケート（調査戸数24戸）

他産業就業によって現金収入が増大し、その結果として機械化することで農作業は合理化されたであろう。しかし、何十万円という農機具を買うために主婦までも働きに出、そのために人手不足になるという悪循環は、生活水準の上昇というよりは消費水準の不均衡な発展という傾向を多分に含んでおり、人間としての成長ではなく、自律性の喪失、利己主義化であるように感じられる。

c) 現在の兼業生活に対する意識

さて、では現在の兼業生活を人々はどのように感じているであろうか。これも前と同様の形式でアンケートしたが、その結果が図3-2-3である。ここで注目すべきことは、生活に時間的余裕がなくなつたと考えている人が6割強と非常に多いということである。時間的余裕と考えるとよいであろうが、人々は物質的豊かさイコール幸福とは必ずしも考えていない。

（調査戸数26戸のうち専業2戸を除く）

選択し

① { A. 収入がふえ、生活水準が向上した
B. 生活に時間的余裕がなくなり、忙しい毎日になった。

② { A. 経済的にゆとりができ、家庭がよりうまくおさまっている。
B. 家庭内での種々なゆがみ、（たとえば子供の生返事、親子の断絶）などが見られる

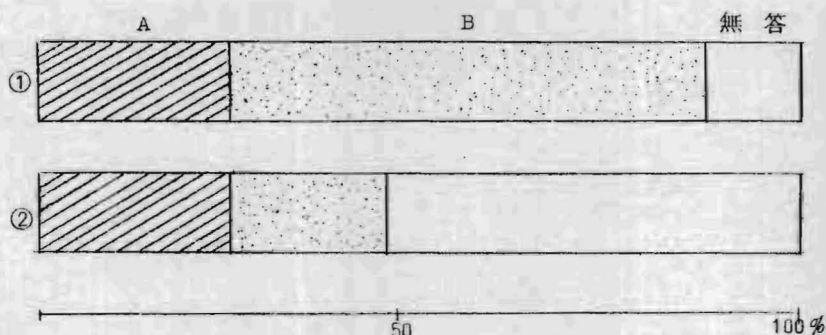


図 3-2-3 兼業生活についての考えに関するアンケート

これは表 3-2-3 からもいえることであるが、「休む時間が短くなった。」「忙しいばかりで心の余裕がなくなった。」というのが現実の声である。さらに、「家族団らんの時間が少なくなった。」ということも見逃すわけにはいかない。このことは、時には家族生活の動揺をも引きおこしかねないからである。

しかし、人々は“つとめ”を続けると言っている。そして機械を導入しつつも、農業を継続していこうと考えている。兼業生活の矛盾を知りつつ、兼業生活を維持しようと考えているのである。農機具についての過剰投資ということに対して人々がどう考えているかを尋ねてみたが、その答えの中に山間農村の人たちの考えが集約されていると思う。このことに対してアンケートしている時、至る所で、私は、「どうしようもない。」「しかたがない。」という言葉聞いた。「田畑を荒らすわけにはいかない。そろばんは合わなくても、人手が足りないから機械に頼るほかはない。時代の流れについていこうと思えばしかたがない……。」というのが大部分の人の考えであろう。こうして、人々は今日も忙しい毎日を送っているのが現状である。

(藤原 鈴香)

第4章 古代・中世の矢掛町

1. 条里制と郡家

(1) 条里制とは何か

条里制は歴史的な存在ではあるが、今日においてもそれは方1町の地割農地として各地に存在している。すなわち、ほとんどすべてが条里で覆れているといってもいい奈良盆地(大和平野)を初めとして、西日本の平野の大部分にわたってみられる。遺構の分布範囲をみると、図のように畿内を中心に北は秋田付近から南は大隅におよんでいることがわかる。とくに畿内・北九州・瀬戸内・近江から東へ出た濃尾平野・北へ出た福井平野に著しく発達し、東北・関東・山陰・南九州は部分的である。それらを見る時、千何百年も昔のものが比較的良好に残っているのに驚かされるのである。兵庫県の三田市においては明治の大規模な耕地整理も条里制の遺構を消すことができずにそれを補修したにすぎなかった(落合氏)し、農地の支配のみでなく市街地を規制することもあった。さらにはニュータウンの造成にも条里制遺構は規制力をもつなど、未来をも支配するほど現実に密着していることが示されている。(落合重信〔条里制〕)

条里制研究

条里ということばは地割の一方を条で数え他方を里で数えたところからおこったものであるが、従来の条里制研究は1町方格の地割につけた地番づけとそれを通じての条里復原を主要な研究対象としてきた。しかし、これはあくまで地割の残存を通じて開拓と当時の社会状況を解明するための前提とするべきであろうと思われる。われわれも条里の坪名に関係のありそうな地名から条里復原をと、虚しい挑戦を試みたのであるが、後述するように徒勞に終わった。一時の思いつきで事が成るほどそれは生やさしいものではなかったのである。以下に一般的な条里復原の過程を簡単に述べよう。

条里の地番づけの呼称は方1町を坪といい、これのタテ・ヨコ $6 \times 6 = 56$ 坪の1区画を里として順次1の坪から36の坪まで数えるが、この数え方に図のように千鳥式と平行式がある。単純にいうと何がしかの坪名らしいものの存在があれば、復原は成るわけであるが、千鳥式・平行式の方向も様々であるし、坪名が元の位置からずれていること、1つの坪名が方1町2つにわたっていたり、18の坪が8の坪として残るなど復原も容易でない。所によっては、何条何里と書かれた文書が残っていたり、そういう地名が残っていたりして復原を助けることも多い。坪名の配置がひととおり決っていると混乱がないのであるが、千鳥式と平行式があるのは地域性によるのか時代性によるのかそれとも他の理由によるのかは明らかでない。また条里の方向は正しく東西南北をさすのが一般的というが、地形などの影響によって国郡全体が偏向している場合もあり、また1郡内に部分的に偏向条里地域を含むこともある。そして、坪の配列が現地について決定し条里の方向が決まりその上に三条とか五里とかいう位置がわかると、これによって条の起点・里の起点が決定されてくる。ふつう条里の起点は郡界に近く、したがって現郡界と一致しない時は郡界の移動を推定する材料と

なることもある。そういう例も摂津国八部郡などにみられるという。条里地割のあるところは、1郡を単位として次のように呼ばれる。「何国何郡何条何里何ノ坪」と。今日の番地のような役割を果すと考えられるが、このように条里呼称が1郡を単位としておこなわれているため、「一郡一条」の考え方ができて、一般的に郡界が定められて後に条里が敷かれたとする考え方を生むことになったしかし、1郡が1条里でないことの例証が出されていて（落合氏）興味深い。

条里制開拓ののち、11世紀以後荘園が発達して土地の開発も山谷深く及んだが、新たに条里をしなくてもこれまで条里も急速にその形をくずしていった。条里の分布が、全国的には大和・近江を中心とし、地方的には国府を中心として遠心的に疎になっていることなどは、律令制と密接な関係を示すものようである。

条里の起源

条里制の起源は当時の文献にまったく記載がなく、ようやく14世紀のはじめの『拾芥抄』やほぼ同じころの大徳寺領播磨国小宅荘絵図が条里制について説いた最初のものようである。

条里制の起源については、江戸時代以来いろいろと論じられ今日にいたっているが、まだ定説を得ていない。平城京の整然とした方形の条坊制は条里制を参照したもので、大化改新以後の数度の田積改定にも町・段の地積に変化がなかったのは、そのような地積をもった条里制地割が大化以前から存していたことを示すとの説や、古墳時代後期に大陸から犁が輸入、普及され、その使用に際し回転度数を少なくするため長地型地割が成立したとの説が唱えられ、近くは奈良・平安朝の文書や絵図について長地型地割が半折型に先行することを証し、同時に大化改新詔にみえる長さ三十歩広さ12歩を一段とする地割が半折型に適合することから、大化前代にさかのぼってまず長地型地割がおこなわれ、ついで大化改新の班田収授にいたって半折型が施行されたとの説が提起され、条里制の起源を大化前代に認めようとする考えが有力に主張されるようになった。これに対して、半折型が長地型に先行するとの逆の考えもあり、また現存の条里制遺構によると、飛鳥時代の寺院跡（法隆寺若草伽藍）や道路の方向が付近の条里に一致しないことなどから、条里制の起源をそれ以後、現法隆寺造立までの間に求めようとする反対説も出されている。さらに最近では、360歩1段制は天武朝の浄御原令に初めて採用されたもので、それ以前は大化前代からの代制（高麗尺、方6尺1歩）がなお存続していたであろうとの推定が有力に唱えられるようになったので、条里制の起源についても、半折型地割は、浄御原令以後に始まり、代制と深い関係にあったと考えられる長地型地割も、大化以前から部分的におこなわれていたかもしれないが、整然とした条里制が発達してきたのは、律令制国家権力が強大となった天武・持統朝ではないかとの推論もされている。なお、条里制の起源をおもに大化以後とする場合は、その施行目的を班田収授制の実施から説明することができるし、大化前代に起源を求める場合は、後期古墳の爆発的であることと条里制の関連、対朝鮮侵略による技術・労働力・物資の導入などの可能性などがその理由としてあげられると思われる。

条里制起源論争は以上のように大化前代説と以後説がいまだに対立している。現在活躍する文献史家の多くは条里制起源大化前代説に反対の傾向を示している。

このように、条里制については今後の研究にまたれるところが多く、条里制の成立の時代とか、

あるいは条里制開拓の主体とかがはっきりしないため、歴史の中にも積極的にはくみいれられないような状態である。遺構は厳然と存するのに、それが歴史時代以前のものである記録がないというところが研究をおくらせている。

千鳥式 ← 条の方向							三 条	二 条	一 条	
6	5	4	3	2	1	里 ↓	一 三	一 二	一 一	一 里
7	8	9	10	11	12					
18	17	16	15	14	13					
19	20	21	22	23	24					
30	29	28	27	26	25					
31	32	33	34	35	36					
平行式 ← 条の方向							二 三	二 二	二 一	二 里
							里 条	里 条	里 条	
6	5	4	3	2	1	里 ↑	三 三	三 二	三 一	三 里
12	11	10	9	8	7					
18	17	16	15	14	13					
24	23	22	21	20	19					
30	29	28	27	26	25					
36	35	34	33	32	31					

図4-1-1 条里坪付図

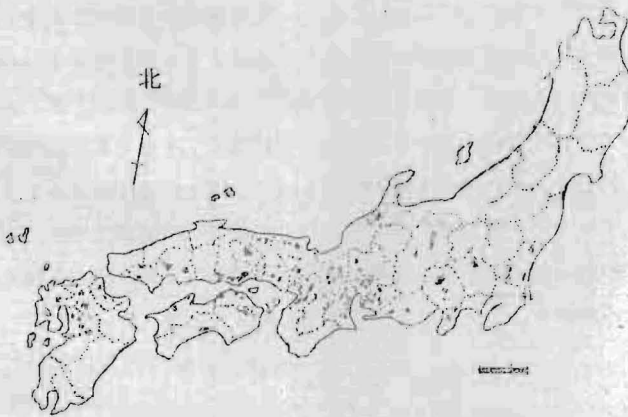


図4-1-2 条里制遺構分布図（落合重信『条里制』による。）

(d) 矢掛町の条里制の遺構

中国地方瀬戸内地域の条里制の遺構について、「岡山県は吉井川・旭川・川辺川の三流域にわたって広く整然たる条里の遺構を存し、備中国足守庄や服部郷など条里制をしるした古地図もある。なお岡山平野の北方津山盆地にも津山市の東西に亘ってみとめられる。中国地方の瀬戸内地帯は、広島県以西はすこぶる稀となって、福山市・新市町・府中町・西条町・広島市の各地の付近に部分的に小地域ずつあるにすぎない。山口県に入っても、下松町・防府市・厚狭町・山口市付近に部分的にみとめられるにすぎない」と竹内理三氏は以上のように述べている。

小田郡矢掛町において条里制の遺構について、これからみてみよう。矢掛町において条里制の遺構が明瞭に残っているのは、高粱川（前述の川辺川のこと）の支流である小田川の沿岸地帯である。特に、矢掛を中心とした東方の旧三谷・山田村、また、西方の旧川面・中川村の地域の遺構は非常に明瞭である。これらの地域は、実成郷・草壁郷・^ま家郷と呼ばれていた所である。実成郷は現在の大字東三成と大字西三成に当たり、下道^う勝弟^し依朝^あ臣^あ右二人母夫人（吉備真備の祖母）之骨蔵器が発見されたのはこの地である。草壁郷は、もとの山田村と大字横谷に当たり、仁徳天皇の^あ大日本皇子の御名代という言伝もある。また、^ま家郷は旧川面村と矢掛に当たり延喜式に小田駅馬二十四匹とあるのはこの郷のことである。これらのことをみただけでもこの地域が古くから開かれていたことが想定できる。だが、同じ小田川沿岸地帯で早くから開けていた矢掛町大字小田の付近は、耕地整理が行なわれているため、その条里地割をつかむことは非常に困難である。（この小田地区の条里については次節（小田郡家の址）で詳細に触れることとする）

次に、これらの条里の方向をみてみることにする。矢掛を中心とした東方の旧三谷・山田村の方の条里は正しく南北の方向をとっており、西方の旧川面・中川村の方は東南方向20度の片寄りがある。（図4-1-3を参照）

この矢掛町の条里の遺址の研究は、永山卯三郎氏によって研究されている。（旧三谷・山田村の条里制の遺址については第4-1-4図、旧川面村については第4-1-5図を参照）条里の復原は、旧山田・三谷村の方は復原されているが、西方の旧川面村の条里は復原されていない。そこで、旧川面村の条里復原に焦点を当ててみることにした。しかし、条里復原の手がかりになる数詞坪名の名残りらしきものは、三十六坪を示していると思われる三六（みろく）という字名が旧川面村の東端にみつけたのみで、旧川面村にはそれ以上手がかりが見つからないというのが実状である。しかしながら、同じ条里地割を持っている矢掛の北方にある溝路池に注目してみることにした。（第4-1-3図）この溝路池という名称は、^み三十六→^みみろろ→溝路と転訛したものではないかと仮定して、^み三六と溝路池の位置関係を追ってみることにした。が、三六付近の条里制の遺構は明瞭に残存しているけれども、溝路池のある矢掛の北方付近の条里の遺構はとらえ難いこと、また、三六と溝路池の距離がかなりあることなどのため、その関係をとらえることができずに終わってしまった。



図4-1-3 矢掛町附近の条里遺構

注) 「岡山県ニ於ケル条里の遺跡調査報告」
 (『岡山県史跡名勝天然記念物調査報告』7) による。



図4-1-5 矢掛町川面附近糸里跡遺構

注) 「岡山県ニ於ケル糸里の遺跡調査報告」
 (『岡山県史跡名勝天然記念物調査報告』7) による。

わ) 小田郡家の址

律令国家における小田郡がどのような過程をもって成立したかは明らかでないが、波区芸県を中心に吉備中・川島二県の一部を割って成立したであろうと考えられている。ここでは、律令時代における小田郡の政治的中心地である小田郡家の址について述べてみよう。

全国的に律令国家における郡家の構造は、文献上からは考察されているが、その遺址の調査されているものは少ない。岡山県における郡家址の研究も、調査によって明らかにされた遺跡は一つもないのである。が、その中でも、久米郡の郡家址がほぼ確実なものではないかとみられている。そのほかには、勝田郡・苫田郡・窪屋郡の郡家址が推測されている。これから取り上げる小田郡家址も考古学的に調査されていないため、地理学的に考察するほかはない。

小田郡家址についての研究は、永山卯三郎氏と日野尙志氏によってなされている。永山氏は、小田郡家址は矢掛町西川面にあるとし、一方、日野氏は、矢掛町大字小田にあると考え、両氏の説は全く異っている。

まず、永山氏の説をみてみよう。永山氏は次のように説いている。

「図版第五十四（ここでは第4-1-5図）、川面村条里遺址、西川面ノ部ニ字「城ノ内」ト称スル一區アリ、方一町ニシテ古ノケ坪ニ当ル、其ノ東部ヲ東堀、西部ヲ西堀ト称ス、其北隣ヲ城ノ上、南隣ヲ城下、東隣ヲ城東、西隣ヲ城西ト称ス。

実地ニ就キテ之ヲ調査セシニ「城内」ハ四方、土塁、即、城壁ヲ繞ラセル地域ニシテ奈良平安時代ニ於ケル都城ノ制ニ成レルモノ也、而シテ土塁ノ外ハ四面更ニ繞ラスニ幅四十二尺（約十二・七メートル）ノ隄ヲ以テス、而シテ南方面、中央幅四間ノ道ヲ通ズ。城壁、即、土塁ハ南辺・幅十八尺（約五・五メートル）高五尺（約一・五メートル）余ヲ完存シ、又西辺ノ北半部、北辺ノ西半部ニ於テ其ノ形跡ヲ存ス、自余皆破壊セラル、黄表 隄ノ部分共ニ東西三百六十四尺（約百十・三メートル）南北四百二十四尺（約百二十八・五メートル）、南北ニ較々長シ、蓋シ小田郡家ノ址ニシテ小田郡司世々ノ館址ナリ、村上天皇天曆八年（西暦九百五十四年）十二月条二見ユル小田郡大領、小田郡人小田臣遂津、同小田臣豊郷皆此ニ館ス。因ニ、残存ノ土塁モ矢掛輕便鉄道ノ敷設ニ方リテ皆破壊サレ了レリ。全鉄道線路ハ郡家址ノ中央ヲ東西ニ過リテ殆ド址ヲ南北ニ二等分セリ」（岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告第七・123頁）

と、以上のように、小字名と、土塁・隄の遺跡を主な根拠として上げている。

しかし、この永山氏の西川面郡家址説は、その後の井笠鉄道敷設の際の発掘調査の結果、この遺址は室町時代のかかなり有力者の屋敷跡であると考古学的に実証され、くずされたのである。

つづいて、日野尙志氏の説をみてみよう。日野氏の小田郡家址は矢掛町大字小田にあると考える根拠を大まかに整理すれば三つに分けられる。第一には、小字名と条里地割、第二に地形（景観）、第三として、関連した遺跡の存在というように分けられると思う。以下簡単にその日野氏の説を取り上げてみよう。

第一。矢掛町大字小田に「郡上」。「郡臨」。「郡前」の小字名（第4-1-7図参照）があり

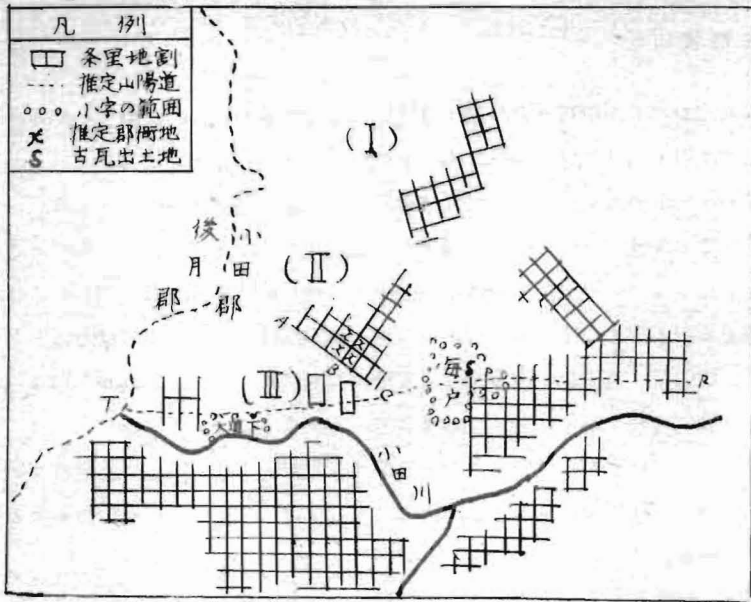


図4-1-6 備中国小田郡奈付近の歴史地図

(I)(II)(III)の記号、引用者記入
(日野尚志氏による)

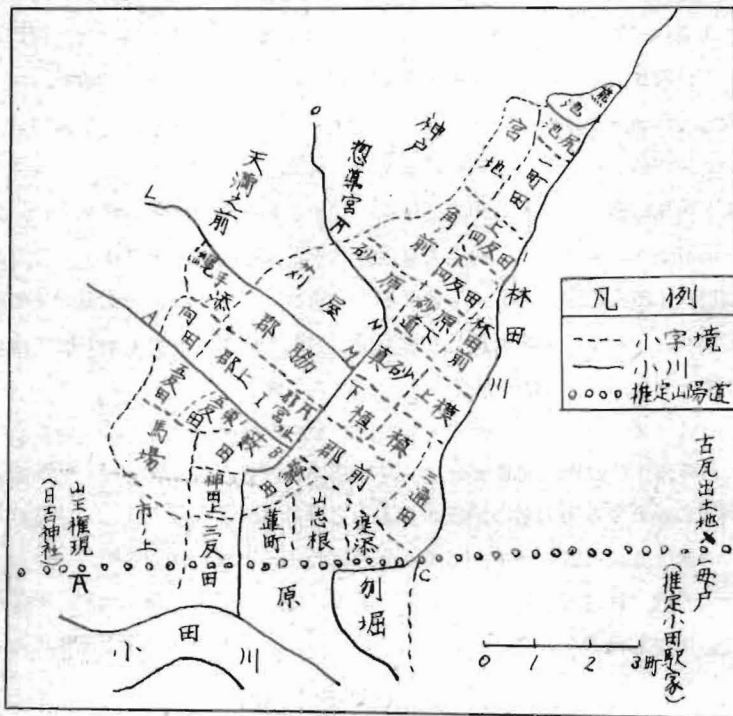


図4-1-7 推定小田郡付近の小字名 (日野尚志氏による)

これらの小字名が郡名を負う小田にあること。また、図4-1-6図に見られるように、小田の狭小な埋積谷(I)・(II)・(III)の三つの異なる条里区があること。そして、A-Cより熊池に至る条里地割(II)が一つの条里区をなし、しかも、この条里区に前述の三つの小字名があること。これらのことから、この条里区に小田郡家址が想定されたとしている。

第二。現在の地形から考察している。小田付近の地形を観察してみると、図4-1-6図のA-Bの南端は小川より一・五メートルないし一メートルの高さを、B-Cの南端道路より22メートルないし五十センチメートル前後の高さをそれぞれ有し、A-Cが土壘状の高さをもっていること。また、同図のO-N・L-Mの小川が林田川に流入しないでN-Bに沿って流れていることから、N-明が人為的流路であることは確かであろうこと。そして、また、A-Cから熊池にかけての条里地割が約二十町、森林を除く現在の土地利用地が三十町程度であるが、律令時代における土地利用地は、現在以上ではなかったと推測され、少なくとも三十町程度の地積があれば、中郡としての小田郡家に必要な空間(規模)を満たしていただろうと考えられること。などをあげている。

第三。郡家内で小字名「郡上」にある郡宮址に注目している。地元では郡権現と称しているが、藤原隆景氏所有の郡宮址に関する記録によると古代における名称は不明であるが、いつ頃からか社名が転化して郡宮と称せられるようになったと考えられ、元禄七年には郡権現宮、明治三年には郡神社と称していたという。また、社殿の改築又は修理の際には郡内七十二ヶ村に寄付帳が回っていたことから郡宮が郡の中心的神社すなわち小田郡の総社であったことはまちがいないようで、郡の中心的性格を良くあらわしている。この郡宮址が、「郡上」にあることである。

また、小田の東の大字浅海に小字「毎戸」があり、駅家所の転訛によって生じた字名と推測されこの「毎戸」に「延喜式」に記された小田駅家が比定されそうで、駅家郷の中心地であったと想定される。「毎戸」の二百七十一の一番地から布目瓦および蓮華紋の丸瓦を出しており、それは、国分寺瓦と同様の型式で奈良末期から平安初期の瓦といわれ(「増訂追補小田郡誌上巻」)、郡家に近い廃寺址であることから、郡家との関係の深い郡寺であると考えられること。等、小田に郡家があったことを関連づける遺跡があることを指摘している。

以上、これらのことを根拠として、日野氏は小田に郡家址が比定されることは確実であろうと説いている。

しかし、小田からは郡家址に結びつくような遺物は、未だ、何も発見されていない。考古学的には全く実証されていない段階では、前述の根拠をもつ日野尚志氏の矢掛町大字小田に小田郡家址があるのではないかという考えは、地理学的には妥当であると考えられる。

(黒瀬美智子・植垣早苗)

参 考 文 献

1. 「条里制」 落合重信著
2. 「岡山県ニ於ケル条里ノ遺跡調査報告」(『岡山県史跡名勝天然記念物調査報告』七)
3. 「備中国小田郡家について」日野尚志(東北地理二五の一)
4. 「岡山県農地史」 永山卯三郎著

5. 「条里制の起源」 竹内理三（『律令制と貴族政権』所収）
6. 増訂追補 小田郡誌 上巻
7. 「岡山県の歴史」

2. 古代の豪族

矢掛町において古代に栄えた豪族に下道氏という一族のあったことが知られている。ここはなだらかな山の起伏する古墳の多い静かな地である。同町三谷では、下道氏の墓あるいは館址と称する遺跡が残され、土地の人々をはじめ研究が続けられてきた。いまここで、古代の豪族として下道氏をとりあげ、その繁栄の頂点をなす吉備真備の中央官界における業績などにおよんでのべてみたいと思う。

(1) 下道氏の先祖と真備の出自

a) 雄略以前

下道氏の先祖は孝靈天皇の皇子稚武彦命より出たと伝えられる。『古事記』孝靈天皇段には、二皇子大吉備津日子命と若日子建吉備津日子命(別名を稚武彦命)とを針間を始めとして吉備国に遣わした。その大吉備津日子命は吉備上道臣の祖、若日子建吉備津日子命が吉備下道臣と笠臣の祖であるとなっている。『国造本紀』によると、応神天皇の御代に稻速別が下道国造に定められたとある。紀記の記載は共に地名或は氏族起源説話であるが、これらよりいずれにしても下道氏は吉備地方に基盤をもつ豪族であり、姓としては多くの国造のもつ直姓ではなくて臣姓の国造であったことがわかる。

四道將軍の説話について考えてみよう。『日本書紀』では北陸・東海・西道・丹波に將軍を派遣したことが述べられ、西道には吉備津彦が赴いたとある。また出雲振根を誅したのは吉備津彦と武津川別を遣してであるとある。紀記に相違はあるがこれらはすべて征討伝説であるが、吉備氏の先祖は大和朝廷の地方平定の過程に登場してくることを示している。吉備地方は、瀬戸内交通や砂鉄・製塩関係などで重要な地位にあったと考えられる。四道將軍派遣の目的は、將軍やその子孫が多くその地にどどまって豪族として栄えることが多かったことから、大和朝廷の勢力の地方扶植や地方開拓にあったと考えられるが、これも吉備が要地であったことを示すと思われる。四・五世紀に大きな古墳がたくさん作られたことも知られているし、吉備臣の祖、御友別(稻速別の父)の妹である兄媛は応神天皇の妃と伝えられている(応神天皇22年紀)ことから、この時期に吉備上道臣下道臣らの国造層を中心とする政治圏の成立があったことを示していると思われる。

b) 雄略以後

雄略紀以後になると、雄略紀七年、吉備下道臣前津屋が不敬の言動をなしたので物部兵三十人を遣して前津屋並びに一族七十人を誅殺させたこと、上道臣田狭が任那国司に任ぜられそこで反乱を計画して失敗したことがみえるし、清寧天皇即位前紀には、雄略天皇崩御にあたって、妃たる上道臣の女稚媛を母にもつ星川皇子の変が起こり上道臣はそれに呼応しようとしたとある。この説話も氏族伝承によるものであろうが、吉備地方の朝廷に服していく道の坦々たるものでなかったこと、反抗しながら帰っていった様子とうけとられる。欽明天皇16年紀になると、中央官人が吉備五郡に派遣されて白猪屯倉が、17年紀には児島屯倉がおかれたとみえる。反抗の激しかった吉備臣らの勢力範囲に屯倉が設定され、その管理は中央官人が任命、派遣されておこなったのである。『壬

申紀』になると、大海人皇子が吉野を出て東国に入るとの報を得た近江測が、筑紫と吉備とに徴兵の使者を遣したこと、『続日本紀』には、筑紫と周防と吉備に総領が置かれたことが記されている。総領は国郡の分置についての全権をにぎり、管下諸国司の監督に当るため特に重要と思われるところに置かれたものである。山陽道における吉備の当時の位置が重要であったこと、大和朝廷においても重要な地位をしめていたことを示すものだろう。

このようにみえてくると、吉備地方は雄略以前は大和に匹敵しうる一大文化圏を形成して繁栄し、雄略後になると、大和朝廷に服していき、さらに大和朝廷の要のひとつとして山陽道に重要な位置をしめていく歴史をみることができるとはなからうか。

0) 真備の父母

真備の父は下道朝臣国勝であり、吉備地方の臣姓国造としての豪族である。下道臣は、大化改新後下級官人層に編入されて八色姓の成立に伴って天武天皇13年に朝臣姓を与えられていた。したがって、この時代の下道氏は、一方では吉備地方の豪族として地方的勢力をもち、他方では中央の下級官吏であった。後述するように、国勝の母は備中国小田郡の人で死して東三成に葬られているが、国勝自身の生活は主として畿内で営まれたらしい。それを示すのは、享保13年大和国宇智郡大沢村で発見された楊貴氏の墓誌である。これにより真備の母が楊貴氏であることはわかる。一説では、「楊貴」の文字は単なる音仮借であると推測して、楊貴氏は大和国宇智郡に住していたとされる八木氏ではないかといわれている。説得力のある考えと思う。そして死して後故郷の地に葬られたと考えると真備の出生も生長も畿内であって備中ではないということになる。

しかし一方では、後述するように「吉備氏の館址」が小田郡東三成に存在するとして真備の生誕地をこの地とする見方も地元では根強い。

(ii) 吉備真備の生涯

a) 留学時代

真備の名が史上に初めてみえるのは、『続日本紀』天平七年、入唐留学生従8位下下道朝臣真備としてである。22才にして留学生に選ばれ、翌年第八回遣唐使に便乗して入唐し、19年を経て天平7年に帰朝している。

真備は帰朝の後、正六位下となり大学助となった。その在職中の事蹟を指したと思われる三善清行意見封事によると、真備は学生に「五経・三史・明法・算術・音韻・籀篆等の六道」を学ばしめたとみえる。そしておそらくはすべてにわたって真備の新知識はとりいれられて伝授されたものと思われる。従来の大学教科の中には見られないでここにはじめて現われた三史は文章科の教科書とみなされているが、単なる典籍としての伝来はすくなくあつたとしても大学教科に採用する意図で伝学したのは真備であつたとされる。彼は入唐留学して、その学問は広く諸芸にわたり(続日本紀)天文や音楽にまで及んだのであるが、阿信仲麻呂とは異ってその才能を発揮したのは詩文の方ではなく実学の方に現われた。その中核をなすのは儒学と軍学であつたとされるが、そのほかでは、法律、礼儀、祭式、築城等にも力を注いだと思われる。真備のもたらした漢籍は数量、内容ともに画期的なものであつたと評価されている。

b) 栄達時代

真備が玄昉とともに帰朝した天平七年はどのような状況にあったかみてみよう。右大臣は不比等の長子藤原武智麻呂であり、藤原氏一門が相率いて参議に上り、公卿に列していた。この他にはわずかに中納言に多治比県守、参議に橘諸兄らがいたのみであった。真備はこのよき時に帰朝して直ちに正六位に上り、翌8年には外従五位下、真備42才である。しかるに天平9年にはほうそうの流行で、藤原氏の4人が仆れて橘諸兄に権力が移った。この諸兄の顧問として隠然たる勢力をもったのが真備と玄昉であったとみなされている。この年、真備は入内しさらに従五位下にのぼっている。その入内は、入唐留学と学問の優秀さが認められたとみてもよいが、ちょうどこの時期天平は唐風のものが最も重んぜられた時代のひとつとみることができると思われ、時を得たとも思われる。

ここで中央官界における真備の立場をみてみよう。朝廷の中心は右大臣橘諸兄であり、藤原氏もはや南家武智麻呂の長子豊成がわずかに参議に加わっているのみという閥族政治であった。真備、玄昉は闖入者の位置にあり、時人のにくしみはまぬがれえなかったようである。天平12年、大宰少貳に左遷されていた武家の字合の長子藤原広嗣が玄昉・真備を除くと称して兵をあげた。諸兄に反対する意であることは明白であり、もとの諸王、光明皇后の血縁としての彼をばかかったものであろうが、それにしても真備・玄昉と諸兄の結合の深さは推測できる。ついで藤原京の建設がはじまるが、この地は橘氏ゆかりの地であり、これに真備も関係していると思われる。なぜなら、ここに用いられた都城の制は長安ではなくて洛陽の制に拠ったといわれ、真備ら唐に学んで洛陽を知る者の知識で進められたとみることができからである。真備は昇進を続けて13年には東宮学士となっている。時の皇太子は後の孝謙天皇、称徳天皇である。15年には皇太子が自ら五節を舞う盛儀があったが、これは儒教の六芸に関するもので唐文化が重んぜられている様子を伝えている。17年には一時遷都していた難波京から平城に復都したが、これには当時の国家的大事業であった大仏造営が伴うとともに政権交代のきざしがみえる。すなわち玄昉は復都後左遷され、復都の前月に行基が大僧正となっている。その左遷は仏教界の肅清を計画する行基によったとか、民衆に勢力をもつ行基の力を借りないと大仏建立がならないからという理由もいわれるが、諸兄勢力の没落という政治的背景をそこにみることはできないだろうか。しかし、玄昉失脚の後も真備は吉備朝臣を賜姓され、19年には春宮大夫を解任、右京大夫に命じられて、20年には秩尊の儀式服制の改正に功があった。この時代を真備の第一次の栄達時代とみることができよう。

c) 大宰府時代

天平21年、すなわち天平勝宝元年に孝謙天皇が即位され、真備は従四位上に叙せられたが2年筑前の守に左遷されている。この時期の実質上の政治権力者である大納言藤原仲麻呂にはうとまれたものと想像される。政治権力者の交代には多くの異動がつきまとうものようである。しかし、翌年突如として唐の事情に精通した真備は遣唐副使に追加任命されて入唐している。57才のことである。帰国とともに正四位下となったが大宰少貳に任ぜられた。真備の大宰少貳大貳在任は、天平宝字7年まで9年間にわたるが、真備のこの間の最大事件は征新羅計画であり、真備の事蹟も多くの軍政に関することである。

惠美押勝(藤原仲麻呂)が淳仁朝の征新羅計画をたてたのは、一面では新羅に対する積年のうらみを解決しようとしたものであるが、反面これを利用して功名心を満足させようとする野心でもあったようである。そのころわが国は白村江の大敗以来すでに天智天皇によって長期にわたって築いてきた半島放棄がなされ、半島には新羅の統一国家が成っていたが、わが国は依然として新羅を附庸国とみなしていたため、新羅がわが国の要求する礼を欠いてきたところであった。淳仁朝の征新羅計画はこのような対外的状況の下におこってきたともいえるが、国内の状態をみても、兵制は弛み、軍備は根本的の改革を必要としている時期だったのである。次に兵制のようすをふりかえてみよう。

『日本書紀』によると、大化以前の朝鮮遠征軍の構成は氏を単位としていたことが明瞭に示されている。この軍事組織は律令成立のちその兵制にくみいれられていき、天武朝のころ確立したとみられる。その後小さな内乱の勢はまったく軍事に遠ざかって崩壊に向い、衛士の逃亡、軍団兵士の縮小によってますます助長されている。兵器の売買がおこなわれ、官用の兵器が粗悪であったことも早くからみえる。(天平4年8月22日勅)国司自身が軍団の兵士を私的に愚用するほどの墮落、荒廃ぶり、天平2年から4年の間に、惣管、鎮撫使、節度使がその監督のために任命されることに極まっている。そこで天平6年、健児、諸士、選士が軍団の兵士の勢に生れることになった。ここに徴兵制の中に募兵制が加ったが、天平10年には健児を11年には兵制をやめ国府、兵庫の守備に白丁をあたらせたが、広嗣の乱を経て18年には旧に復して徴兵がはじまっていた。このような兵制の弛みの中で、征新羅計画を成したところに無理があった。そして、この計画にあたって真備が登場する。真備は天平勝宝6年再度の入唐より帰朝して大宰府におもむいた。大宰府は天平宝字3年船の不足、防人廃止のちの不慮の際の不安等4ヶ条を訴え出て、兵制に欠陥があって任務に不安があるとの意見を出す。そのわずかのちに惠美押勝の征新羅計画の一貫として、大宰府に行軍式が造られ、軍船五百せきの建造計画が出され、中央から舎人を大宰府に遣して真備の下で軍学を学ばせたりしている。こうして征新羅計画とともに真備は脚光を浴びて登場するのである。

新羅征伐の計画は着々と進められていたが、この時すでに政権は動揺をみせはじめていた。すなわち天平宝字7年、道鏡が少僧都に就任し、押勝の敵とするところは新羅より道鏡になろうとしていた。急テンポで情勢は変って、新羅征伐はこれをもくろんだ押勝の政治的地位そのものが脅かされるに至って消失していったのである。

d) 参議・右大臣時代

天平宝字7年、道鏡を重用する上皇と押勝を重用してきた天皇が御不和になり、上皇は天皇を非難して国家の大事と賞罰を自らおこなうと詔した。これは押勝の勢いが下り、道鏡がこれに代ろうとすることを示す。同年、儀鳳曆を廃して真備の将来した大衍曆をはじめている。翌年の真備の入京はそのような勢力交代の境目であったといえる。9月には惠美押勝の乱が起こり、真備の軍学の才は功を奏して平定になった。その用兵の功で真備は、従三位参議中衛大将となった。参議としての真備は、道鏡一族を除くと出自が最も低く最年長で学識はすぐれていてもやはり闖入者的な性格を多分にもっている。このような位置で既に太政大臣道鏡の下で左大臣永手次に次ぐ右大臣の地位に上

ったのである。称徳天皇の重用と彼の学識の深さの結果と思われる。

真備がまだ参議である天平神護元年、勅をもって墾田禁止令が出された。これが許可になるのは真備致仕ののちだから、彼は称徳天皇と道鏡のこの禁止政策に賛成であったと考えられる。真備は法王道鏡の下にあって左大臣永手とともに右大臣の職につき、称徳天皇崩御、道鏡左遷ののち、光仁天皇の即位とともに政界を退くのである。政策のみでなく、彼らと真備のつながりの深さを感じさせる。墾田禁止令を考える時、天平15年の墾田永代私有令が反律令的といわれるなら、それは律令精神を受けついだものといわれなければならない。しかし、一方では、律令制も根本的には土地公有の原則に触れない限り開墾を認めていたし田地の拡張を国家が求めていたこともあって、直ちに私有化を認める傾向、墾田を奨励する方向が反律令的とはいえないともいわれる。ともあれ、墾田禁止令が違法的のように一面ではみえながら、貴族勢力の削減と寺院僧侶勢力の拡大をねらったものであることは「寺は禁ずる限りにあらず」の中に集約されているとみてもいいのではなかろうか。参議真備はその政策に反対しなかったらしいが、どういう態度でのぞんだのかみてみよう。まず第一に大小麦作の奨励をし、国司・郡司のうち恪勤なる者一人に麦作奨励の任に当らせようとする積極的なものである。この奨励は、寺院に墾田が集中するとその土地を賃租して富裕になる者もあるが貧困におちいる者もある。そこで救貧対策、安定策としてあったようにみられる。第二には、壬生門の西に次のような二柱を建てたことである。これには「凡そ宮司に抑圧せらるる者は此の下に至って申訴すべし」「百姓、冤枉せらるる者あれば此の下に至って申訴すべし」と書かれ、訴えは弾正台に受け付けられるようにした。真備は極めて温健な政治家で道鏡の政策の欠点に気づき、それを補おうとおだやかな方法で努力していることとみることができる。他方、道鏡の下にあってその勢いにおされて流れていく真備のイメージも伝わってくる気がしないだろうか。

天平神護2年、真備は72才で右大臣となった。真備が右大臣となる12日前に真備の女であろう由利の発願経が残っている。吉備朝臣由利は称徳天皇御大漸の折には側近に侍して、この人のみ臥内に出入したと『続日本紀』に記されている。奉納された西大寺は、押勝の乱の後に勅願によって建立された南都七大寺のひとつで、この経文は吉備氏のこの寺の建立に対する寄与の大きさを伝えているものとみられる。厩大な一切経写真をなした裏面には、富力の大きさと信仰の堅固さがありがわれる。しかも個人の福利を祈るのではなく「天朝の奉為」の書写であった。

右大臣時代の真備に関することのひとつは制定律令である。『続日本紀』に「故右大臣従2位吉備朝臣真備、大和国造正4位下大和宿禰長岡等律令24条を剛り定めて軽重の舛錯を并じ、首尾の差違を矯す。是に至りて認を下して之を行用せしむ。」とある。養老律令の条文間における矛盾を除去し、不均衡を除いて字句も不適當なものを改めたという軽便なものであったと思われる。また鎌倉時代の仏書『覚禪抄』にみえるように76才のころ彼の著述である『私教類聚』を書きはじめたことも知られている。そのほかに、神護景雲2年には、大宰大式であった真備が築城にとりかかって13年目にして怡土城ができあがったこともつけ加えるべきであろう。

神護景雲4年には、称徳天皇が崩御になり、白壁王立太子、道鏡左遷、光仁天皇の即位改元（宝亀元年）になっている。真備は9月10月と再度にわたって致仕の上表を出し、翌年右大臣をやめ

ている。この間、称徳天皇崩御後、真備は皇嗣について永手、百川らと異なった意見を主張している。彼の長い一生の間で、真備が単独に積極的に意見を主張したのはこの時くらいしかみられない。

真備は宝亀6年に81才で薨じた。真備が昇進するにつれて一門も立身し、長子とみられる泉を筆頭に、由利、枚雄などが史にみえるが、真備には続きえず、子孫もほとんど歴史には現われない。郷土吉備地方においても、下道氏の事歴は平安以後ほとんど不明である。

真備の一生を簡単にみてきたのであるが、彼について思う時、下級官吏の出身でありながら、その学識をかわれ、軍学の功は認められ、いまさらのように運に恵まれた人でもあったと思われるのである。二度の渡唐も無事にのりきることができたし、彼の実力を発揮しうる好機が不遇の時代にもめぐってきた。政権交代の激しい時機ではあったけど、上手にたちまわったという感じのするところもあまりなく淡々と与えられた地位に励んでそれが報いられる結果となったと考える時、やはり幸運な人であったと思う。その根底には、どの政権にとっても重んぜられるべき学識をもっていたことがあげられよう。とすれば、彼の栄華は留学の上に積み重ねられていったものとみても過言ではないように思われるのである。真備は、平安の摂関政治確立期に学者で右大臣に上った菅原道真とよく比較されることと思うが、この時代は閥族政治であるといっても他氏の政権参加を許容しえないほど厳しいものではなかったことはいえると思うのである。しかし、彼が真面目で穩健な人であり、政治家として地味ではあったけど、功績は高く評価されるべきだと思ふ。

右大臣をやめてのち、81才で薨ずるまでの五年間については、史料がほとんど残されていない。

(イ) 下道氏の遺跡

a) 下道氏の墳墓

遺跡のある東三成の一带は、延々として起伏する山脈の中を通る旧街道に沿っていて、小田川の流域にやや開け、南西に平地を見わたす河北の山麓にある。現在、東三成にある国勝寺には大正6年4月に国宝に指定された吉備公祖母夫人の骨蔵器が秘蔵されている。

まずその骨蔵器の形態を述べてみよう。器は身と蓋から成っていて、全高5寸7分、直径身部6寸8分7厘5毛、蓋部7寸8分、総重量1貫50匁、容量1升9合の銅製の鑄物である。蓋の下端に近い両側に各1個の小孔があり、身の縁にもこれに対応する小孔があって、L字形の銅釘をさしこんで蓋の異動を防ぐ装置とみられている。その釘のひとつは現存する。蓋の表面外圈に

以和銅元年歲次戊申十一月二十七日乙酉成

またその内圈を囲んで

銘下道國勝弟國依朝臣右二人母夫人之骨蔵器故知後人明不可移彼

とある。前述したように下道国勝は吉備真備の父であるので真備公祖母夫人の骨蔵器である。

『古家記』によると、器は元禄12年、東三成の村民が山道を耕して田圃にしようとした時、地下数尺のところ掘りあつたもので、木（棺をいれる外函）も碑石もなかったことが記されている。国勝寺に残る書付によると「器は土瓶の中に石灰をつめて葬り更にその上に瓶を重ねたもの」「石を以て覆い蓋をし、上をふめば下にひびきあり是を破り見しに内より器いでたり」などがある。

もし母夫人の墓の形式がこのようであるとすると、瓶に器を納めるといふ墓制が当時行おこなわれた

ことを知ることができる。ただ、ここで注意すべきは現在谷川内の荒神社に安置されている石函の身とこの骨蔵器の関係である。函は緻密な凝灰岩製で円形であり、径2尺5寸5分、高さ1尺6寸ある。中央には口径1尺3寸、深さ5寸7分、底の径7寸5分の穴をもち、口辺に石蓋をすべき凸縁がある。そのそばには蓋の一部らしい高さ1尺4寸、幅8寸5分の同質の破片がおかれている。その形・大きさからすまたく骨蔵器を納めるのに適している。奈良朝時代にこのような石函を使用して骨壺を葬った例もあり、この推測は確からしさももつが、この石函は最近ここに運ばれたものであり、東三成の字からうすにある荒神社の境内にあって吉備公の碓と称せられている。さらに石蓋と思われるものはここからさらに西数町のところからみつけれられたものだから母夫人の骨蔵器との関係はないとみるのが大方の意見のようである。内部に納められた骨片はなお半分以上が存し、火葬によるものである。わが国における火葬の風は、仏教の伝来とともに伝えられたようで、文武天皇の4年僧道昭の火葬がはじめて『続日本紀』にみえる。人口の増加とともに薄葬令の主意に合うこともあって、火葬の風は広まったようである。真備祖母夫人の墓は道昭の後9年、和銅元年のもので、その遺骨の取扱法もこの骨蔵器によって明らかにされた。これらにより、下道氏が当時いかに進歩的であったかを知ることができる。

ほかに断片墓誌があるが、明治初年、谷川にある国勝など母夫人の墳墓のやや北方の高いところで土地の人が偶然発見したものと伝えられている。緻密な赤かっ色の長方形の碑であって、幅3寸6分、厚さ1寸、長さ現存する部分は5寸2分である。その表面の中央に次の二行の銘文がみえる。

左衛士府

夫人下ソ

左行のソは道の頭とみられるので、これは下道氏一族の墓に納められた墓誌であることは明らかであり、骨蔵器とともに、この地が下道氏一族のゆかりの地であることを示すものであろう。今は国勝寺に蔵せられている。

さらに明治33年の発掘によって土器類と素焼の甑に朱彩を施した祭器と思われるものの破片、それに和銅銭1枚が発見された。土器類はほとんど原型をとどめないが一説にあわせると径2個の大きな瓶になる分量であり、前記国勝寺の骨蔵器の発掘を記した書付に土瓶とあるのを考えあわせると器を納めたものともされる。

こうして、この地が下道氏一族の墳墓であるとみなされるようになって大正12年、史蹟に編入された。国勝寺はもと地藏院といったのを銅棺発見後、改称したものである。

b) 吉備公館址

館址と伝えられるところは、下道氏墳墓とされるところから東に数町はなれた瓦谷というところにある。この地は山麓であって国道に沿い、後方に堂ヶ丸といわれる小さな丘をもち、前は河をへだてて猿掛山に対峙する風光明媚なところである。一名に壇内といわれる。その一部はやや高くなっていて井戸があり、中央に小さな祠が建ち、石鳥居があってその額に「吉備大臣宮」とある。この文字は題署法という徳川氏以前に多く公卿の間におこなわれた書法であるといわれ、このためその建設はずっと昔にさかのぼるといふ。そのうえ、最近発見された巴瓦の蓮華紋および唐草瓦の紋

様などは寺院に用いられるものようであり、古瓦の文様から考えると奈良朝から平安朝のものと考えられるらしい。そこでここは下道氏の氏寺の遺址ではないかともいわれている。またここでは、吉備公産湯の井と伝えられる井戸があり、その近辺には真備が琴を弾じたといわれる琴弾岩、これに関連して名付けられた音高山、三谷地方に雄琴の里の別名があることなど、地元の人によって多くが語り伝えられている。

○) 吉備公の墳墓

真備の墳墓はどこにあるのか明らかではないが、彼が母楊貴氏を大和にほうむったことから、あるいは彼の地位から考えて、その墳墓は大和のどこかに営まれたと考える説が支配的のようである。地元では、前述の下道氏の墓とみられるところに石函を移し、吉備真備公墳墓と書かれた大きな碑を建てている。

当地には吉備保光会という団体があり、以前から積極的な活動が続けられているが、郷土の偉人を誇り、たたえる気持ちによってささえられ推進されているようすがうかがわれた。

(黒瀬美智子)

3. 中世の山城と豪族 一猿掛城を中心として一

(1) 猿掛城址と庄氏館跡

猿掛城址は矢掛町の東端、真備町との境に位置する標高233メートルの猿掛山の頂上にある。早くから交通の要所として栄えた小田宿駅（後には矢掛宿駅）に続く山陽道に突き出すように面し、小田川をあたかも堀のように挟んでそそり立つ姿は、天険に富んだ中世の有数の山城であったことが伺える。



写真4-3-1 矢掛町横谷から見た猿掛山

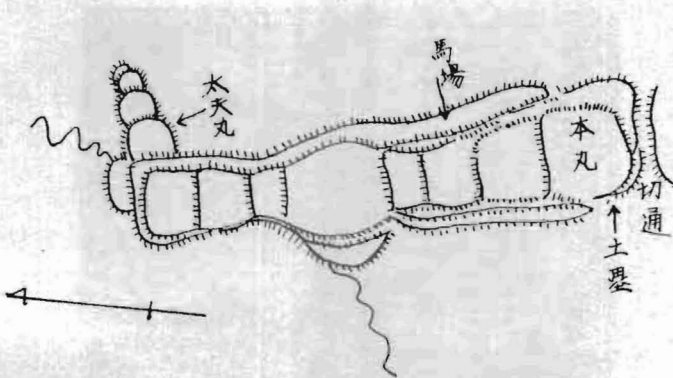


図4-3-1 猿掛城址平面図 (『小田郡誌』による)

この城の開基については猿掛城沿革考に拠ると、「武蔵国児玉党の旗頭庄太郎家長は三位中将平重衡を捕へし功により源頼朝より当座に奥州室地の庄を賜はり平家没落の後備中国に於て山方ノ庄・二万ノ庄・穂井田ノ庄・草壁ノ庄を賜ひしにより当国に下り山方の庄に幸山城を築きて之に居り後元久2年(1205年)猿掛山に支壘を作り一族の者交る交る之に居る」とある。以上のことは、庄家長が猿掛城を開基したとしているが、その原拠史料はない。

また、同沿革考には「家長の曾孫右衛門太郎家重の時日下部に陣屋を置き領主年貢を徴収せしむ」とある。その陣屋、つまり庄氏の館跡が矢掛町横谷の福武氏宅前にある。そこは猿掛山の西麓に位置している。その館跡は現在鬱蒼とした藪や野菜畑になっているが、付近に散らばってある多くの井戸がここに多くの人々が居住していた屋敷跡であることを物語っている。また、この場所の小字は「御土井」で、付近に住む人々は「御土居」「大殿」と言っている。また、「御土井」の北に「こどの(古殿)」, 東隣に「おりどの(折殿)」という小字名があり、その西方には「長屋」という小字名もあり、庄氏一族がここ横谷に居住していたことを示す一つのものである。



写真4-3-2 庄氏館跡 (矢掛町横谷)



写真4-3-3 庄氏館跡付近に散在する井戸

備中の一要害である猿掛城は南北朝時代・応仁の乱・戦国時代の多くの戦乱の中、庄太郎家長の子孫の庄氏一族の興亡を中心に、最後の城主毛利元清が天正十一年に中山城に移るまでのおよそ400年の間、松山城と並び備中の主要な根拠地として存在していた。

(甲) 猿掛城主庄氏の興隆

日下部(現在の矢掛町横谷)に居を構え猿掛城を築いた庄氏は、旧下道・都宇郡の大半を領有していたが、のち衰えて都窪郡高山城に移った。その後の消息は明らかでないが、庄七郎資氏が元弘の乱の時船上山に馳せ参じ建武の大事業に参加したことが知られている。しかし、足利尊氏叛のおり小田郡の豪族は足利氏の勢力に帰し、庄氏もまた、その勢力に加わり、その功として再び猿掛城へ帰った。

正平六年(1351年)足利直冬が備中へ侵入し庄四郎左衛門駿河守は猿掛城から逐われ、猿掛城は吉河山城守父子の領有となった。しかし、北朝の勢力は回復し細川頼之の麾下に入った庄四郎駿河守は猿掛城へ復期した。四郎駿河守の子と言われている庄元資伊豆守は、応仁の乱のおりは細川党として上洛奮戦したり備後に出陣したりした。また、元資伊豆守は赤松氏に叛旗を翻した松田元隆の援助に駆けつけ、浦上則国の居城福岡を攻めた。(福岡の合戦)この時元資の子四郎次郎が討死したが、庄氏は管領細川の幕下として中国の諸豪と繋りを持ち勢力を発展させていったのである。そして、次の庄為資の時全盛期を迎えるに至った。

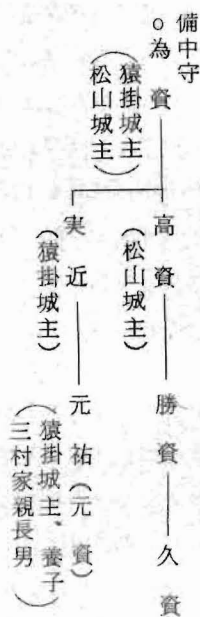
永正の初頃、管領の細川政元に逐われ周防の大内義興に寄食していた足利前將軍義尹(義植)は永年4年細川政元が殺され、京都擾乱の折をみて上洛を企て櫓を四方に飛ばした。庄為資はこれに馳せ参じた。永正5年(1508年)義尹が再び將軍職についたその後、為資は次第に勢力を得て天文3年(1534年)備中松山城を攻め上野伊豆守頼氏を滅べしその領地を合わせ備中半国を領して備中守と称するようになった。中国太平記に「庄為資、備中半国一万貫ノ地ヲ領ス、新見=檜崎・唐松=伊達、此外小給人ノ書上ハ各ノ家人共也、一族多ク中能クナ権者モアリ、又大内方、尼子方ト権ヲ争フ者モアリケル云々、此時一国ノ旗頭ハ庄為資也。三村、石川、檜崎、工藤、野山ハ庄カ縁者ナリ其他ノ人々皆懇款ナシケリ。」とあるように為資は備中において隆盛を示していた。

庄氏の系譜については諸説があるが、首肯できるものがない。備中守となった為資は松山城に入り、庄実近をして猿掛城を守らせたのである。

(乙) 備中豪族庄氏・三村氏の抗争

界村大字星田の領主三村完親は庄為資と共に永正四年(1507年)前將軍義尹の上洛の折、その櫓に応え供奉に加わった。また、天文2年(1533年)庄為資が松山城を攻める時、宗親の子家親はこれと連携して川上郡成羽を攻略し鶴頭山城に移った。最初はこのように提携して活動していた両氏であったが、松山城に移っての庄氏の勢力が強大になっていくにつれて、三村氏は内心おもしろくなく、両氏の関係は冷やかなものとなってきた。しかしながら、天文7年(1538年)備中地方は尼子氏によって平定され、三村氏・庄氏ともに尼子軍の旗下におかれ、尼子軍に従軍していた。尼子軍が天文九年(1540年)安芸の毛利氏に敗退し評判が下がるや、三村家親は大内氏や毛利氏と陰で通ずるようになった。

庄氏略系図 (『吉備郡史』)



三村氏略系図 (『吉備郡史』)

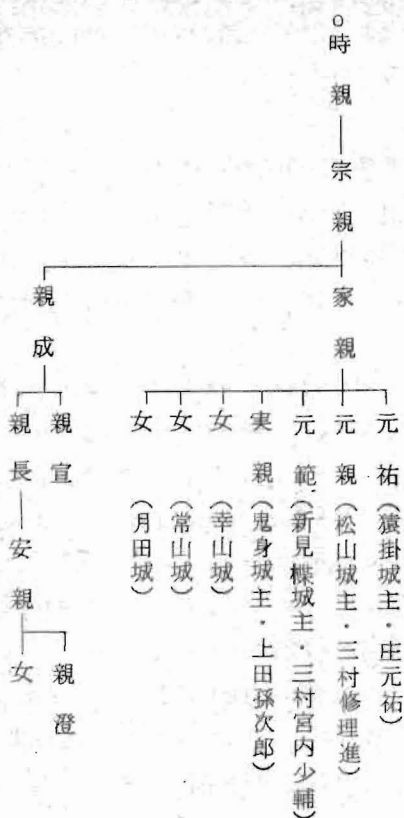


図4-3-2 庄氏・三村氏略系図

天文20年(1551年)ついで、三村氏と庄氏は衝突した。猿掛城を守っていた庄実近は三村領である後月郡山野上村頂見に兵を送って戦った。その戦いで敗退した三村氏は報復を図ろうと企んだが、自力だけでは尼子氏を背景に持ち、備中の大半を領する庄氏に対して勝目がないと考え毛利元就に援助を申し込んだ。毛利軍の援兵を得て三村家親は猿掛を攻めるが陥落せず、庄軍の大勝に終わった。しかし、庄氏は中国地方で強大な勢力を持つ毛利氏を敵に回すのは不利だと判断し毛利氏に講和を申し入れた。毛利氏は庄氏に何の怨恨もなかったからそれを承諾した。そこで、三村氏の長男の元祐(元資)を庄氏の養子として迎えることとした。猿掛城主である庄実近は引退し、養子元祐が猿掛城主となり、三村氏・庄氏両家の抗争は終わったのである。

三村家親の救援を切っ掛けに備中入りした毛利氏は、このようにして三村氏・庄氏を幕下に帰し備中での毛利氏の勢力は不動のものとなったのである。

一方、為資卒去のち松山城を継いだ高資は庄氏が勝利を収めながらも毛利の旗下に入ったことや元祐が養子に来て猿掛城主になったことを不服に思っていた。そこで高資は毛利氏に背き旧縁の尼子氏へ靡いたのである。ところが、高資の期待に反して尼子氏の監視がきつく苦痛となった高資は

松山城を尼子氏に任せて猿掛城に逃げ帰ってきた。三村実親はこれを元就に知らせ備中松山城を攻め尼子勢を打ち破った。高資は再び松山城にもどったが、この事件を機会に毛利氏から監視役を仰せ付かった。三村家親が実権を握るようになったのである。

(⇒) 備中兵乱と毛利氏

永禄8年(1565年)三村家親は宇喜多直家の女婿後藤勝元の三星城を攻めるために出陣したがその途中久米郡穂村興禅寺の本陣で宇喜多直家の差し向けた刺客に射殺された。家親の遺子元親・庄元資は翌永禄9年(1566年)家親の弔合戦を決意し、上道郡沢田村明禅寺で宇喜多直家を討ち取ろうとしたが、三村勢は崩れ直家の勝利に終わった。これを明禅寺合戦と呼ぶ。

一方、毛利氏や備中の将士は四国九州に出陣して中国は留守同然であるところへ、宇喜多直家の備中侵入・織田信長の援助を得た尼子氏の出雲入り・尼子氏と宇喜多氏と豊後の大友氏の提携・備後神辺城の陥落・大友宗麟の援助を受けた大内輝弘による大内家復興の動きなどと、毛利氏にとって重大な事件がいたるところに勃発していた。毛利軍は急遽中国に引き揚げ勢力の回復を図った。毛利元清は備中に入り備中回復に着手したが、元就の病氣・死去により途中で断念せざるを得なかった。しかし、元就の死以後大敗しながらも松山城と猿掛城を根拠地として毛利氏の勢力回復を着々と進めていった。

この間の戦いで庄氏の実近と元資は戦死し、再度毛利氏に背いた高資は松山城で毛利軍に攻略され討死した。備中にその勢力を誇った庄氏も滅亡した。その後、猿掛城も松山城も三村元親の直轄となった。

元龜3年(1572年)毛利氏は、宇喜多氏に怨恨のある三村氏を無視し、幕府の命を受け宇喜多氏と和睦提携した。その和睦に不満のある三村氏を織田信長が挑発し、三好氏や尼子氏とともに四氏連合体を組んだ。しかし、宇喜多氏と毛利氏の軍は諸城を陥落させ松山城主三村元親を阿部山で包囲し自刃させた。三村氏の一翼である児島常山城も陥落し三村一族は滅亡した。

備中兵乱で宇喜多氏と和睦した毛利氏は、將軍義昭を救援したり、尼子氏を滅亡させたり、ことごとく織田信長と対立した。宇喜多氏は信長の勢力強大を知るや毛利氏を背き織田方に味方し、毛利氏の宿敵となった。この備中の戦禍は、秀吉による天正10年(1582年)の高松城水攻めの講和に至るまで、止むことがなかった。

三村氏滅亡後の諸城は

松山城 城代天野五郎右衛門

桂民部大輔

鬼身城 宍戸隆家

幸山城 小早川隆景 城番国司老岐守 加番中山大炊助

鶴頭城 三村越前守親成

猿掛城 毛利元清

(後略)

というふうに城主が変わった。

毛利元清は、猿掛城入城後は姓を穂田と改めた。また、元清は天正11年(1583年)猿掛城

から中山城に移った。中国地方が平静に帰すると、高峻で不便な天険に頼むより、むしろ便利な地点が求められるようになったのである。

植垣早苗

参 考 文 献

1. 『増訂追補小田郡誌』上巻
2. 『吉備郡史』 中巻
3. 『備中誌』 上巻
4. 『岡山県通史』 上編
5. 『洞松寺の文書研究』 藤原隆景編
6. 『小田物語』

第5章 近世の矢掛町

1. 領主の地方支配

(1) 領主の変遷と領有関係

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦役後、備中国毛利氏の所領は悉く没収され幕府直轄地となる。その後、諸侯に分与されるが、ある時は私領にある時は幕領へと分割統治され、その領有関係は複雑多岐をきわめる。表5-1-1は現在の矢掛町地域を領有した諸侯一覧、表5-1-2は旗下一覧である。

a) 幕府直轄地

江戸幕府は慶長5年(1600)冬、小堀新助正次を代官として派遣、10000石を給し備中松山城で政務を司る。備中国一帯は、諸侯旗下の移封行賞の予備地とされていたため、幕領地は量的にも時間的にも、又、地域的にも一定せず増減をくり返すが、文政10年(1827)までこの領有が続く。

b) 伊予今治 藤堂氏

藤堂氏は伊予を中心し220000石を領有するが、江戸城普請落成の功によって慶長11年(1606)備中国に20000石を与えられる。「小田郡誌」によると、矢掛町地域では西川面830石9斗8升、東川面644石2斗、小林715石2斗、奥山田597石8斗がその領有地であった。慶長13年(1608)伊賀国・伊勢国内に所領改めとなるまで、藤堂高虎一代3年間のみの領有である。

c) 松山 池田氏

池田氏は岡山藩主池田輝政の弟長吉を祖とするが、元和元年(1615)の役で池田長幸は松平武蔵守利隆に属し元和3年(1617)2月、鳥取から備中に移封せられ松山城で65000石を領有することとなる。矢掛町地域では小田、下高末、平宇角、宇角、内田、奥山田、宇内、本堀、小林がその領有に服し、長幸・長常と二代25年間に渡る。その後、元和5年(1619)水野勝成が福山城に封ぜられた時、池田領の笠岡・小平井・神島・真鍋島が水野領となったため、矢掛町矢掛、里山田の大部分は池田氏の領地となった。寛永18年(1641)池田長常死亡の際所領没収となるが、長常の弟長信が後月郡内に1000石を賜って、知行所を井原に置いていた。

d) 但馬 宮城氏

宮城氏は始め豊臣秀吉に仕え、秀吉の死後徳川家康に仕えたが、但馬国を本知行所として8000石、伊予松山5000石、備中国2000石を領有し、豊後国80000石の代官をも兼ねていた。矢掛町地域では、慶長19年(1614)から寛永19年(1642)まで、宮城豊盛・頼久・豊嗣の三代32年間に渡り里山田、西川面を領有した。

e) 撰津麻田 青木氏

関ヶ原の戦役で青木一重は豊臣方についたが、その後徳川家康に仕え摂津豊島郡・兔原郡・備中国後月郡・小田郡・浅口郡及び伊予国内に計12000石を領有し、摂津麻田に城を築いて居住した。矢掛町地域では元和元年(1615)初代一重以後幕末までその領有が続く。備中国3郡の内2978石5斗3升4合がその所領で東川面がその支配下にあり、代官所を当地において統治を行なった。

f) 成羽 水谷氏

寛永16年(1639)から寛永19年(1642)まで水谷勝隆一代4年間のみ東三成を領有する。寛永19年(1642)備中国松山城を賜わり、播磨国封地10000石を松山領の内に移すが、この時小田郡内の領地を返還し水谷氏の領有は終わりを告げる。

g) 庭瀬 久世氏

久世氏は、第9代重之の時天和3年(1683)下総国関宿より備中国賀陽郡・都宇郡・窪屋郡・浅口郡・小田郡・後月郡内に移され、50000石を領有し庭瀬に居住した。矢掛町地域では小田・東三成・横谷・中村の内・奥山田・里山田・西川面・江良・本堀・浅海がその領有に服し、貞享3年(1686)賀陽郡・小田郡・後月郡内の領地を丹波国桑田郡・船井郡・多紀郡・氷上郡内に移され亀山城を賜わるまで、久世重之一代4年間のみで終る。

h) 庭瀬 松平氏

松平氏は、第2代信一の時徳川家康に仕え上野市川の地5000石を領有するが、元禄6年(1693)第6代忠之の発狂により領地没収となる。その際、弟信道に備中国小田郡・賀陽郡・都宇郡の内20000石を与え庭瀬に居住した。その後元禄10年(1697)庭瀬を転じて、出羽国村山郡の内に移され新に上山城を築いて居住するまで、松平信道一代5年間で終る。矢掛町地域では小田・上高末・下高末・土井・矢掛・羽無・東三成・里山田・中・宇内・江良・本堀・浅海がその領有地であった。

i) 庭瀬 板倉氏

板倉氏は、元禄12年(1699)上総国市原郡高麗から備中国庭瀬に移封となり、領地を備中国賀陽郡・都宇郡・小田郡の内に移す。矢掛町地域では東三成・矢掛・小林・上高末・下高末・土井・江良・里山田・中・横谷・小田・宇内・本堀がその領有に服するが、幕末まで土代171年間続くこととなる。初代板倉重高の領有した「領知目録」の史料を次に示しておく。

庭瀬藩板倉氏領知目録

御朱印之写

備中国賀陽郡之内拾壹箇村、都宇郡之内貳箇村、小田郡之内拾六箇村、高貳萬石(目録在別紙)事充行之○、全可領知者也。仍而如件

元禄十二年六月十五日

綱吉 朱印

板倉頼母とのへ

目 録

備中国

賀陽郡之内

拾壹箇村

村名略

高六千五百九拾壹石壹斗

都宇郡之内

貳箇村

村名略

高貳千貳百貳拾石七斗五升三合

小田郡之内

拾六箇村

東三成村 同村新田 矢掛村 小林村 同村新田 上高末村 同村新田 下高末村 同村新田 土井村 同村新田 江良村 同村新田 里山田村 同村新田 中村 同村新田 横谷村 同村新田 宇土村 同村新田 山口村 同村新田 小田村 同村新田 宇内村 同村新田 黒木村 同村新田 本堀村 同村新田

但 五切宛

高壹萬千八拾八石壹斗四升七合

都合貳萬石

(『小田郡誌』掲載中板倉家文書より)

j) 浜松 本庄氏

本庄氏は、徳川家綱に仕え元祿5年(1692)常陸国笠間城にて50000石を領有していたが、本庄資俊に到って備中国小田郡・阿賀郡・浅口郡・都宇郡内に20000石を加増された。と同時に領地を遠江国に転じて浜松城を賜った。『小田郡誌』によると、矢掛町地域では三ヶ原116石9斗1升4合、高階51石1斗4升8合、川面村の内250石4斗7升、羽無36石2斗8升2合がその領有に服し、資俊以後二代28年間、享保14年(1729)領地を三河国・遠江国・近江国内に移すまで続く。

k) 新見 関氏

関長継は、津山侯森忠政の養子となるが、その際美作国内18700石を弟長政に与えるが、長政の子長治の時元祿10年(1697)森美作守長成の所領が没収されるにつき、備中国阿賀郡・哲多郡・小田郡・浅口郡・後月郡内に領地を移され18000石を賜わり、阿賀郡新見に居住した。矢掛町地域では西川面710石余のみ、長治以後十代173年間幕末までその領有が続く。

l) 駿河田中 内藤氏

内藤氏は、もとより徳川家に仕え天正8年(1580)伊豆国韮山に10000石を賜われるが、駿河国・遠江国内に領地を移され駿河田中城に居住した。宝永7年(1710)遠江国榛原郡・城東郡内に6400石余の領地を、備中国窪屋郡・後月郡・小田郡内に移された。矢掛町地域では奥山田682石5斗6合のみがその領有に服し、享保5年(1720)所領を越後国内に移すまで内藤式信一代11年間続いた。

m) 大坂城代 太田氏

太田氏は北条氏から徳川家に仕え、駿河国志太郡・益津郡・有渡郡・富士郡、遠江国榛原郡・城東

郡内に50000石を領有し浜松城に居住していたが、享保19年(1734)大坂城代となり摂津国・河内国・近江国・美作国・備中国阿賀郡・小田郡内にその封地を移した。矢掛町地域では羽無・奥山田・西川面の4分の1・浅海がその領有に服し、元文5年(1740)まで寛政以後二代72年間続いた。

n) 龍野 脇坂氏

脇坂氏は関ヶ原の戦いで徳川方につき本領を安堵し、伊予大州から信濃飯田に、寛文12年(1672)播磨龍野に移封され53000石を領有する。その後、脇坂安董の時天明4年(1784)播磨国・美作国で5100石を領有し龍野に居住した。文化元年(1804)中務大輔と改め、文化9年(1812)備中国後月郡小田郡内26000石を預り、同年12月25日郷村を受け取り笠岡陣屋は脇坂家の代官所となった。矢掛町地域では本堀・宇角・平宇角がその支配下に服し安董一代29年間に渡るが、文政10年(1827)預り所26000石の内18000石余が一橋家の領知となり、上記3地域を同家に引き渡した。

o) 一橋氏

一橋氏は御三卿の一つであり八代將軍吉宗の3男宗伊を祖とする。江戸城一橋門内に邸を賜わったため一橋家と称する。延享3年(1746)100000石を賄料として与えられ、初代宗伊の時は下総国・播磨国・下野国・甲斐国・和泉国・武蔵国の6ヶ国を領有していたが、第4代斎礼の時文政10年(1827)以後備中国上房郡・小田郡・後月郡内に30000石の地を領有することとなる。『小田郡誌』によると、矢掛町地域では奥山田683石5斗2升5合、西川面252石2斗4升7合6勺、本堀133石7斗4升3合、浅海798石8斗9升2合、内田154石6斗5升9合、高階51石1斗4升8合、宇角村229石4斗8升3合、平宇角村28石9斗1升4合、三ヶ原116石9斗1升4合、三谷136石1斗8升2合、羽無38石4斗7升6合がその所領で幕末までこの支配が続く。このうち奥山田・西川面・浅海・内田・高階・三ヶ原・三谷・羽無は旧幕領地であり、本堀・宇角・平宇角は脇坂中務大輔御預領であって、一橋家領有により矢掛町内の幕領は一切消えることとなる。一橋家も、幕府徳川家にならって代官所支配を行なうのであるが、代官所は後月郡西江原町に置かれた。代官の更迭は以下の様である。

文政10年	7月より	伊藤恒三郎後併助
天保8年	2月より	佐々木新五郎
同	9年11月より	楠原藤五郎
同	11年正月より	佐々木新五郎
同	11年5月より	山本弥兵衛
弘化4年	10月より	友山勝次
安政5年	9月より	井口善兵衛
文久2年	3月より	稻垣鍊蔵
慶応元年	9月より	田口清助後泉助

(『小田郡誌』上巻299頁より)

表5-1-1 諸侯一覽

領主名	祿高	始封年月日	終末年月日	矢掛町地域における領有地
a) 池田光政母福照院	1,000石	慶長14. 3. 13(1608)	寛文12. 10. 26(1672)	高階, 化粧免 47石5斗7升
b) 伊予今治 藤堂氏	220,000	慶長11. 9. 15(1606)	慶長13. 8. (1608)	小林, 奥山田, 東川面, 西川面
c) 備中松山 池田氏	65,000	元和3. 2. (1617)	寛永18. 9. 6(1641)	小田, 下高末, 宇角, 平宇角, 内田, 小林, 奥山田, 里山田, 宇内, 本堀
d) 但馬 宮城氏	12,000	慶長16. 6. 5(1611)	寛永19. (1642)	里山田, 西川面
e) 摂津麻田 青木氏	50,000	元和元 (1615)	明治2. 6. (1869)	東川面
f) 備中成羽 水谷氏	50,000	寛永16. 6. 5(1639)	寛永19. 7. 26(1642)	東三成
g) 備中庭瀬 久世氏	50,000	天和3. 8. 21(1683)	貞享3. 1. 26(1686)	小田, 東三成, 横谷, 中の内, 奥山田, 里山田の内, 西川面, 江良, 本堀, 浅海
h) 備中庭瀬 松平氏	30,000	元禄6. 11. 25(1693)	元禄10. 9. 15(1697)	小田, 上高末, 羽燕, 土井, 下高末, 小林, 矢掛, 東三成, 中, 里山田, 宇内, 江良, 本堀, 浅海
l) 備中庭瀬 板倉氏	20,000	元禄12. 2. 24(1699)	明治2. 6. 22(1869)	小田, 上高末, 土井, 下高末, 小林, 矢掛, 東三成, 横谷, 中, 里山田, 宇内, 江良, 本堀
j) 越江兵松 本庄氏	70,000	元禄15. 9. 12(1702)	享保14. 2. 15(1729)	羽燕, 三ヶ原, 高階, 西川面の内
k) 備中新見 関氏	18,000	元禄10. 8. 2(1697)	明治2. 6. 22(1869)	西川面
l) 駿河田中 内藤氏	50,000	宝永7. 10. 9(1710)	享保5. 9. 19(1720)	奥山田
m) 大坂城代 太田氏	50,000	享保19. 9. 25(1734)	元文5. 9. 16(1740)	羽燕, 奥山田, 西川面の内, 浅海
n) 播磨龍野 勝坂氏	51,000	文化9. 12. 25(1813)	天保11. 8. 17(1840)	宇角, 平宇角, 本堀
o) 徳川 一橋氏	100,000	文政10. 2. 18(1827)	明治2. 2. 7(1869)	奥山田, 西川面, 本堀, 浅海, 内田, 高階, 宇角, 平宇角, 三ヶ原, 三ヶ谷, 羽燕

注(1)『小田郡誌』上巻F306~P381より作成。

(2)頭(a) b) c) . . . は本文中の頭文字と一致する。

以上は諸侯領についてであったが、次に旗下領について説明を加えていく。

p) 花房氏

花房正幸は天文年中播磨国より備前国におもむき宇喜田秀家に仕え1800・0石を領有したが、子正成の時関ヶ原の戦役後大津で徳川家康に拝謁し幕下の士に加えられ、備中国小田郡・後月郡内に5000石を賜わり横谷に居住した。慶長9年(1604)御朱印を受け、三山村の大部分・水砂・横谷・浅海・走出の一部・大江を領有することとなるが、元和5年(1619)水野氏の領有に際して大江を水野氏に与え、中・江良・里山田の一部が花房氏の領地となった。矢掛町地域では横谷・中・里山田の内・江良・浅海がその所領に属し、延宝3年(1675)まで正成以後3代72年間続く。

q) 毛利氏

毛利重次は片桐且元に従い徳川家康に奉り慶長17年(1612)備中国小田郡内に300石の地を賜わり、知行所を里山田に置き代官をして政務を司らせた。矢掛町地域では小林村の内15石4斗、里山田村の内65石6斗がその領有に服し、重次以後257年間幕末までこの領有が続くのである。

r) 戸川勝安氏

戸川助左衛門勝安は庭瀬侯戸川達安の弟で、慶長19年(1614)大坂の陣の時兄達安に従い功があって備中国後月郡小田郡内に3000石を賜わった。矢掛町地域では東三成村をその領知とし、寛永4年(1627)跡嗣が無いため断絶し戸川氏の領有は短期で終りを告げる。

s) 小笠原氏

寛永18年(1641)から上高末村(麦草、羽無・下村・田中を含む)600石を領有し、小笠原左太夫義正以後二代22年間、寛文2年(1662)まで続く。

t) 撫川戸川氏

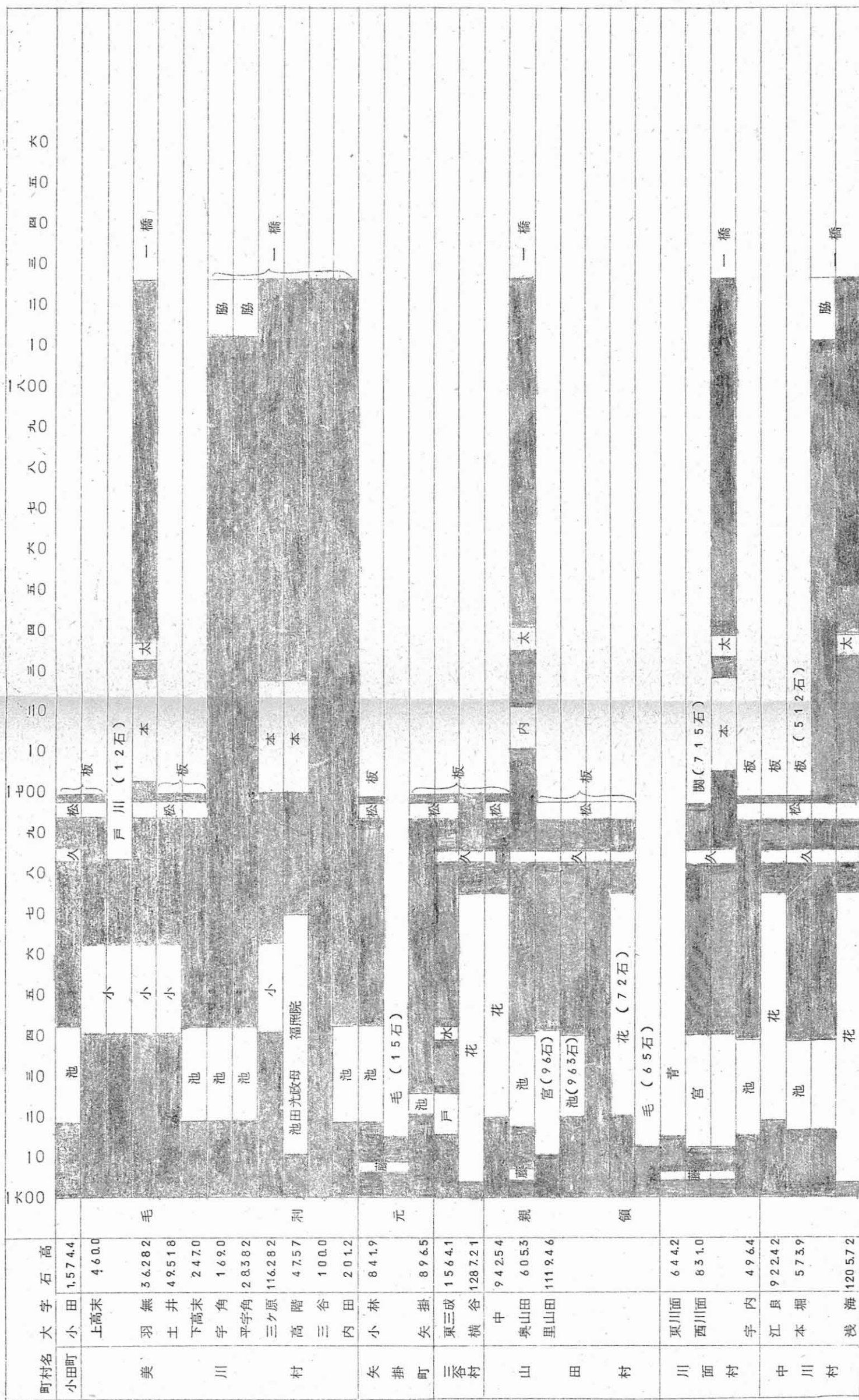
庭瀬侯戸川安風に跡嗣がなく領知没収の際弟達富がその跡を継ぎ、天和3年(1683)賀陽郡の地を小田郡川上郡に移し、都宇郡撫川を居所とした。矢掛町地域では上高末村の内12石6斗2升8合を領有し、達富以後187年間幕末までこの支配が続く。

表5-1-2 旗下一覧

	領主名	知行高	始封年月日	終末年月日	矢掛町地域における領知
p)	花房氏	5,000石	慶長9.8晦(1604)	延宝3.8.20(1675)	横谷, 中, 里山田, 江良, 浅海
q)	毛利氏	3,000石	慶長17.9.28(1612)	明治元(1868)	小林, 里山田
r)	戸川氏	3,000石	慶長19(1614)	寛永4(1627)	東三成
s)	小笠原氏	600石	寛永18(1641)	寛文2.3.3(1662)	上高末
t)	撫川戸川氏	5,000石	天和3.10(1683)	明治元(1868)	上高末

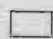
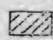


注(1)『小田郡誌』上巻 P383~P400より作成。(2)順のP)q)r)・・・は本文中の頭文字と一致する。

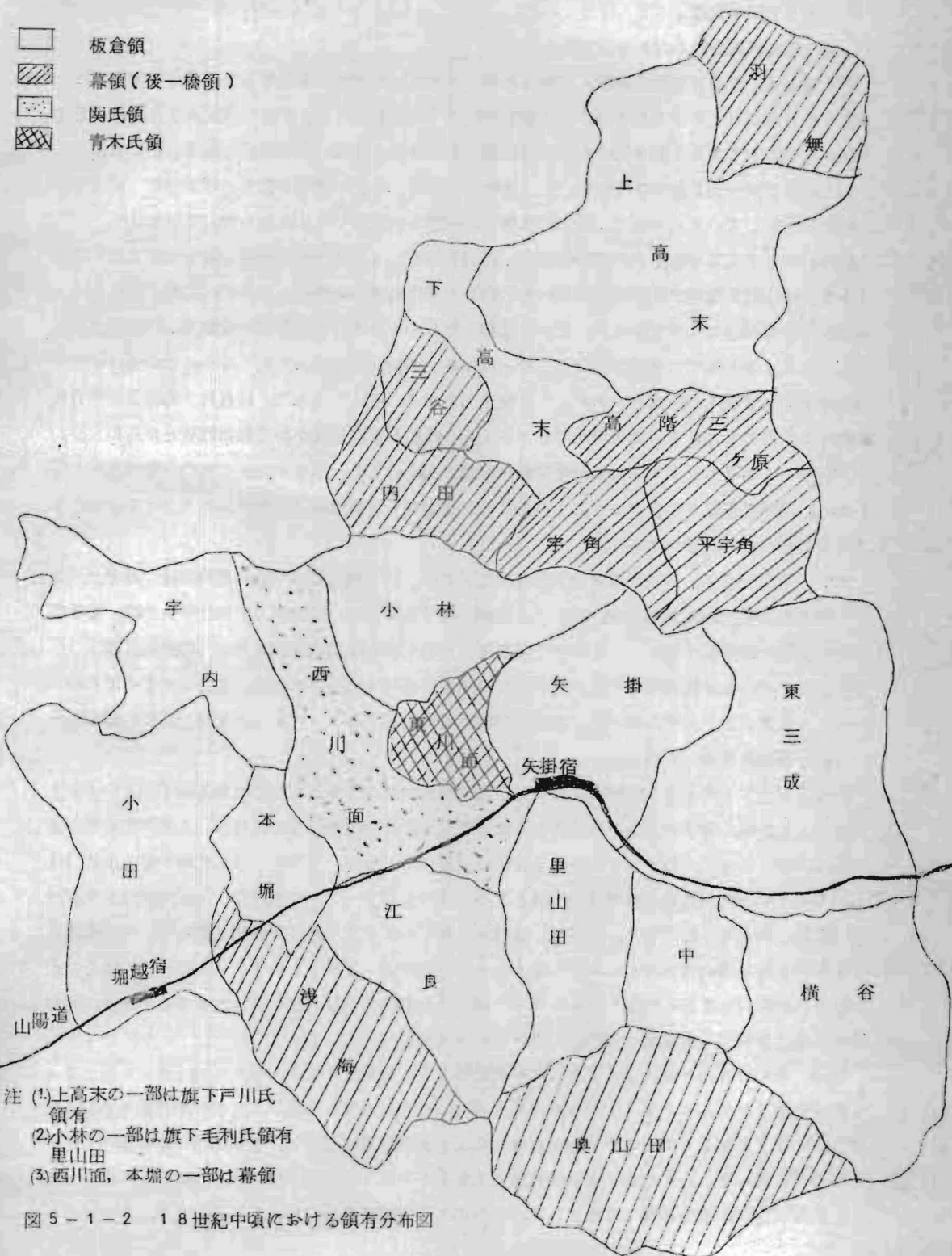
以上によって、矢掛町地域の領主の変遷及びその領有関係を図示すれば図5-1-1の如くなる。また、図5-1-2は、18世紀中頃における矢掛町地域を領主別に地図化したものである。これらの図よりわかるように、1600年以降ほぼ100年間、元禄12年(1699)に板倉氏の支配が始まるまでは領有関係は複雑で、様々な諸侯が入封・転封をくり返すが、1700年以降幕末までは、板倉領がほぼ3分の2、幕領(1827年以降一橋領となる。)がほぼ3分の1と、安定している。



(注)「小田郡誌」P400~P459より作成。

図5-1-1 領主の変遷とその領有

-  板倉領
-  幕領（後一橋領）
-  岡氏領
-  青木氏領



- 注 (1)上高末の一部は旗下戸川氏領有
 (2)小林の一部は旗下毛利氏領有 里山田
 (3)西川面, 本堀の一部は幕領

図 5-1-2 18世紀中頃における領有分布図

(4) 地方支配の構造

a) 幕府直轄地における地方支配

江戸幕府は、幕府直轄地（幕領・天領）を統治するために代官を派遣するが、その管轄区域は、50000石から100000石に及び勘定奉行の下に属していた。代官は目見以上の旗本が任命され、役高として150俵を受けると同時に役料を給され、また、所轄区域の石高に応じて諸入用として規定の米・金を給されていた。代官は配下に手附・手代・書役を置き、年貢徴収・司法檢察を主な職務としていた。そして、代官の執務する役所を代官所または陣屋と称していた。

前述したように幕府は関ヶ原の戦役以後、慶長5年（1600）小堀新助正次を代官として派遣するが、松山城を政務の本拠地としていた。新助の子作助政一が後任につくが、元和3年（1618）池田備中守長幸が松山城を賜わり、続いて元和5年（1620）水野勝成が備後福山城に封ぜられたことから、備中国での幕領地が少なくなったため小堀氏は引揚げることとなる。その後、小田郡内の幕領地は慶長18年（1613）から寛永18年（1641）まで、石見国大森駐在の奉行の管轄下に入ることとなる。寛永18年（1643）池田長常に後嗣がなく領地没収となるに及び、また寛永19年（1644）宮城丹波守領が幕領となるに及び、幕領地増加のため倉敷代官所が開かれる。続いて正保3年（1646）矢掛町に矢掛陣屋（三成陣屋）が設立されるのであるが、それは次の史料であきらかである。

一、 正保三戌年、御代官彦坂平九郎様御支配之節、初て御出張場＝御長屋御取建、地子者矢掛村庄屋源衛門持地＝御座候。初代平九郎様、御子九平治様、御孫孫三郎様後平九郎様、都合引続御三代御支配に候。（文政十三寅年六月付矢掛御陣屋古今由来書上 石井家文書）

また、次の史料より延宝元年（1673）矢掛陣屋が始めて落成し代官在任となったことがわかる。

一、 延宝元丑年九平治様御代、御公辺御願立御支配高五万石＝而御陣屋を建、其後引續御陣所御住居被為成候。（同上）

天和3年（1683）小田郡内18ヶ村が庭瀬侯久世氏の所領となるのであるが（図5-1-1参照）、その時、備中国代官の本拠であった倉敷もまたその所領となったため、矢掛陣屋が備中国代官の本拠となった。わずか3年後久世氏領は幕領にもどるが、さらに7年後元禄6年（1693）小田郡内19ヶ村が庭瀬侯松平氏の所領となるに及び（図5-1-1参照）、矢掛陣屋は松平家の臣下勤番の場となるのである。しかし、元禄10年（1697）松平氏転封に際して、再び幕領となり矢掛陣屋も幕府代官駐在の本拠となる。ところが元禄12年（1699）旧松平領のほとんどが板倉氏の所領となるにつき（図5-1-1参照）矢掛陣屋を板倉家に引き渡すこととなり、時の代官小堀仁右衛門・大岡喜右衛門は引揚げるのである。

従来、備中代官の本拠は倉敷であったが前述のように倉敷は久世氏、続いて井上氏の私領となったため元禄13年（1700）笠岡に陣屋を設け、代官の本拠としたがこれが笠岡代官所の起りである。元禄15年（1702）井上氏の移封により倉敷陣屋は復活し、笠岡陣屋と共に備中での重要代官所となった。ところが10年後の宝永7年（1710）再び倉敷は田中侯内藤氏の私領となり、笠岡代官所が備中最要の陣屋となる。さらに10年後内藤氏移封により倉敷陣屋も復活する。

以上の様に、諸侯の移封により代官所もその管轄区域も一定せず、小田郡内の幕領地は、石見大森・久世代官の支配下にまで組み入れられることもあるのだが、矢掛町地域を管轄した代官は表5-1-3の通りである。倉敷代官所は明治元年(1868)1月21日、笠岡代官所は同年1月27日廃止される。

表5-1-3 代官名一覧

代官名	就任年月	所属代官所
小堀新助正次、子、作助一之	慶長 5年	松山
竹村丹後守	慶長 18	石見大森
竹村藤兵衛	寛永 12	"
京極若狭守	寛永 13	"
松田九郎兵衛	寛永 15	"
松田六之助	寛永 18	"
米倉平太夫	寛永 19	倉敷
小川藤左衛門	"	"
彦坂平九郎	正保 3	"
小川三郎兵衛後藤左衛門	明暦 元	"
小嶋太郎左衛門	万治 元	"
小川藤左衛門	万治 2	"
小嶋太郎左衛門	万治 3	"
小川藤左衛門	寛文 元	"
彦坂平九郎	寛文 2	"
彦坂九平治	寛文 9	"
彦坂孫三郎後平九郎	延宝 3	矢掛代官所
都築長右衛門	延宝 7	"
服部六左衛門	天和 3	"
豊島権之丞	貞享 3	庭瀬
森本惣兵衛	"	"
西山六郎兵衛	元祿 2	庭瀬 矢掛
万年長十郎	元祿 5	倉敷
大岡喜右衛門	"	"
万年長十郎	元祿 7	"
小堀仁右衛門	元祿 11	"
平岡四郎左衛門	元祿 12	"
山本惣左衛門	元祿 13	笠岡
遠藤新兵衛	元祿 14	"

代 官 名	就 任 月 日	所 属 代 官 所
大草太郎左衛門	元祿 15 年	倉敷
万年七郎右衛門	宝永 2	"
久下作左衛門	宝永 6	笠岡
万年門次郎万年長十郎	正徳 元	
久下藤十郎	正徳 2	笠岡
野田三郎左衛門	正徳 3	"
河野弥市郎	正徳 5	"
曾根茂右衛門	享保 3	"
河野安右衛門	"	"
中島内蔵助	享保 4	"
平野助之進	"	"
遠山半十郎	享保 5	"
鈴木九太夫	享保 6	倉敷
古郡文右衛門	享保 7	倉敷， 笠岡
岩出彦兵衛	享保 8	"
平岡彦兵衛	"	"
竹田喜左衛門	享保 9	"
内山七兵衛	享保 14	作州倉敷
万年長十郎	享保 16	倉敷
井戸平左衛門	享保 17	石見大森
窪島作右衛門	"	美作久世
小林孫四郎	享保 18	倉敷， 笠岡
保木左太郎	"	
曾根五兵衛	享保 19	笠岡
池田喜八郎	"	作州， 倉敷
千種清右衛門	元文 5	倉敷
疋田庄九郎	"	"
石原清左衛門	"	"
曾根五兵衛	"	笠岡
千種清右衛門	寛保元， 8	倉敷
花井庄九郎	" 8	笠岡
堀江清次郎	" 9	"
平岡彦兵衛	" 9	"
川田玄蕃	寛保 2	"

代 官 名	就 任 年 月	所 属 代 官 所
千種清右衛門	延享元	倉敷
内方鐵五郎	寛延 2	笠岡
稲垣藤左衛門	宝曆 3	倉敷
浅岡彦四郎	宝曆 6	備備上下
浅井作右衛門	宝曆 7	倉敷
風祭甚三郎	宝曆10	笠岡
竹垣庄蔵	宝曆13	"
内方鐵五郎	明和 2	倉敷
野村彦右衛門	明和 3	"
渡辺半七郎	明和 5	笠岡
平岡彦兵衛	"	但馬生野
万年七郎右衛門	明和 7	倉敷
野村彦右衛門	明和 7.8	笠岡
花木伝四郎	安永 4	倉敷
野村彦右衛門	安永 7	笠岡
平岡彦兵衛	"	但馬生野
守谷弥惣右衛門	" 7.8	倉敷
武嶋左膳	" 7	笠岡
万年七郎右衛門	天明 4	倉敷 笠岡
早川八郎左衛門	天明 8	作洲久世
簀 笠之助	"	石見大森
菅谷弥五郎	"	倉敷
早川八郎左衛門	"	笠岡
野口辰之助	寛政 2	倉敷
早川八郎左衛門	寛政 9	笠岡 久世
拓植又左衛門	寛政10	倉敷
重田又兵衛	享和元	笠岡
早川八郎左衛門	"	"
三河口太忠	享和 3	倉敷
山田右衛門	文化元	笠岡
大岡久之丞	文化 3	倉敷
大原四郎右衛門	文化 6	"
阿久沢修理	文化11	
大草太郎右馬	文政元	倉敷

次に示す史料は、代官の職務に関したものである。

條々

- 一、民は国の本なり、御代官の面々常に民の辛苦を能く察し、飢寒の愁無之様可被申付事。
 - 一、国豊なる時は民奢るものなり、奢る時は己が業に懈りやすし、諸民衣食住無奢様に可被申付事。
 - 一、民は上へ遠き故に疑あるものなり、比故に上よりも亦下を疑ふ事多し、上下疑無之様に、萬事可被申付事。
 - 一、御代官の面々、常に其身を慎み奢なく、民の農業細に存じ、御取箇等入念宜様に可被申付、総而諸事不任手代、自分被勤候義肝要に候、然る時は其手代末々迄私有之間敷事。
 - 一、面々の義は不及申、手代等至るまで、支配所の民私用に不遣、並金銀米錢より借用、又は貸申さざる様堅可被様申付事。
 - 一、堤、川除、道橋等其外諸事、常々心掛、物毎不及大破時、支配所へ達し可被加修理、並百姓争論ケ間敷義有之ば軽き内に聞届、内済にて可相済義は依怙最負なく、不及難儀様可被申付事。
 - 一、面々御代官所替、又は私領に相渡候節、未進其外諸事無油断常々入念、第一御勘定無滞様可被心付事。
- 右之條々堅可相守者也。

延宝八甲年閏八月三日

(『徳川幕府縣治要略』より)

これによると、代官は民衆と支配者との支配者側の接点に位置し、農民の衣食住・年による豊凶に心を用いること・農業の詳細に通じて年貢を徴収すること・争いなどが起こった場合は早いうちに処理することなどをその職務内容としていたことがうかがえる。又代官自らも身を慎むよう規定されている。

b) 庭瀬藩・板倉領における地方支配

〔支配機構〕

前述したように、元禄12年(1699)より矢掛町地域の大部分は庭瀬藩板倉氏の支配下に置かれるが、その支配機構はどのようなものであったろうか。史料が不十分なので系統だったことは言にくいだが、以下に示す史料により考察しよう。

御広間江御年寄森岡五郎左衛門様御出席御用人宮本縫左衛門様高橋惣左衛門様鈴木太之丞様御吟味八木藤兵衛様寺社奉行町田八郎左衛門様大目附青月三郎左衛門様郡奉行広井儀左衛門様浦野証左衛門様御代官江木様徳田様三木様御出席ニ而 此度 御上候趣定を以其方共儀大庄屋役被仰付候御陣屋其後御用人郡掛高橋惣左衛門様、又之被仰渡 早速高橋様か御年寄様へ御祝候仰上引取申候(天明三卯年七月組下諸御用寮・石井家文書)

一、御郡代郡方并御代官新ニ御役儀被仰付候節祝儀等指出候儀致間敷候、其外地方掛り小役人之者右同様相心得云々……………。

一、庭瀬矢掛共村々立会之節庄屋組頭指合有之節者為名代判頭差出候云々……………。

(文化三寅年 御領分小田郡村々諸ノ儉約筋被仰出帳 五月日 横谷村 ・ 福武家文書)

これらの史料に出てくる役名から推察すると、庭瀬藩では、年寄・吟味役・寺社奉行・大目附・郡奉行・郡代・代官などが、地方支配に係わりのある役人であったと思われる。では、これら藩役人の上下関係はどうであったかといえ、史料不足のため判然としなが上記の史料と、天明三卯年組下諸御用留にみられる「御郡方高橋惣左衛門様広井儀左衛門様浦野証左衛門様御届之上」などから考え合わせると、年寄の下に郡奉行、その下に代官、さらにその下に地方掛りの小役人が位置し、郡奉行が地方支配の一応の統轄者であったらしい。一方、村役人の側では大庄屋が藩役人との接点に置かれ、以下庄屋・組頭・百姓代の村方三役が位置していたものと思われる。そして、庄屋・組頭に支障のあった場合、名代として判頭がたてられていたことも史料よりうかがうことができる。一応、推定という断書を付した上で以上のことを図示すると図5-1-3になる。

吟味役

大目附

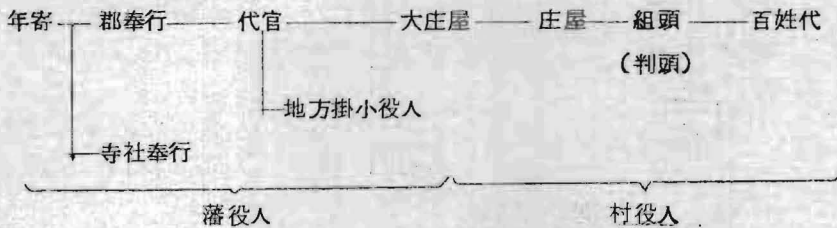


図5-1-3

ところで、藩側としては代官を派遣して直接的には代官が統治するのであるが、代官は陣屋において政務を執ることとなる。次に示す史料は、元禄12年(1699)幕領から板倉領に領地替えの際の矢掛陣屋の引渡状であるが、これによると矢掛陣屋屋敷の細部にまで渡る構成がわかる。

元禄十二年

矢掛村陣屋屋敷諸色改帳

卯六月 万年長十郎

藁葺

一玄關 拾四畳 戸 四本

内貳畳之床有勝手屏風片シ損有

瓦葺

一鈎屋 貳畳 襖障子 貳本

中略

右者矢掛村陣家敷諸色帳面之通相違無御座候以上

元禄十二年卯六月

万年長十郎代

板倉頼母様御内

岩月武左衛門殿

田中佐次右衛門殿

(板倉家文書)

図5-1-4は、幕末期における矢掛陣屋の平面図である。

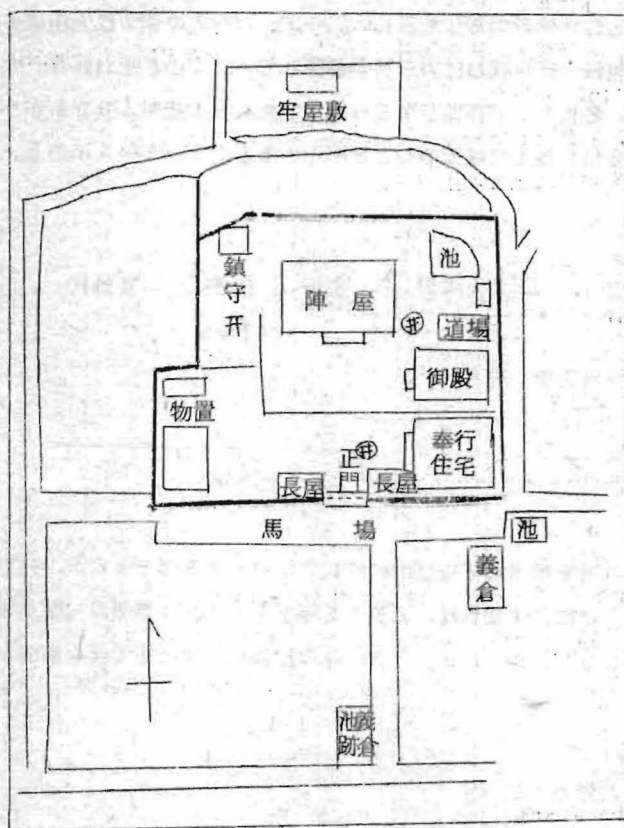


図5-1-4 矢掛陣屋の平面図(『小田郡誌』P303より転載)

次に家臣の編成について庭瀬藩ではどうであったろうか。年代は未詳であるがほぼ寛政期のも
のと思われる御目見以上名前井高附酉閏六月(石井家文書)より作成したものが表5-1-4で
ある。これによると、地方関係の役人の扶持米は年寄250石、用人100石、吟味役50石、
郡奉行100石程度であったことがわかる。また、代官については、外様給人並に位置する徳田
又兵衛が9石3人扶持、外様中小性に位置する坪井藤八・三宅才右エ門が8石3人扶持であるこ
とから、代官は、ほぼ8~9石の扶持米を受けていたことと思われる。

表5-1-4 御目見以上家臣団の構成

格 式 名	人数(江戸詰)	扶 持 米 高
年 寄	3 (2)	250石 ~ 200石
用 人	5 (3)	100石 ~ 80石
先 手 物 頭	4 (3)	160石 ~ 80石
取 次	4 (3)	150石 ~ 50石
取 次 並	(1)	50石
徒 士 頭	4 (1)	100石 ~ 50石
書 役	(1)	50石
吟 味 役	1	50石
郡 奉 行	1	100石
医 師	5 (4)	15人扶持 ~ 3人扶持
給 人 目 附	4 (1)	180石 ~ 50石
近 習 目 附	(5)	80石 ~ 9石
小 納 戸	(3)	100石 ~ 9石
近 習 給 人	5 (3)	80石 ~ 50石
外 様 給 人	11 (5)	80石 ~ 50石
近 習 給 人 並	7 (6)	10石 ~ 8石
外 様 給 人 並	6 (4)	12石 ~ 9石
近 習 中 小 性	8 (7)	9石 ~ 8石
外 様 中 小 性	21 (11)	9石 ~ 7石
近 習 徒 士 小 性	3 (2)	8石 ~ 6石
外 様 徒 士 小 性	12 (1)	7石 ~ 6石

注) 御目見以上名前并高附, 西閩六月 石井家文書より作成

〔支配構造〕

支配機構の項で明らかにしたように、庭瀬藩では藩側との接点に大庄屋、その下に村方三役の庄屋・組頭・百姓代、その下に一般農民が位置していたと思われる。そして大庄屋は数ヶ村の統合者として大庄屋組が構成されていたが、まず大庄屋組はどのように構成されていただろうか。表5-1-5は、天明3年(1783)組下諸御用留、文政7年(1824)組下諸御用留帳、天保7年(1836)郡中諸御用留中の記事より作成したものである。

表5-1-5 大庄屋組の構成

大庄屋名	天明3年(1783)	文政7年(1824)	天保7年(1836)
石原源次郎	矢掛町矢掛村, 中村, 横谷村, 東西東三成村, 下高末村, 上高末村, 土井村, 宇戸村	山口村, 宇内村, 黒木村, 小林村, 矢掛町, 矢掛村, 中村, 横谷村, 東西東三成村, 下高末村, 上高末村, 土井村, 宇戸村, 上, 下里山田村	矢掛町, 矢掛村, 上, 下小林村, 上高末村, 下高末村, 山口村, 本堀村
文屋儀助	山口村, 小田村, 宇内村, 黒木村, 上, 下里山田村, 江良村, 小林村, 本堀村		
真安栄五郎		三山村, 東水砂村, 西水砂村, 星田村	宇内村, 黒木村, 小田村, 宇戸村, 三山村, 東水砂村, 西水砂村, 星田村
片山善右衛門 (真安東太郎後見)		小田村, 本堀村, 江良村	
福武仁吉			里山田村, 横谷村, 中村, 東, 西東三成村, 江良村
依拠, 史料	天明3年御用留	文政7年御用留	天保7年御用留

このような大庄組の組替えはどのような理由で行われたのであろうか。史料不足から、明確な理由はつかみにくい。文政7年(1824)の組替えの際の記事を示しておこう。

甲 渡

真安栄五郎

此度當有之御新領四ヶ村大庄屋被仰付候右御新領御引渡後四日も無之ヲ大切之場所=候間御差入ヲ以被仰付候其段相心得念入相勤可申候

真安東太郎

去春小田村組分上之儀朝立三組被仰付置候此度廻作有之前々之通一組=被仰付候未タ若年取斗片山善右衛門後見被仰付候間念入出情相勤可申候

片山善右衛門

此度小田村一組 = 被仰付真安東太郎歸行被仰付候得共未々若年の儀故其方後見仕念入相勤可申候

右 同 人

此度真安柴五郎御新領四ヶ村大庄屋被仰付候間小田村本堀村江良村当時其方組 = 御預ケヒ成候間
念入波○之義無之様出情相勤可申候

石井源次郎

此度小田村一統 = 被仰付片山善右衛門組 = 相成真安柴五郎者御新領大庄屋被仰付 = 付同人組 = 有
之候山口村宇内村黒木村当時其方組 = 御預ケヒ成候間左様相心得念入相勤可申候

申十月

これは文政七年組下諸御用留帳からの抜書であるが、三山村他三ヶ村の村替えによって、真安柴五郎が新しく大庄屋に任命され、息子東太郎に庄屋職を引き継ぐが若年のため片山善右衛門が後見を申し付けられていることがわかる。なお、ここには示さなかったが、国兵衛・市右衛門が組頭に任命されたことが記されている。以上によって、大庄屋組というのは、その支配地域の変化によりかえられるものであって、天明期には2組であるが、文政期以後3組に落ち着くものと思われる。(御新領とは三山村・東水砂村・西水砂村・星田村のことであり、文政6年の三山村他三ヶ村の村替えは近世矢掛町においては大きな事件であって、これについては第四節農民の負担において詳しく述べられる。)

さて、それではこの大庄屋はどのような役割を担っていたのだろうか。まず藩側からみてみたい。天明3年組下諸御用留の中に大庄屋へ向けて出された心得的な記事がある。

大庄屋江

一、其方其儀此度大庄屋役被仰付候 = 付勤方其外右之通相心得可申候。

一、公儀御法度之御条目并御当所と被仰出候御法度之趣ハ兼而銘々承知之事 = 候得共已来弥以大切 = 相守可申事

一、是迄下方江被仰出候儀并下方願筋 = 利害等申聞候之儀委細 = 届兼右様より事記り不筋之儀様願出候儀茂間々有之第一御上御慈愛之御趣意も末々之者其不奉承知様 = 相聞江旁以不相濟事候以来其方共得と相考不依何事被仰出之趣末々之者迄委細行届候様申聞方心掛可申事。

一、公事出入之儀者別而相心得下方と訴訟申出候者得与利害申聞可成丈不及訴訟可取斗候……。

一、大庄屋被仰付候 = 付組下村々庄屋百姓と音物受納仕間敷候云々……。

一、郡中大割吟味改之儀者銘々前々被仰出候事候之間格別と相心得郡中入用相減候様 = 相心掛ケ可申事。

また、同御用留の大庄屋役此度新 = 被仰付候 = 付勤向之儀半切紙 = 断書致相伺左之通の記事には、

一、郡中村々諸願候宛之儀是迄之通仕候而私共取継奥書印形等可仕事 = 御座候哉又ハ私共江宛 = 書認差出私共と奥書印形仕御代官様宛差上可申哉之旨

△ 御下知

諸願并届書等宛所ハ是迄之通村方と御代官宛所 = 相認々大庄屋奥書可仕事

これらによると、大庄屋は郡奉行から任命され、役務は数ヶ村を統轄、公儀・藩からの触れ書・廻状などの庄屋への伝達、また、村落からの願書の奉上、訴訟発生の場合の村内解決、大割・村割など割り付けの際の立ち合いなどで、ほぼ型通り、庭瀬藩特有のものはないようである。封建社会は身分割社会であるが、村落の中で大庄屋はどのような位置をしめていただろうか。代々大庄屋であった石井家を例にとってみると、持高については最低80石、最高150石余であるが、村名細帳によると、持高10石以上の百姓は一村につき5・6名であり、また、持高10石以上を富農層とする説などからみると、かけはなれた上層階級に位置していたわけである。しかも「大庄屋被仰付候=付組下村々 大庄屋給并除高等取置候儀致間敷候 但居村之儀是迄立来御庄屋給并除高等立来之通可致候 且大庄屋元村方別段庄屋不被仰付候間大庄屋組頭申談相動可申候」(天明3年組下諸御用留)にみられるように、大庄屋としての役料・除高までの特典があるのであるから、太るものは増々太るわけで、一般農民との差は明確になり、中には領主に金を貸したり、参勤交代の入用をたてかえたりするものも出てくるのだが、次に示す史料はその一例である。「殿様御参勤之砌御旅行金御入用=付御領分三郡大庄屋庄屋共調達被仰付候・・・・・小田郡御物成を以元利御返済在之候而・・・・・大庄屋庄屋共へ借り出し被仰付候・・・・・」(寛政元年諸御用留より)また、寛政2年諸御用留には、金三百両の借用證文が載っているが、藩の用人・吟味役・郡奉行・代官の名が連記されている。

経済的には、前述のようであるが社会身分的にはどうであったろうか。天明3年諸御用留には、用向で庭瀬へ出張の際は袴着用、家来を一人連れること、馬を使用してもよいこと、年始・節句には役人に御礼を述べることなどが記されているが、こうした大庄屋の姿はおそらく一般農民にとって武家階級とかわりなく移ったであろうし、藩側の小役人以上の権限、時には代官以上の権限をもって農民に接していただろうと思われる。しかし、いかに苗字帯刀を許されたとしても、身分的にはあくまでも農民であり、そこに一般農民に一種の安心感を与える要素が隠されており藩側にとっては武士の権限以上の存在になる恐れを含んではいたが、地方支配の円滑化のための好適な職制であったと思われる。

それでは次に、一般に村方三役と呼ばれる庄屋・組頭・百姓代はどのような役務を担っていたのだろうか。「一、正月年頂為御礼庄屋共罷出候儀ハ・・・・。」「一、両郡村々御普請所有之節者村役人立会随分正路=下目論いたし・・・・。」「一、村々庄屋役被仰付候砌御礼之義郡奉行江・・・・。」「一、地方并外御役人御用糸付矢掛陣屋江罷越候砌村々庄屋一同出迎・・・・。」「一、公事出入之儀其処村役人随分心附双方江異見差加可成丈村方にて致内済候様取斗可申候。」「一、帯刀御免之庄屋共連人之義自分人召連候儀者可為勝手次第候。」(文化三年寅年御領分小田郡村々諸儀約筋被仰出張 福武家文書より)などに見られるように、大庄屋が数ヶ村に及ぶのに比らべて、庄屋などは一村単位のもので、言うなれば大庄屋の役務の規模を小さくしたものとも考えられる。大庄屋と同様苗字帯刀を許され、庭瀬表へ家来を召し連れて行くことも、駕籠を使うことも、袴着用も許されていたので、また、ほぼ持高10石以上の百姓が任命されていたことから、これら村方三役は村落内においての土層階級ということになるのであるから、一般農民にとっては

農民代表といっても、支配側と映ったのではないか。この庄屋格のもっとも重要な役務は年貢上納の責任者であるということだが、次に示す史料は庄屋役取上に関するものであって、これから年貢上納がいかに大きな役務であったかということがうかがえるであろう。

申 渡

山口村

広井義一郎

其方儀追々〇〇被仰付苗字帯刀御免被成置候上者別而出情可申処去年御年貢方延納＝相成猶又当御年貢段々致不納候追々不埒之至＝候依之此度庄屋役御取上被成追入被仰付候間慎可被在候

丙十一月

山口村

義一郎 粹 角次郎

其方此度庄屋見習被仰付候間諸向土倉為助申談出情相動可申候

丙十一月

(文政八己酉年 組下御用留 正月)

いままでは、大庄屋、村方三役などの役務内容を中心に述べてきたが、最後に、近世封建社会の基本的対抗関係を年貢収奪者である領主と、年貢上納者である農民とするなら、庭瀬藩における農民統制はどのようなものであったろうか。庭瀬藩では、天明3年(1783)、文化3年(1806)文政11年(1828)、天保2年(1831)と相ついで儉約令を出しているが、その内容はどのようなものであったろうか。天保2年 御法令儉約筋被仰出帳 矢掛分(福武家文書)に次に示すような条目がある。

一、村々神事祭礼等元砌神酒初穂并肴等差出候義決而致間敷事

一、祭礼賑ひ并盆踊等之義者年之豊凶に寄時宜＝随ひ前広＝伺出御聞済之上挑斗可申無沙汰＝而者者可為無用事。

一、去る子年被仰出候通嫁取卸取并前髪取候節樽入り仲間入り号若者多人数罷越致過酒口論ケ間敷義無之様嚴重被仰付・・・・。

一、町在不幸之節去ル子年被仰出候通分限り格別＝諸向省略手輕＝挑斗可申候・・・・。庄屋長百姓多り共僧三人＝限り其以下者右＝准じ・・・・。公儀被仰出茂有之通墓碑寸尺之限戒名院号居士号等決而附申間敷旨弥嚴重可相守

一、村々為日雇江戸表江諸家様方致御供狼＝罷出候事可為無用候。無抛用向＝而大坂并江戸表江罷出候義者猶又其外他向江罷越候義も其段村役人江相届可申候若相偽り罷出候者有之候得者御吟味之上村役人一同御答被仰付候間左様相心得可申事。

これらによると、村落の共同行事である祭礼、盆踊りにまで言及し、個人の行事に関しては婚礼・葬式の際の客を呼ぶ範囲・僧侶の数・戒名にまで規制を加えている。また、日雇村で江戸大坂の町へ出ることを禁止して農民の逃亡を防ぎ、若し逃亡などがあれば村役人の非として、村民を監視させるという形をとっている。また、「村々縁組願文言并先方村役人聞届之儀＝故障無之哉之尋

状云々……。」「御領分村々田畑家屋敷売証文＝村役人奥書文言等……。」などに見られるように、縁談・田畑宅地の売買にまで村役人をして目を光らせている。さらに、服装については、庄屋に到るまで木綿服を身につけること、特別な事情の場合のみ袖が許され、女はふだんかんざしをつけることは禁止、庄屋組頭は役向の関係上羽織は許されていた。そして、傘の使用にまで規制を加えているのである。

以上のように、藩側では、農民の生活のすみずみにまで言及し、規制を加えている。それは五人組帳やこれら数度に渡る儉約令などによるが、農民たちは庄屋宅に集って読み聞かされていたのである。大庄屋と庄屋・組頭・百姓代という村方三役は、村にとっては農民の利益を代表するものとして藩側との接衝にあたったが、一面藩側においては、彼らは農民支配をよりスムーズに行うために置かれた機関であって、支配者側の末端に位置するわけである。一般農民とはちがうという感覚を彼ら自身にも、また、一般農民にも認識させるために、様々な特権を与えたのである。例えば、服装について麻の羽織袴を許すことも、苗字帯刀も、葬式の際の僧侶の数によっても、一般農民との差を明確に目に見える形で示しているわけである。

こうした事によって全てに序列が付き、経済的意味だけでなく社会的な意味においても、水呑百姓は小前百姓に、小前百姓はそれを統制する村方三役により、さらに大きく庄屋でまとめられた各村は大庄屋に、大庄屋は、藩と村との接点に位置するが、郡奉行からの任命という形で藩組織の中に組み込まれ、各藩は大きく言えば江戸徳川政権の下に包み込まれていたわけである。農民は士農工商と身分的には第2位にランクされていながら、最も苦しい生活を余儀なくされており、いくえにも取りまかれた支配の網の目の中に組み入れられていたといえる。

近世封建社会において、農民は二重にも三重にも支配を受け、大庄屋まで含めて村役人は、藩側に対しては被支配階級として対し、村内に対しては支配階級として対するという二重性を有していたのである。

(杭田 翠)

注) 使用した文書は石井家文書が大部分であり、その他のものは、その都度典拠を明らかにしている。

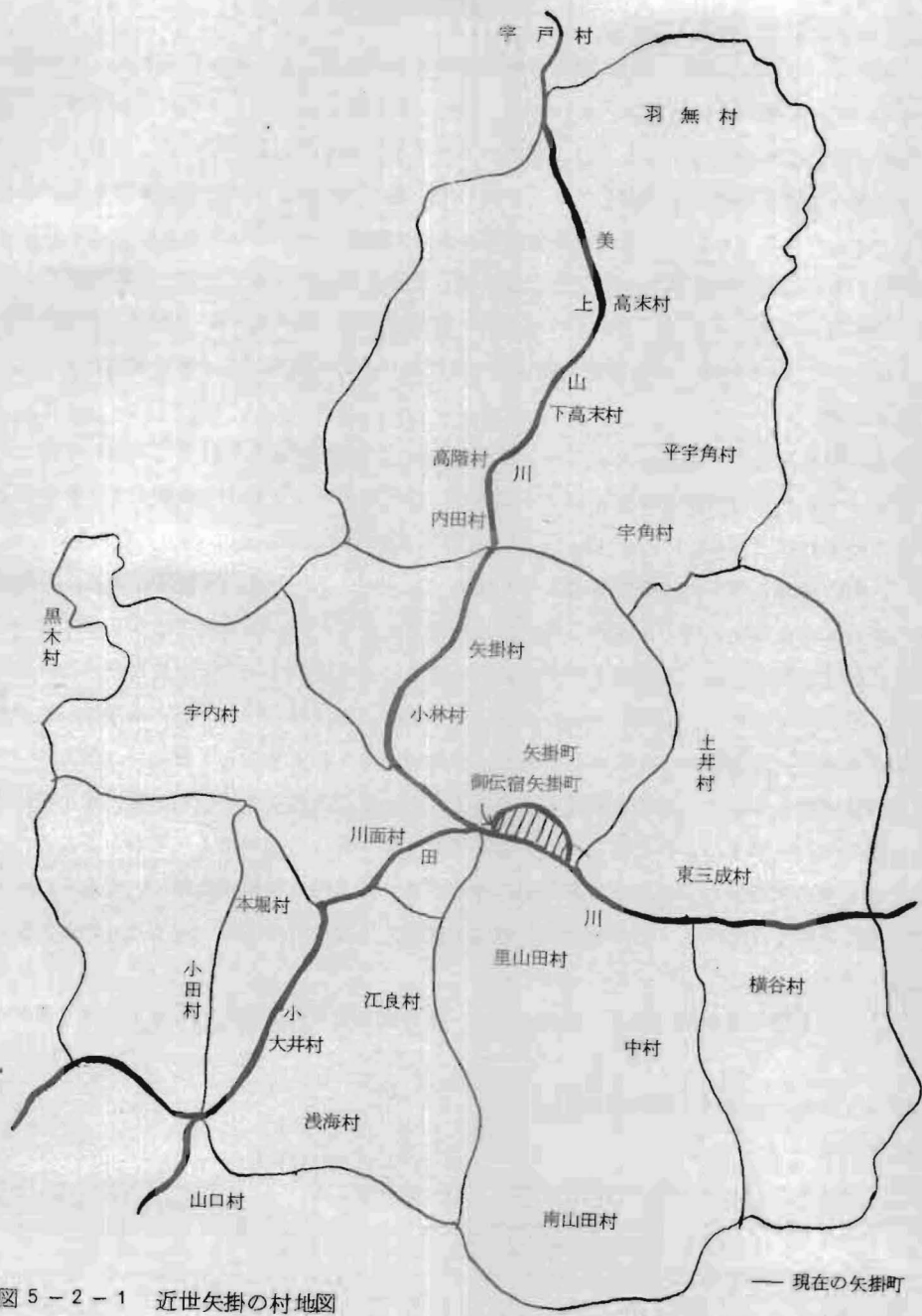


図 5 - 2 - 1 近世矢掛の村地図

(史料 元祿 2 年「備中国 ^{都宇}加夜 ^{郡之内村々}諸覚帳」)
小田 後月

2. 農業生産

近世矢掛町というのは、御伝馬宿矢掛町と称する町並を中心とした小さな町であり、矢掛村とは違ふ。しかし現在矢掛町というのは、美川村・三谷村・矢掛町・山田村・中川村・小田村・川面村の7ヶ村が合併して非常に大きくなり、小田郡の半分以上を占めている。そこで、ここでは近世の史料を取り扱って近世の村々を考察していきたいので、混乱のないように近世矢掛町を矢掛町といい、図5-2-1にみられるような近世の矢掛町を含んだ現在の矢掛町を矢掛と呼ぶことにしよう。史料的制約から、近世矢掛の諸村々を近世全般を通してみることは無理なので、比較的残存している近世後期にスポットをあてて、主に石井家文書・福武家文書・池田家文書・鳥越家文書を使用させていただきながら、以下近世矢掛の農業生産状況と農民の持高による農民層の分解を考察していこう。

(1) 農業生産

まず耕地状況を見ていくと、表5-2-1で示した如く、矢掛村他7ヶ村全て共通して田方が多い。内訳は、小林村が村面積の68.8%で一番多く、横谷村が51.8%で一番少なくて、半分以上田方が占めているわけである。

そして、その田方と畑方には収穫量によって上々・上・中・下・下々の5段階があり、矢掛村では田方100%のうち上々田・上田が37.9%、中村では29.1%、江良村では50%を占めている。このことで土地条件は比較的恵まれているといえる。また田畑は上中下の位を分けたら、その土地に応じて検地によって石盛が決められるが、上々田の石盛は横谷村の1石7斗以外、他の矢掛村・中村・江良村・東三成村は1石8斗を示し、平均田方は1石1斗から1石2斗、畑方については上々畑がない所もあるが、畑方平均は6斗から7斗ということになり、耕地生産性も比較的高かったといえよう。しかも、この石盛づけは文政2年(1819)の資料によってわかることだが、これは延宝5年に水谷氏の手によって庭瀬領の検地がなされた時の検地帳に基づいてなされたものなので、延宝5年(1677)の新検以後、耕地生産性、土地条件はほぼ一定であったと推定することができる。

しかし、元禄2年「備中国・都宇・加夜・小田・後月郡の村々諸覚帳」によると、東三成村において

村之雨=大川有、満水之時田畑損亡

内田村において

矢掛ら松山へ往還北東=当テ山川流ル溝水之時ハ田畑損亡有

江良村において

郷本郷ノ中ヲ大川流、満水ノ時ハ田畑損亡

また本堀村でも、明治5年の「風土記」によれば、

偏土山邸故郷中ハ六分方高燥之地ニテ旱損ハ川近傍四分方低旱湿ニテ降雨山水之節毛損多シ、又陰湿モ多シ不熟○ヲ歳之虫ノ害アリ肥膏ハ砂地ニテ中品位桑麻未開五穀中品ヲ生
(注)勝と思われる

表5-2-1 (その1) 3ヶ村における耕地明細

品等	矢掛村				中村				江良村				東三成村	横谷村	
	面積	高	石盛	面積の割合	面積	高	石盛	面積の割合	面積	高	石盛	面積の割合	石盛	石盛	
田方	上々田	町反畝歩 6.2.9.1	石 113.283	石 1.8	% 9.5	町反畝歩 6.2.9.55	石 111.812	石 1.8	% 13.4	町反畝歩 7.8.12.95	石 142.017	石 1.8	% 22.4	石 1.8	石 1.7
	上田	18.9.2.265	302.701	1.6	28.4	7.2.5.050	116.025	1.6	15.7	9.7.0.045	155.225	1.6	27.6	1.6	1.5
	中田	2.6.1.9.23	340.567	1.3	39.4	1.9.3.5.160	251.633	1.3	41.8	10.2.8.045	133.663	1.3	29.2	1.3	1.2
	下田	9.0.2.015	82.984	0.9	13.6	11.6.4.1.11	104.793	0.9	25.1	7.3.1.095	65.876	0.9	20.8	0.9	0.8
	下々田	6.0.5.0.2	30.253	0.5	9.1	1.8.6.0.1	9.303	0.5	4.0	0	0	0	0	0.5	0.4
	合計	6.6.4.8.04	869.783		100	4.6.3.2.085	593.566		100	5.1.8.180	496.781		100		
畑方	上々畑	2.6.3.0.2	34.2	1.3	10.2	0	0			0	0			1.3	
	上畑	6.3.3.125	63.342	1.0	24.4	4.9.4.285	49.494	1.0	22.2	3.4.3.14	34.347	1.0	15.0	1.0	1.0
	中畑	9.4.1.095	65.892	0.7	36.1	5.2.6.13	36.856	0.7	23.7	9.0.4.25	63.343	0.7	39.6	0.7	0.7
	下畑	4.4.0.200	17.625	0.4	17.0	6.4.2.0.0	25.71	0.4	28.9	7.1.3.245	28.553	0.4	31.2	0.4	0.4
	下々畑	3.2.0.245	6.417	0.2	12.3	5.6.0.165	11.103	0.2	25.2	3.2.3.065	6.465	0.2	14.2	0.2	0.2
	合計	2.6.0.3.085	187.476		100	2.2.2.4.000	123.163		100	2.2.8.5.1	132.708		100		
屋敷	7.5.8.0.25	75.817	1.0	全体 7.6	4.7.2.115	47.738	1.0	全体 6.5	2.8.3.195	?	1.0	全体 4.7			
合計	100.0.9.15	1133.031			7.3.3.4.12	764.467			6.0.8.7.175	?					
史料	文政2年「庭瀬領小田郡村々指出明細帳写」(石井家文書)														

注) 平均田方1.2石 平均畑方0.7石

表5-2-1 (その2) 8ヶ村における耕地明細

村	矢掛村		東三成村		横谷村		里山田村		江良村		小田村		字内村		小林村	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
田方	町反畝歩 6.8.6.0.085	65.8	6.0.5.2.085	55.0	4.6.6.8.055	51.8	5.8.9.8.05	55.3	3.7.5.4.04	59.4	10.0.2.4.16	59.4	3.4.3.1.24	63.2	3.9.9.5.00	68.8
畑方	3.5.7.2.025	34.2	4.9.5.6.08	45.0	4.3.3.8.28	48.2	4.7.6.9.10	44.7	2.5.6.8.295	40.6	6.8.5.1.21	40.6	2.0.0.1.06	3.68	1.8.1.5.04	31.2
合計	10.4.3.2.110	100.0	11.0.0.8.165	100.0	9.0.0.7.035	100.0	10.6.6.7.12	100.0	6.3.2.3.035	100.0	1.6.8.7.6.07	100.0	5.4.3.3.00	100.0	5.8.1.0.05	100.0

注) 史料は 上に同じ

とあるように、小田川周辺の村にては小田川が、また内田村などにては山川すなわち美山川が濫乱して、田畑が流されるようなこともあり、本堀などでも水害、旱害、虫害などで作物に害があったようすが見受けられる。このように、土地条件の比較的恵まれた矢掛にも、前記のような天災が農民の生活を苦しめていたのである。しかし、どのくらいの回数で、どの程度農民を苦しめていたかは明らかでない。

村高については、表5-2-2と、表5-2-3でわかるように、新検高でいくと、1000石を越えるような大きい村もあり、一番大きいのが小田村の1648石2斗9升8合、次いで里山田村の1187石1斗8升8合、矢掛村の1155石8斗2升3合、東三成村の1153石9斗9升と、1000石以上の村は4ヶ村に及ぶ。他の1000石未満の村は、川面村の963石2斗5升を筆頭に、表5-2-2で示されるような小林村・宇角村・宇内村・横谷村・中村・江良村・浅海村・本堀村・内田村などで、1000石未満の小さな村は、大井村・高皆村・平宇角村・羽無村などの村々がある。しかし、これは矢掛町や上高末村、下高末村が記載されていないので全村ではない。この場合新検高と記載されているのが元禄2年(1689)の「備中国^{都宇}加夜郡之内村々諸覚帳」であり、文政2年(1819)の「庭瀬^{小田郡}領村々指出明細帳写」によって、^後延宝5年(1677)に水谷氏の手により検地がされたことがわかるので、矢掛の新検地は延宝5年になされたことになる。

そして村高の推移をみてみると、ほとんどの村は新検高と文政2年の村高の変化はないが、本堀村が645石6斗3升9合から511石9斗9升8合に、1000石以上減っているのが例外である。また新検高と古検高を比較してみると、(古検とは慶長検地のことである)表5-2-2に記載の18ヶ村中、減高の村が7ヶ村、増高の村が11ヶ村と増高の村が少し多いことがわかる。なぜこのように古検から新検へと再検地がおこなわれたかという点、「岡山県の歴史」によれば、

「新開による田畑の増加や耕作者の異動などによって、検地帳を修正する必要がおこって、岡山藩でも慶安から明暦ごろ(1650年代)に慶長検地帳の書きなおしがおこなわれた。備中では松山藩主の水谷勝隆が慶安4年(1651年)に検地を行っており、延宝5年(1677年)には天領の検地が水谷氏の手によって実施された。このときの「検地条目」によれば、間竿は6尺1寸のものを使用し、田畑の等級は上々・上・中・下・下々の5つにわけられ、荒沼や池沼・藪・山野をも検地の対象としており、また地主・小作の関係や農民相互の隷属関係を明らかにするとともに租税体系の統一、整備がはかられた。」ということである。

しかし、村高と村民の生活程度は異なり、村高が大きいからその村の生活が裕福だということはない。村高は上位4ヶ村をとると、小田村・里山田村・矢掛村・東三成村の順であったが、村面積は小田村・東三成村・里山田村・矢掛村というように順番が違っている。そこで村面積当りの村高を計算してみると、1町当り小田村が9石8斗、矢掛村が11石1斗、東三成村が10石5斗、里山田村が11石1斗となり、この4ヶ村のうちでは面積当りの耕地生産力は矢掛村と里山田村が一番高く、次いで東三成村、小田村となる。つまり、村面積も村高も一番高い小田村が、耕地生産力では一番低いことになるのである。

表5—2—2 元祿2年における村柄

村名	高(古検高)	新田高	新検高	鉄砲
東三成村	1609石698	0石493	1153石99	10挺
矢掛村	896.53	1.38	1155.823	6
小林村	706.514	11.201	635.705	4
宇角村	170.405	25.444	228.55	4
大井村	38.31	0.68	49.581	0
宇内村	432.01	2.793	510.458	9
川面村	854.772	1.946	963.25	4
横谷村	1257.21	2.894	809.133	4
中村	968.957	4.135	764.577	4
里山田村	1033.052	3.965	1187.188	7
江良村	922.422	30.621	669.6	4
浅海村	1228.8	5.506	790.351	2
本塚村	573.91	0.58	645.639	0
小田村	1585.937	2.294	1648.298	10
内田村	201.26	0	151.608	3
高皆村	47.73	0.711	51.148	0
平宇角村	37.52	0	28.385	0
羽無村	32.8	0.24	36.282	0

注) 史料は 元祿2年(1689)西山六郎兵衛兵御代官所「備中国(都宇・加夜・小田・

文政2年(1819)「庭瀬領
小園郡」村々指出明細帳写」による。

但?は不明のところを表わす。

酒	寺	文政2年の村高
0 軒	9	1153.92
14	6	1155.823
0	2	635.707
0	2	?
0	0	49.917
0	0	510.458
0	1	?
1	5	809.633
0	0	764.577
0	2	1187.188
0	4	669.142
0	1	?
0	1	511.998
4	6	1648.298
0	0	?
0	0	?
0	0	?
0	5	?

後月)郡之内村々諸覚書帳」と

表5-2-3

矢掛町関係14ヶ村の土地状況と戸口との関係

村	矢掛村	矢掛町	東三成村	横谷村	中村	里山田村	江良村	本堀村
村高	1155石825	412.167	1153.92	809.133	764.577	1187.188	669.142	511.998
田高	881石977	303.205	849.219	530.765	593.566	847.575	508.036	399.863
畑高	273石845	108.962	304.771	278.368	171.011	339.613	161.106	392.519
村面積	(104町反畝110歩)	—	110.0.8.165	90.0.7.035	73.3.4.12	106.6.7.12	(63.2.3.035)	55.8.6.255
田面積	68町反畝08歩	—	60.5.2.085	46.6.8.055	46.3.2.085	58.9.8.05	37.5.4.04	38.1.5.165
畑面積	35町反畝02歩	—	49.5.6.08	43.3.8.28	—	47.6.9.10	25.6.8.295	—
綿田高	—	—	234.221	145.35	206.354	308.868	—	109.962
戸数	213戸	602	200	227	142	153	158	93
人数	925人	2150	889	911	544	721	679	372
高10石以上の人数	—	4	13	—	3	9	—	—
1人当りの平均石高	1石250	0.192	1.298	0.888	1.37	1.647	0.985	1.376

村	下高末村	小田村	宇内村	小林村	大井村	上高末村
村高	263.979	1648石298	510.458	635.707	49.917	418.676
田高	199.158	1275石357	413.037	532.672	42.445	383.118
畑高	64.821	372石941	97.421	103.035	7.472	65.558
村面積	28.7.8.015	168町反畝07歩	(54.3.3.00)	58.1.0.05	(4.5.4.00)	(72.9.8.24)
田面積	16.2.3.195	100町反畝16歩	34.3.1.24	39.9.5.00	3.3.5.12	61.8.8.06
畑面積	12.5.5.12	68町反畝21歩	20.0.1.06	18.1.5.04	1.1.8.18	11.1.0.18
綿田高	30.7	353.147	272.097	147.884	—	—
戸数	67	—	118戸	146戸	17	—
人数	288	—	438人	326人	63	—
高10石以上の人数	—	—	—	3	—	—
1人当りの平均石高	0.966	—	1.165	1.950	0.792	—

注(1) 史料は文政2年「庭瀬領村々指出明細帳写」(石井家文書)による。

(2) ()内は田面積と畑面積より和を算出した。

また、本当の余裕とは農民人口とも関係あるので、表5-2-3に1人当りの平均石高を示してみると、小林村の1石9斗5升、里山田村の1石6斗4升、中村の1石3斗7升、東三成村の1石3斗、矢掛村の1石2斗5升、大井村の7斗9升2合等々。そして矢掛町の1斗9升2合となる。したがって、この中では小林村の1石9斗5升というのが一番高くて、農民1人当りの生産力が一番高いということにもなり、小林村の余裕が窺える。しかし、矢掛町の1斗9升2合というのは例外的に低いので、これは何か別の生産手段、あるいは生活手段をもっていたのではないだろうか。

村高のうちで、農民のために年貢免除の引高ということがおこなわれたが、文政2年の「庭瀬領・小田郡村々指出明細帳書」などでわかるように、田高からは永荒溝符堤敷若林池敷年々荒引とか田成畑引を、畑高からは御陣屋處牢屋敷荒引とか永荒川欠崩年々荒引、町屋敷地子引などがある。また元禄12年「小田郡矢掛町指出帳」などによると、矢掛町屋敷分の引高について

御役目数百貳拾三役二割符仕先年々相勤申候。右者御公儀御伝馬役并江戸長崎御用御状答御荷物等運送御用相勤申候付、寛永十酉年池田出雲守様御知行の時分々町屋敷古検高ニ而二十八石二斗九升七合御赦免被下御引帳ニ取持仕候、其後御代官所ニ被成御代ニ無相違御引被下候。然ル所ニ御代官西山六郎兵衛様御支配之内未年新検高ニ而御引石被下候ニ付申春江戸江罷下御訴証申上候へバ御立被為下新検高ニ而四十五石三斗七升八合町屋敷分申年御代官大是喜右衛門様御支配ニ罷成御引被下其以後年々無相違御引被下候。

と記載されている。屋敷分の引高というのは検地においては屋敷分も高に入れており、そして村高に応じて年貢や年貢以外のたくさんの負担がかかってくるので、この矢掛町において人々が訴証をするまでに困窮して、新検高の屋敷引高が増加されたのだと推定される。28石2斗9升7合から45石3斗7升8合という変化は2倍近い引高である。

戸口については、史的制約から戸口推移の考察がむずかしいが、表5-2-4と表5-2-5によると、宇内村は118戸で438人から、11戸で509人へと移り、文政2年(1819)から文久4年(1864)の45年間にはほとんど変化はない。矢掛町は享保8年(1723)に527戸で2253人から、天保13年(1842)には490戸で1870人へと、120年間に減少傾向を示している。この内高持は、175戸から133戸へ減少しているが、無高は352戸から357戸へとほぼ変わりないことになっている。本堀村は宝暦13年(1763)から慶応4年(1868)の約100年間はほとんど変化がなく、31戸で101人から28戸で120人と、わずかに変化しているのみである。ただ本堀村の文政2年の戸口が93戸と多いのは、本堀村が幕領と庭瀬領にわかれていて、文政2年の戸口は史料より庭瀬領の戸口をあらわし、他の4ヶ年の戸口が残りの幕領をあらわしているためと思われる。そして文政2年の庭瀬領諸村々の比較においては、何といっても矢掛町の602戸が1番多く、他の村は200軒以上が矢掛村と東三成村と横谷村で、100軒から200軒が中村・里山田村・江良村・宇内村・小林村で、100軒以下が本堀村・下高末村・大井村となっている。

表5-2-4 矢掛町関係3ヶ村の戸口変遷

年次	戸数	人数	牛	馬	史	料	備考
文政2年(1819)	118戸	438人	52疋	4疋	「庭瀬領村々指出明細帳写」(石井家文書)		(1) 宇内村
文久4年(1864)	115	509	—	—	文政2年「備中国庭瀬領小田郡宇内村宗門御改帳」(福武家文書)		

年次	戸数	人数	高持	無高	史	料	備考
享保8年(1723)	527戸	2253人	175戸	352戸	享保8年「備中国小田郡矢掛町宗門御改帳」(石井家文書)		
文政2年(1819)	602	2150	176	426	「庭瀬領村々指出明細帳写」(石井家文書)		(2) 矢掛町
文政11年(1828)	523	2089	115	408	文政11年「備中国小田郡矢掛町宗門御改帳」(同上)		(矢掛村町分)
天保13年(1842)	490	1870	133	357	天保13年「同上」(同上)		

年次	戸数	人数	牛	馬	史	料	備考
宝暦13年(1765)	31戸	101人	13疋	—	宝暦13年「備中国小田郡本堀村明細帳」(鳥越家文書)		
文政2年(1812)	93	372	25	1疋	「庭瀬領村々指出明細帳写」(石井家文書)		(3) 本堀村
文政11年(1828)	31	101	13	—	文政11年「備中国小田郡本堀村明細帳」(鳥越家文書)		
嘉永6年(1853)	30	121	—	—	嘉永6年「同上」(同上)		
慶応4年(1868)	28	120	13	—	慶応4年「同上」(同上)		

表5-2-5 文政2年における諸村々戸数

村名	矢掛村	矢掛町	東三成村	横谷村	中村	里山田村	江良村	本堀村	宇内村	小林村	下高末村	大井村
戸数	213戸	602	200	227	142	153	158	93	118	146	67	17
人数	925人	2150	889	911	544	721	679	372	438	526	288	63
(平均人数)	(4.3)	(3.6)	(4.4)	(4.0)	(3.8)	(4.7)	(4.3)	(4.0)	(3.7)	(2.2)	(3.7)	(3.7)
牛	—	—	—	—	97疋	—	75	25	52	65	53	—
馬	—	—	—	—	2疋	—	1	1	4	2	—	—
本百姓	159戸	—	—	—	134	—	156	80	—	122	—	—
水呑百姓	54戸	—	—	—	8	—	2	13	—	24	—	—

注) 史料は表5-2-1に同じ

但し()は1戸平均の人数を表わす。

牛馬に関しては、近世の農業生産手段となった牛馬耕で使用されたと推測されるが、牛は概して多く、中村などでは1村に97疋もいるほどである。馬はごくわずかであるが、宿場町矢掛町では助郷負担の馬などで、1村2〜3疋ということはないと思われる。

家族形態については、表5-2-5でわかるように、1戸平均約4人くらいで小林村が1番少く2.2人と低い人数を示している。このことは、「中世の譜代下人や独立状態の名子・被官・家持下人をもって田畑を経営した農民が、小農民の自立を反映して家族形態にも小家族制が進んでいったのが近世である」と「日本農業史」にも書かれている如く、この矢掛にも小家族制の成立が実証される。

さて、農業生産の最後に矢掛の商品作物について触れたいと思う。矢掛を含む備中南部が木綿の特産地となるのは18世紀末頃からであるのは「岡山県の歴史」などで示されるところだが、なぜそんなに綿作が盛んになったのだろうか。「地方凡例録」に

木綿ハ稲作と違い、養ひも多分入り、其上手間も掛り人夫も多く入ることゆえ、上々田の稲作場の取箇に准ずるの見当たるべし、木綿作ハ無難に取れば、稲作より格別に作徳多きものなり。併し肥養も稲作と違い過分に入り、随分省略しても宥反に金宥両は掛り、其上若し風雨水旱虫の災に遭バ、元入多きことゆへ損失も又甚だ多し」

とあるように、高い作徳を得ることが出来るからである。「岡山県の歴史」にも、「岡山藩は近世前期には年貢米を確保するために、稲の競合作物である木綿の栽培をおさえ、田に木綿を植えた時は、反別米3斗の「過銭」をおさめさせると定めたが、収入のよい綿作への農民の関心はたかかった。天保7年(1836)備中七島村の『庄屋日記』によると、水田綿作の反あたり収益は405匁、干鰯代金50匁をさしひいても355匁、水田綿作では240匁で、差引綿作のほうが100匁あまり利益が多いことになっている」と書いている。しかし、前に書いたように、川近くの村では水害が、また他に旱害・虫害がおこることもある土地条件下で、実際にこうした害がおこった時は、損失の多い綿作は農民を苦しめることもあったと推測される。

では実際矢掛では綿作はどのくらいおこなわれていたのだろうか。表5-2-6でわかるように文政2年において里山田村で308石8斗6升8合、東三成村で234石2斗2升1合、小田村で353石1斗4升7合、横谷村で145石3斗5升、中村で206石3斗5升4合、本堀村で109石9斗6升2合、宇内村で272石9升7合、小林村で147石8斗8升4合とあり、小田村が一番多い。この綿田高の田高における比重はどの村も約30%前後、村高における比重は20%強というところである。ただし宇内村は特殊で田高の66%を、村高の53%を綿田高が占めているのである。しかし戸数別にみると、宇内村は、1戸当り2.3石と当然高い石数がでるが、里山田村が2.07石、東三成が1.2石、横谷村が0.64石、中村が1.5石、本堀村が1.2石、小林村が1石となり、里山田村は宇内村と同じくらい高い綿作高である。よって、宇内村や里山田村の1軒当りの綿作高は、他の村々の1軒当りの綿作高より高いことがわかる。

他の作物については、あまり史料がなく、特に近世の史料がないので、明治6年の「発酒物産書上帳」や「交西諸産物記」や「産物輸出書上控」などで考察してみたいが、この3つの資料はほぼ

表5-2-6 矢掛町関係8ヶ村における綿田状況

村	里山田	東三成	横谷	中村
綿田高	308石868	234.221	145.35	206.354
田高における綿高の比重	36.4%	27.6	27.4	34.8
村高	26.0%	20.3	18.0	27.0
1戸相当の綿田高	2石02	1.2	0.64	1.5

村	本堀	小田	字内	小林
綿田高	109.962	353.147	272.097	147.884
田高における綿高の比重	27.5	27.7	65.9	27.8
村高	21.5	21.4	53.3	23.3
1戸相当の綿田高	1.2	—	2.3	1.0

注) 史料は 文政2年「庭瀬領村々指出明細帳写」(石井家文書)による。

内容が同じなので、次にこのうちの明治6年「癸酉物産書上帳」(福武家文書)を掲載してみよう。

第一大区小二十三区小田郡 横谷村

中村

一、米千貳拾石

内

米三百三石五斗四升八合 横谷村貢米

”三百六石九斗九升八合 中村貢村

”四百九石四斗五升四合 自用費消

但他国江輸出無御座

一、麦千石 自用費消

一、雑穀貳百八拾七石六斗

内

粟四拾三石

稗七拾七石

秋大豆貳拾壹石

落麦七拾四石

小麦七拾石

小豆貳石六斗

一、菜種千八拾五石	村内費消
一、大根九万八拾本	同 断
一、醬油貳拾七石五斗	同 断
一、絞油拾八石	同 断

右之物産者村内民費相〇〇〇〇〇

他方繰出無御座 (資料破損)

一、実絲百五拾俵	
内百十俵	村内費消
残ケ七拾俵	他方へ輸出
一、藍葉千貳百貫目	他方輸出
一、琉球芋五千五百貫目	
内三千五百貫目	村内費消
残ケ貳千貫目	他方輸出
一、清酒百三拾石	
内七拾石	村内費消
残ケ六拾石	他方輸出
一、薪八万五千貫目	
内六千貫目	村内費消
残二万五千貫目	他方輸出
一、瓦陶拾八万枚	他方輸出

前書の通区内物産〇〇〇・・・・

(以下史料破損)

とあるように、一部史料が破損のためみえないけれど、必要なところは使える。これによると、米・麦・雑穀・菜種・大根・醬油・絞油などは全て村内消費にあてて他に、綿・藍葉・琉球芋・清酒・薪・瓦陶などは、村内消費分の残りを輸出していたことがわかる。その割合は、綿の47%、藍葉100%・琉球芋36%・清酒46%・薪29%・瓦陶100%が輸出分となるから、藍葉と瓦陶は完全なる商品作物であり、他は半分以下である。

したがって、綿作だけが商品作物でなく、その綿作にしても商品作物というより、村内消費率の方が高いことになるのである。他村の中で、本堀村では明治5年の「風土記扣」でわかるのだが、横谷村と中村について上記してきた作物の外に、胡麻1石5斗・茄子17万・柿8000・梅3石9升・竹72束・桐200本などがつくられており、その「風土記」に

有余 米藍綿菜種桐

不足 用水並=燈油肥物薪等之類

と記されているので、本堀村では米や藍葉・綿・菜類・桐などが輸出され、燈油・薪などが商品作物として輸入されたのだということになる。他の村々についてはわからない。

(四) 農民層の構成

(1)であらわした村内概況を背景として、近世後期の農民層の構成を宗門御改帳の村内持高によって考察していこう。史料の制約によって年次の把握ができるのは、矢掛町と川面村であり、同時代的な農民層分解の進行度の比較ができるのは、宇内村・本堀村・川面村・横谷村・矢掛町の幕末(19世紀後期)だけであるので、この5ヶ村を中心にして論じていくことにしよう。

図5-2-2は先に述べた幕末5ヶ村・図5-2-3は矢掛町・図5-2-4は川面村の農民層構成の概況を、X軸に戸数、Y軸に持高をとって、図中記載の各年次にわたってローレンツ曲線と把握しようとしたものである。川面村の場合は嘉永3年(1850)から文久3年(1863)の間が、わずか13年間しか離れていないので、ほとんど変化はみられないが、ここでは中間層の土地喪失というより、多数の零細農民から中間層が土地収奪をはかって両極分解があるようだが、年次の経過の史料不足のためはっきりいえない。

また図5-2-3の矢掛町の階層分解は、他村の農民層階層構造とはかなり異なった様相を呈している。いわゆる極端な両極分解を示していて、享保8年(1723)から天保13年(1842)の約120年間の間にも中間層の土地喪失は進み、両極分解は徐々に進行していったとみられる。ただし、矢掛町がこのように18世紀前期からすでに両極分解が進んでいて、その程度も激しいのは、村でなく町であったことにも由来していると思うので、特殊事例として別個にしておく必要がある。図5-2-2によって矢掛町など5ヶ村の両極分解状況を比較してみると、なお一層矢掛町の特殊性がわかるのである。村別の両極分解は、この5ヶ村中では矢掛町が一番激しく、川面村がその次、それからあとの宇内村・本堀村・横谷村は同程度であったこともわかる。したがって、農民層分解初期の状況はわからないが、幕末においては村によって農民層の構成に変化ができたことになるのである。

以上のローレンツ曲線によって、その曲線上にあらわれた事実を、表5-2-7や表5-2-8によって具体的にみていこう。

この矢掛全体の分析のために、山崎隆三氏の50石以上を豪農、20石~50石を富農、5~20石を中農、5石未満を貧農として位置づけてみると、幕末において矢掛町で豪農石井家が84石4斗7升を持ち、富農はいない。川面村も同様で大高持池田家が52石2斗6升6合を所持して富農がいない。他の3ヶ村においては、両極分解が極端に進行していず、中間層の土地喪失も激しくないので大高持はいない。そして富農もないということがわかる。そこで諸村に通じていえる両極分解の分析法を研究してみるのに、この分類では位置づけがむずかしいので、他の方法を考えてみた。50石以上の大高持を豪農にするのは変わらないが、10石~50石を上層、5~10石を中層、5石未満を下層として分けてみると、矢掛以外の4ヶ村においては、山村芳井町において井山一恵氏が分類していたこの(A)3~4%の上層、(B)20%の中層、(C)80%の下層という形態にお

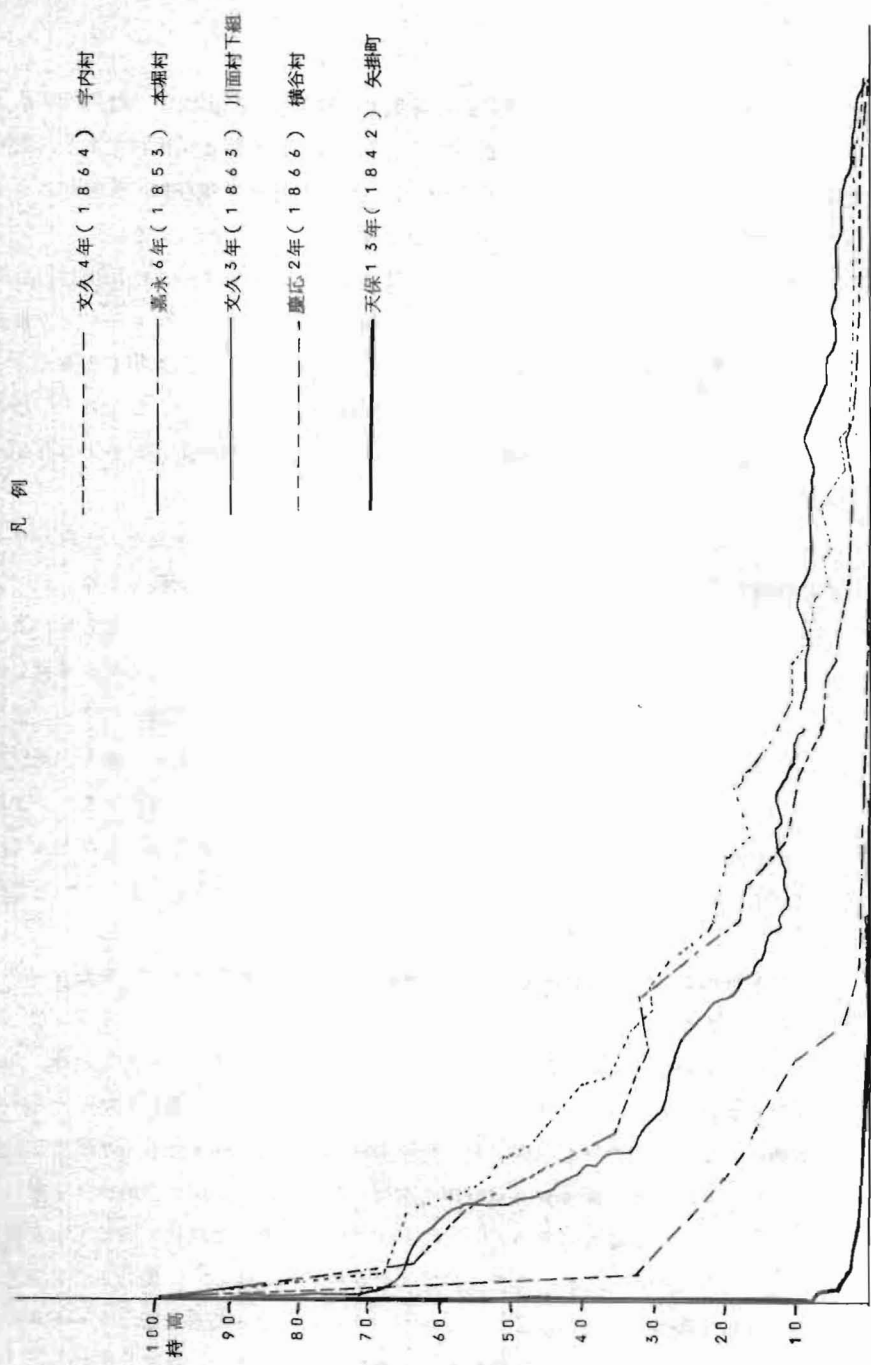


図5-2-2 幕末における各村毎の持高による階層分布

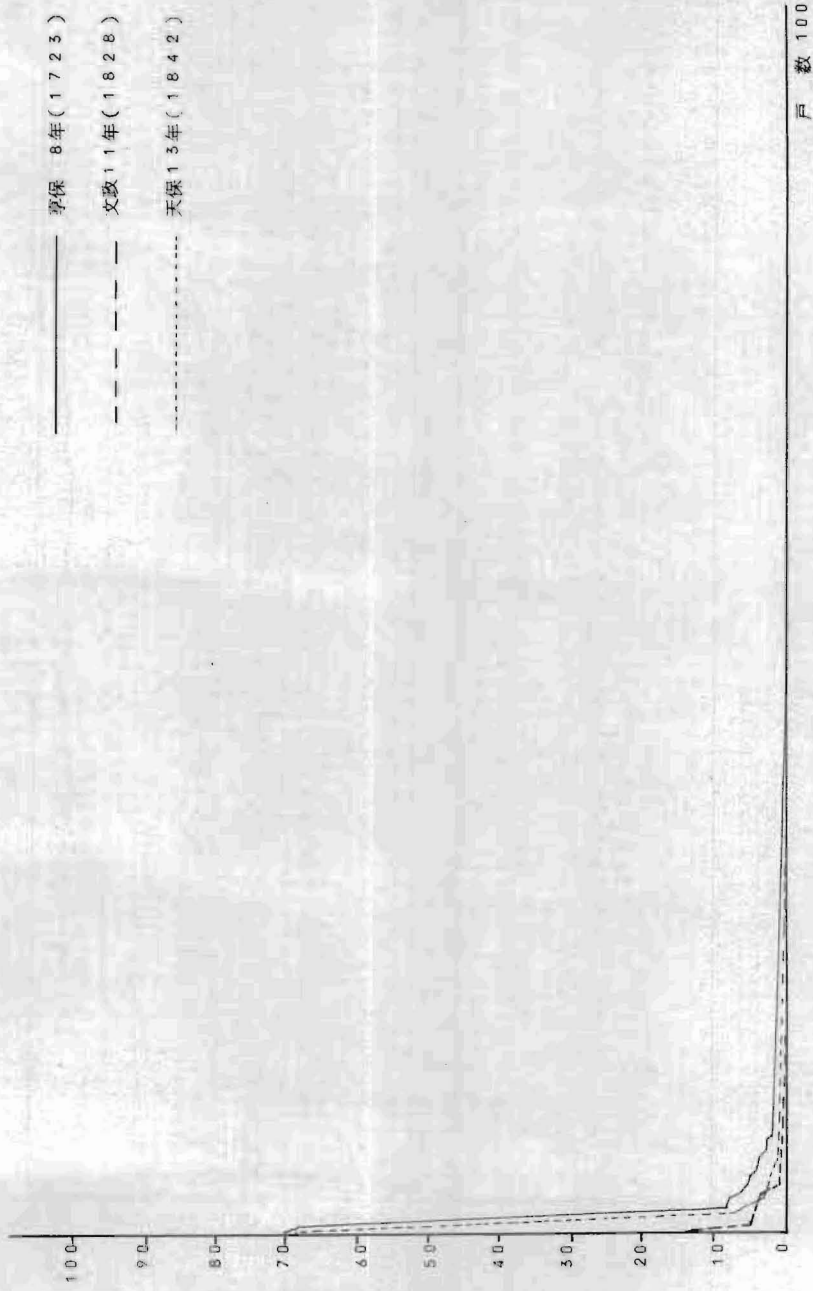


図 5-2-3 近世における矢掛町の持高階層区分

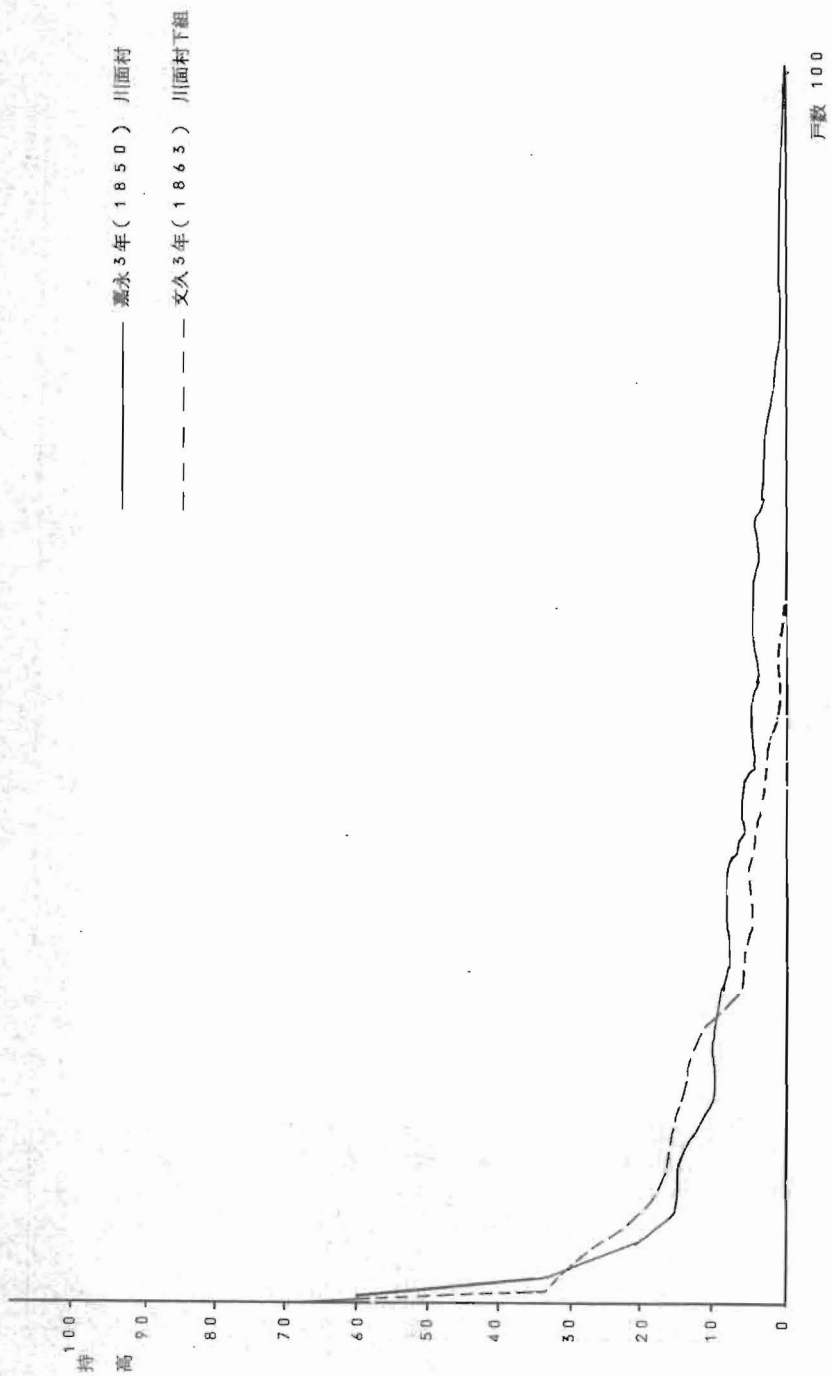


図5-2-4 近世における川面村の持高階層分布

表5-2-7 矢掛町における持高階層構成の推移

年次	享保8年(1723)			文化9年(1812)			文政11年(1828)			天保13年(1842)		
	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率
持高												
上	200石以上	1戸	207石8293	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	150-200石	0	0	0	0	0	0	154石989	4.2%	0	0	0
	100-150石	2	259.91	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50-100石	1	72.333	0	0	0	0	0	0	0	0	0
層	40-50石	1	44.705	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30-40石	1	37.729	4	150.4323	2.4%	0	0	0	0	0	0
	20-30石	4	92.4721	1	24.467	4.0	0	0	0	0	0	0
中層	10-20石	14	189.227	2	30.4363	5.0	3	34.188	10.9	3	33.901	14.2
	5-10石	13	93.28	13	90.175	14.9	4	23.548	7.5	2	11.509	4.8
	1-5石	67	178.3917	60	135.0046	22.3	33	79.410	25.2	43	82.357	34.5
下層	1石未満	71	20.259	75	26.7467	4.4	74	22.879	7.2	84	26.4322	11.1
	無	552	0	346	688	0	408	780	0	357	729	0
合計		527	1196.1361	503	606.9223	100.0	523	315.014	100.0	490	238.6692	100.0
出	作高		869.5205		359.9985			105.323			9.904	
残	高		326.6156		246.9238			209.691			228.7652	
史料		享保8年「備中国小田郡瀨瀬領矢掛町宗門御改帳」	文化9年「備中国小田郡矢掛村宗門御改帳」	文政11年「備中国小田郡矢掛町宗門御改帳」	天保13年「備中国小田郡瀨瀬領矢掛町宗門御改帳」							

(石井家文書による)

表5-2-8

村、年次	川面村下組 文久3年(1863)			横谷村 慶応2年(1866)			宇内村 文久4年(1864)			本掘村 嘉永6年(1853)		
	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率	戸数	持高合計	持高比率
持高												
上	100石以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50-100石	1	52.266	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40-50石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
層	30-40石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20-30石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中層	10-20石	4	52.5902	3戸	37.011	6.1	7	80.119	20.6	1	12.719	17.7
	5-10石	6	41.2438	34	233.921	38.3	23	156.388	40.2	5	30.238	42.1
	1-5石	9	21.916	125	315.671	51.7	49	144.865	37.2	9	24.833	34.6
下層	1石未満	20	5.9263	73	23.829	3.9	31	8.047	2.0	12	3.977	5.6
	無	17	0	17	6.7	0	5	0	0	3	0	0
合計		57	173.9423	252	610.432	100.0	115	389.419	100.0	30	71.767	100.0
史料		文久3年「小田郡川面村下組宗門御改帳」	慶応2年「小田郡横谷村宗門御改帳」	文久4年「備中国瀨瀬領小田郡宇内村宗門御改帳」	嘉永6年「宗門御改帳」							

る位置づけが実証される。これも両極分解の進行状況によって諸村少しづつ違ってくるが、川面村では上層10石以上が5戸で、村全体の8.8%を占め、そのうち50石以上の大高持(豪農)が1戸あり、村高の30%も集中している。中層5—10石は6戸で村全体の10.5%、下層5石未満は、無高も含めて46戸で村全体の80.7%を占めている。

横谷村では、上層が3戸で村全体の1.2%を、中層が34戸で13.5%、下層が215戸で85.3%を占めていて、豪農はいない。

本堀村では、上層が1戸で村全体の3.3%、中層が5戸で16.7%、下層が24戸で80%を占めており、豪農はいない。

宇内村では、上層が7戸で村全体の6.1%、中層が23戸で20%、下層が85戸で73.9%を占めており、豪農はいない。

要するに、両極分解はどの村でも進んでいるが、川面村のように他村より進んでいるところに50石以上の大高持の出現があること、だから、近世後期矢掛でも農民層の分解による大高持の出現が実証されること、また(A)(B)(C)という3つの階層がここにもあてはまるといえるわけである。

さて、問題は矢掛町であるが、矢掛町の天保13年(1842)の史料で、(A)(B)(C)の位置づけをすると、上層が4戸で村全体の0.8%となり、これは1%にも満たない。中層が2戸で0.4%、下層が484戸で98.8%をも占める。この上層のうち1戸が大高持で、村高の35.4%をも土地を集中しているのは、川面村とよく似ているが、あと中層がほとんどいず、下層の中で無高層が357戸で村全体の72.9%を占めているのは、驚くべき事実である。近世の村々に特徴的である中間層の土地喪失による大高持の出現があったにしても、中層の存在がほとんどないというのは、一体どうしてだろうか。この状態は享保8年(1723)の矢掛町史料で表5—2—7をみても、上層が24戸で村全体の4.6%を、中層が13戸で2.4%を、下層が490戸で93%を占めており、天保期と違うのは50石以上の大高持が4戸もいて、村高占有率は45.2%にも達していたことである。また中層が少ないことはすでにこの時期に確立していたようである。文化9年(1812)においては、上層が9戸で1.8%、50石以上の大高持は2戸となり、村高占有率は24.6%、中層が13戸で2.6%、下層が481戸で95.6%、文政11年(1828)においては、上層が4戸で0.8%、50石以上大高持は1戸に減り村高占有率は49.2%、中層が4戸で0.8%、下層が511戸で98.4%を占めている。

したがって、矢掛町で年次的変化でいえることは、享保期すでに中層が少なく、2.4%→2.6%→0.8%→0.4%(天保期)と、これが一層減少傾向をみせ、下層が享保期93%から95.6%→98.4%→98.8%とだんだん増加傾向を示し、上層についていえば、享保期2.4%から急激1.8%に減少し、0.8%→0.8%へと、50石以上の大高持石井家を残して、結局一部上層と中層が没落して下層に移行していったということになるのである。

それにしても、農民が両極分解していくとどうしても無高層や離村者が増加するものだが、彼らはそれゆえに生活をたてようと年季奉行人になったり、富農層に雇傭される農業労働者になったりするのが一般である。

しかし、この矢掛町における無高層がそうした人々であったのか、それとも町という性格から何か他の職業に従事したのかは、わからないところである。

また、綿作という商品作物と農民層分解との関係についても、平野義太郎氏が「徳川封建制の解体過程、その特質—徳川後期における『中国筋』の経済状態」(『歴史科学』)において、「米麦年貢中心の封建農業分解の要素として決定的なのは、綿作である」という如く、綿作を非常に重くとりあげているけれども、矢掛において、綿作率は宇内村で村高の約53%、本堀村で約22%、横谷村で約18%という率を示し、村によって違いがあるけれども、図5-2-2でもわかるようにこの3ヶ村はそんなに極度な農民層分解を進めているわけではないので、矢掛における綿作と農民層の分解について、それほど綿作には左右されてないと推測されるのである。

(藤原 恵子)

〔引用文献〕

1. 『日本農業史』古島敏雄著 1972年発行
2. 『岡山県の歴史』谷口澄夫著 1973年発行

〔参考文献〕

1. 『地主制成立期の農業構造』山口隆三著 1969年再版

(ハ) 一地主の農業経営

前項の農業生産一般と農民層分解の分析に関連して、ここでは横谷村を居村とする地主福武家について1800年代前半の土地集積過程の分析からその農業経営の動向を検討していくことにする。

福武家は、横谷村庄屋、天保7年からは同村と周辺4ヶ村(東三成村・中村・里山田村・江良村)の大庄屋を勤めた家柄である。しかし、同家の持高に関しては史料的制約から直接明確な数値が得られず、その経済的地位はさだかではない。

土地所有規模に関しても同様な史料的制約がある。実質所有地(有畝)の把握が、特に文化年間前半においてむずかしく、上記の持高とともに実質の所有面積から土地集積過程をおっていくことにはやや無理がある。従ってここでは、公畝の記載を手がかりに文化～天保年間前半における福武家の土地集積の過程を短期間ではあるが年次の拡大と地域的拡大の2点から考察し、そのアウトラインを把えてみることにする。

(注1) 依拠した史料は文化元・6・13年、文政4・9年、天保4・9年の「田畑下作帳」である。

その前に福武家の地主経営の規模を概観しうるものとして、小作人数を表5-2-9に示した。合計欄のカッコ外の数とカッコ内の数に差があるのは他村への出作入作関係がみられるためであり、実際の小作人数はカッコ内の数値である。

文化元年～6年にかけては30人余りであるのに対し、文化13年以降は65人～120人と小作人数を増加させていることがわかる。

表5-2-9

小作人数の推移

単位・人

	横谷	東三成	中村	里山田	矢田	その他	合計
文化 1	28	4				2	34 (32)
6	31	3				0	34 (33)
13	51	22				10	83 (80)
文政 4	56	14				0	71 (65)
9							
天保 4	70	29	5	28	0	0	133 (120)
9	79	30	1	20	7	0	117 (98)

注 (1) 表中の「その他」は字名から村名をひきだすことができない田畑の小作人数

(2) 合計()は小作人の実数

(3) 各年度「田畑下作帳」に依拠して作成

さて、所有地の拡大を年次をおってみてみよう。表5-2-10は福武家の小作地の公畝を村別に集計したものであり、それをグラフに示すと図5-2-5のようになる。但しこれは先にもふれたように実質所有地の変化を表わしているのではない。ことに文政9年の公畝・石高が低い値を示しているのは、それらの無記が多いためであり、一応分析の対象外においた。

以上の点を考慮に入れてこのグラフをみると文化6年から13年までの間に約1.5町歩(公畝)の土地集積がみられる。

表5-2-10 所有地(公畝)・石高の変化と村別構成 単位 1.00=1畝(石高は1.00=1石)

	横谷 %	中村 %	里山田 %	東三成 %	矢田 %	計 %	石高	
文化元	13401	956		610	04	14011	100 13274	
6	13524	100				13524	100 15464	
13	34100	725		12827	273	47004	100 39087	
文政 4	17214	634	1224	45	8726	321	27364	100 45693
9							100 12093	
天保 4	30016	589	16210	318	(4726) ※(93)		34780	
9	16928	327	13428	259	9013 174 (6609) (128)	4627 89	51814 93526	

注 (1) ※の()は東三成村東分

(2) 各年度「田畑下作帳」に依拠して作成

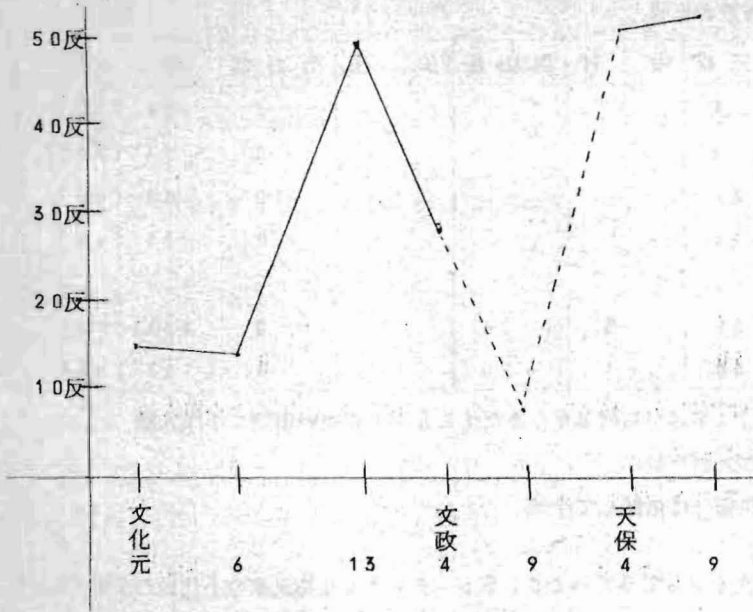


図5-2-5 所有地（公畝）の変化

注) 各年度「田畑下作帳」に依拠して作成

さらに先にみたように表5-2-9において小作人数の変化もこれと同じ時期にその数を2倍強に増加させている。これら2点から、文化6年～13年の文化年間後半に一つの所有地の拡大がおこなわれているといえる。そして文化13年から天保9年までは文政9年をのぞいてこのグラフでは、公畝にしてほぼ4町～5町、高にして35石～45石と停滞期にはいつている。

次に所有地の地域的＝村別構成をみながらこの文化年間後半期におこなわれた土地集積がどの地域において促進されていくのかをみてみよう。

図5-2-6は表5-2-10と表5-2-11（「有畝」によって村別の所有地を示したもの）を、合成したものである。

（注2）すなわち所有地の大半を占める横谷村については公畝分の記載が多く、又文化元年6年の記載が特に有畝分より多いことから、全体として年代ごとの傾向をつかむ場合には公畝を使った方が有利であったが、そのかわり他村の記載が極端に欠如もしくは皆無であり村別の構成をみることにした。

表5-2-1 所有地(有畝)の変化と村別構成

	横谷	%	東三成	%	中村	%	里山田	%	矢田	%	計	%
文化元	55.15	100	0								55.15	100
6	104.08	93.7	7.00	6.3							111.08	100
13	39.21	80.9	9.40	19.1							49.31	100
文政4	46.61	83.2	8.10	14.5	13.00	23.2					56.01	100
9			14.51		11.52							100
天保4	42.41	4.65	2.42	2.63	16.40	18.0	8.31	9.1			91.22	100
9	45.70	48.7	20.91	22.3	12.01	12.8	10.01	10.7	5.20	5.5	93.92	100

注 (1) 単位は 1.00 = 1 畝

(2) 各年度「田畑下作帳」に依拠して作成

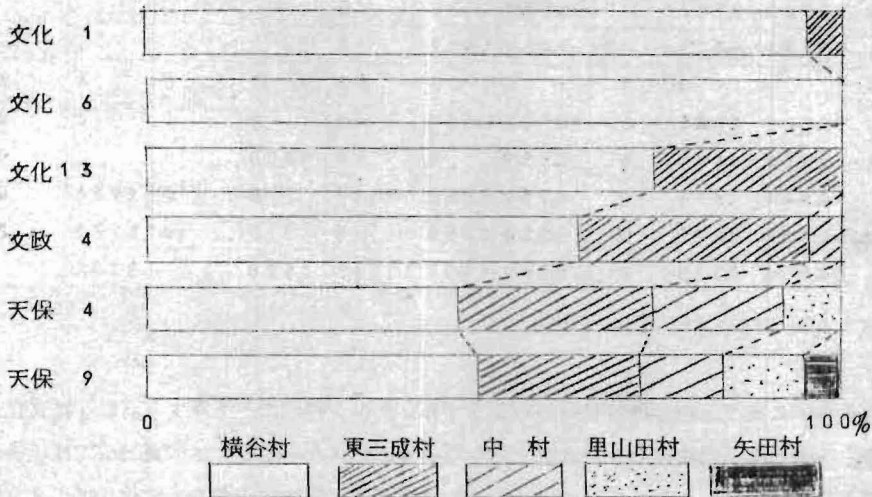


図5-2-6 所有地の村別構成

注) 表5-2-10, 5-2-11より作成

この図からみられるとおり、文化元年は横谷村が所有対象のほとんどすべてを占めていた集積前の段階と考えられる。

文化4年では東三成村において文化6~13年の時期にみられた集積規模がやゝ増加しながら維持されており、さらに新しく中村に所有が拡大している。

又、天保9年になると、文政4年~天保4年にかけて集積、それ以降維持されている里山田村、天保4年~9年にかけて獲得されていく矢田村が所有地に加わっている。

表5-2-12 村別土地所有状況

単位 [1.00 = 1石]

		横 谷		東 三 成		中 村		里 山 田		矢 田	
		田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
文化元	上々	5.341	0	0	0						
	上	0	0.490	0	0						
	中	2.004	0	0	0						
	下	1.555	0	0	0						
	下々	0.376	0.064	0	0.146						
	計	9.276	0.554	0	0.146						
文政4	上々	5.823	0		0	0	0				
	上	6.750	1.660		0	0	0				
	中	6.356	2.380		1.579	0	0				
	下	3.030	1.094		1.309	1.352	0				
	下々	2.762	0.267		0.071	0	0				
	計	18.021	5.401		2.959	1.352	0				
天保9	上々		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上	2.500	1.633	0	0.512	0.880	0	0	0	0	0
	中	1.152	1.644	0	0.699	0	0	1.300	0	0	0
	下	4.314	1.311	0	1.739	8.522	0.517	0	0	1.934	0
	下々	0.888	0.220	0	0.256	0.050	0	0	0	1.272	0
	計	8.854	4.808	0	3.206	9.452	0.517	1.300		3.206	

注) 各年度「田畑下作帳」に依拠して作成

そこでより具体的に集積地の土地状況がいかようであったかを村別にみてみよう。表5は文化元年、文政4年、天保9年の地域別の土地状況を示している。これを見ると、まず東三成では畑高のみであり田高がみられない。そして同村は畑高のうちでも下田、下々田が多く(文化元年100%、文政4年48%、天保9年62%)土地条件は劣悪であったといえる。劣悪な土地条件は中村・矢田村についてもいえることである。

中村では田高全体の91%、矢田村では集積地の全部が下田、下々田で占められている。

以上、福武家の文化～天保前半期の農業経営を土地集積の視点から考慮してきた。福武家のこの時期の農業経営は文化年間後半に一つの所有地の拡大をおこなっている。そして、それは主に劣悪な条件下にある土地を外延的に集積していくのである。

(桑 田 俊 明)

3, 年貢の上納

(1) 検地

検地で名が知られているものに太閤検地がある。江戸時代には、広い意味で太閤検地といわれる古検と、その後に行なわれた新検が全国的規模で実施されている。古検は慶長検地と言われ慶長5年(1600)に、新検は延宝検地と言われ延宝5年(1677)に実施された。そして、検地により打出された村高が貢租賦課の基準となる。

次にあげる小林村の場合、延宝5年の検地の村高635.707石が明治4年までそのまま用いられている。その延宝5年の小林村検地帳を次にあげてみると

(表紙)

延宝五 ^丁 _巳 年	
備中国小田郡小林村検地帳	
十二月日	
水谷左京其内	
検地役人	上野弥惣兵衛
同	永瀬武右衛門
同	上野権四郎
検地惣奉行	新井助左衛門

次に内容の一部を示すと

町田	古検三畝歩								
—	上田	拾三間 拾間半	四畝拾六歩半	此分米七斗貳升八合	百九	久左衛門	但斗代壹石六斗		
同所	中田	古検貳畝貳拾七歩 拾貳間 拾間半	四畝六歩	此分米五斗四升六合	百拾	同人	但斗代壹石三斗		
同所	上々田	古検三畝拾歩 拾九間半 六間	三畝貳拾七歩	此分米七斗貳合	百拾壹	市左衛門	但斗代壹石八斗		
同所	上田	古検三畝拾歩 拾九間半 六間	三畝貳拾七歩	此分米六斗貳升四合	百拾斗	同人	但斗代壹石六斗		

同所 一 中田	古検三畝拾七歩 (ママ) 拾九間 六間	三畝貳拾七歩 此分米五斗七合	百拾三 同人 但斗代芫石三斗
同所 一 上々田	古検四畝歩 拾九間 九間半	六畝歩半 此分米芫石八升三合	百拾四 清助 但斗代芫石八斗
同所 一 上田	古検四畝拾歩 拾九間 九間半	六畝歩半 此分米九斗六升三合	百拾五 同人 但斗代芫石六斗
同所 一 中田	古検四畝拾六歩 拾九間 九間半	六畝歩半 此分米七斗八升貳合	百拾六 同人 但斗代芫石三斗

と書かれている。



写真5-3-1 延宝五年小林村検地帳(表紙) (守屋家文書)



写真5 - 3 - 2 延宝五年小林村検地帳(内容) (守屋家文書)

地方凡例録⁽¹⁾によると、検地は反別を改め、次に土地の位付けをし、次に石盛を決め、石高を定める事である。反別を改める時には、間竿あるいは管繩を用いて田を一枚ずつ測る。この時、地広・地狭にならないように気を付け、その縦横を求めて面積を出す。次に土地の位付けであるが、地味などにより上々・上・中・下・下々とか、あるいはもっと細かく位付けをする。石盛は、小林村の場合は表5-3-1に示すようになっているが、一般には二ツ下りである。そして、石高を反別×石盛で求めた上で、それらを加えて村高を定めるのである。そして、この村高を基に年貢を課する。

小林村について考えてみると、上々田・上田・中田と位付けられていて、一耕地ごとに一作人が記されている。また、反別は半間まで記されている。石盛は斗代と書かれており、斗代壺石六斗とは一反から米一石六斗が生産される事である。分米七斗式升八合は、反別四畝拾六歩半に斗代壺石六斗を乗じて求められ、反別四畝拾六歩半の生産高の事であり、反別を本行に書き脇書に高を付ける時は石高とは言わずに分米という。そして、一耕地ごとの場所が書かれており、一耕地ごとに通し番号が書かれている。検地帳の最後には次のように書かれている。

右者備中国小田郡小林村検地被 仰付候六尺間竿ヲ以壺反三百歩也。町反畝歩、員数、斗代、高下、分量委細書記帳面相極置者也。

次に、表5-3-1および表5-3-2から古検と新検を比較してみても反別が大巾に増加している事がわかる。これは、わずか70~80年で2割前後も増加したとばかりは考えられない量である。

地方凡例録によると、面積の測り方が精緻になっている事が多分に影響していると考えられる。

この最も大きな理由は1反360歩であったのが、1反300歩になった事である。

表5-3-1 小林村の村高の状況

	古 検	新 検	分 米	斗 代
上々田	町反畝歩 4 3 0 . 25	町反畝 5 2 1 . 215	石 93 . 909	石斗 1 . 8
上 田	10 8 8 . 08	13 6 8 . 205	218 . 992	1 . 6
中 田	8 9 1 . 23	11 2 7 . 26	146 . 628	1 . 3
下 田	4 3 9 . 07	6 0 7 . 145	54 . 678	. 9
下々田	2 1 9 . 26	3 6 9 . 08	18 . 465	. 5
	(小計	39 9 5 . 005	532 . 672)	
上々畠	6 0 . 26	7 4 . 195	9 . 076	1 . 3
上 畠	1 4 9 . 23	1 5 3 . 205	15 . 369	1 . 0
中 畠	4 6 0 . 17	4 8 9 . 245	34 . 295	. 7
下 畠	3 9 7 . 21	4 4 4 . 145	17 . 780	. 4
下々畠	4 7 3 . 07	4 9 2 . 01	9 . 839	. 2
屋 敷	1 4 0 . 25	1 6 0 . 145	16 . 046	1 . 0
		(内 3.18 郷蔵屋敷)		
	(小計	18 1 5 . 045	103 . 035)	
		分 米 計	635 . 707	

注) 延宝5年 守屋家検地帳より作成

また、6尺3寸四方を1歩としていたのが、6尺四方を1歩とするようになった事である。これ以外にもたとえば、古来は両半不記といって縦横とも間まで測っていたのを、元禄の頃は半間まで享保の頃は寸まで記入する様になった事があげられる。このような理由で、古検から新検への反別の大巾な増加が生じたと考えられる。

次に、表5-3-3において古検と新検をみていくと、古高717.535石のうち、洪水などの時に堤防が切れて水がはいったり、田畑が川になったりして、田畑として使えなくなった土地123.887石を川成荒地として引いた残りが古検の中で田畑として使える反別でこれが59.3648石である。この59.3648石が古検有高といって実際に年貢の取れる田畑の反別である。このうち147.745石は荒起返といって災害などで荒されてしまったところを、また田畑として使えるようにして年貢の対象とした土地の反別である。この古検有高と出高と新開高を加えたものが新検高635.707石となる。出高40.941石は検地によって増加した土地で、このうち40.581石は等先出目といって、6尺3寸四方を1歩としていたのを、6尺四方を1歩とするようになったり、360歩を1反としていたのを、300歩を1反とするようになったため古検の反別により増加したものである。また、古検無之分0.360石は 余歩といって畔や畔際、あるいは屋

表5-3-2 小田村 村高の状況

	古 検	新 検	分 米	斗 代
上々田	12町8反7畝 26 歩	14町2反5畝 16 歩	256石.237	1石.8斗
上 田	21 9 7 . 20	24 4 2 . 01	390 . 718	1 . 6
中 田	26 5 4 . 02	30 5 5 . 195	397 . 252	1 . 3
下 田	15 8 5 . 19	18 9 8 . 26	170 . 923	. 9
下々田	10 2 3 . 05	12 0 4 . 14	60 . 228	. 5
上々畠	1 5 8 . 26	1 5 6 . 22	20 . 375	1 . 3
上 畠	4 9 4 . 12	5 4 1 . 07	54 . 120	1 . 0
中 畠	16 9 1 . 14	19 6 6 . 27	137 . 693	. 7
下 畠	15 9 3 . 09	21 0 2 . 085	84 . 094	. 4
下々畠	11 1 0 . 19	16 4 7 . 125	32 . 947	. 2
屋 敷	3 0 2 . 13	3 3 9 . 05	33 . 914	1 . 0
			(内 . 420 郷蔵屋敷)	
計	141 1 9 . 17	167 7 8 . 08	1638 . 500	
	(141 1 9 . 15)	(167 7 8 . 185)	(1638 . 501)	

注) 延宝5年 川上家検地帳より作成

敷のまわりなどを検地から除いていたところを、よりきびしく測る事により生じた反別である。新開高1.118石は荒地を新たに開墾したところである。この結果 において、古検よりも新検においての方が村高が増加している。

一方、横谷村においては、表5-3-4においてわかる様に、古検の村高1257.210石から永荒川成当毛捨共引方357.369石を引いた残りの899.814石が古検有高であり、元禄2年(1689)の検地によって、村高は古検の1257.210石から新検の809.133石と減少している。この川成は小田川の氾濫によって生じたものであろう。そして、この新検高は明治4年まで貢租賦課の基準となっている。

表5-3-3 小林村の新検高

古 高	717.535	
	-) 123.887	川成荒地
古検有高	593.648	
	(内 147.745	荒起返)
	+ 40.941	出高
	(内 40.581	竿先出目)
	0.360	古検無之分)
	+ 1.118	新開高
新 検	635.707	

注) 延宝5年 守屋家検地帳より作成

表5-3-4

横谷村の新検高

古検	1257.210	
-)	357.396	永荒川成当毛捨共引方
有高	899.814	
新検	802.133	
注) 元禄2年 福武家免状より作成		

(四) 免状

免状は検地で打出された村高をもとにして、その村の年貢を定めたものである。次にあげるのは宝暦元年(1751)の横谷村(福武家文書)の免状である。

備州小田郡横谷村未年免相定之古

一、高八百九石壹斗三升三合

- 内 高五百貳拾九石三斗六升五合
- 高貳百七拾九石七斗六升八合
- 内
- 田五石壹斗八升
- 田壹石九升八合
- 畑拾九石六斗三升五合
- 畑六石九斗三合
- 小以 田高六石貳斗七升八合
- 畑高貳拾六石五斗三升八合

田畑高辻

田方

畑方

永荒林高地無高引

当未荒引

永荒引

当未荒引

残

高五百貳拾三石八升七合

内

- 高三百七拾七石七斗三升三合
- 此取米貳百貳拾六石六斗四升
- 高百四拾五石三斗五升四合
- 此取米八拾八石六斗六升六合
- 高貳百五拾三石貳斗三升
- 此取米百拾九石壹升八合

田方毛附

稲方

但六ツ取

綿田分

但六ツ壹分取

畑方毛付

但四ツ七分取

一、高貳石五斗三升

- 内 貳斗五升八合
- 六升壹合

同村新田畑

永荒引

当未荒引

残 高貳石貳斗壹升壹合

毛付

此取米七斗七升四合

但三ツ五分取

一、田九反五畝拾歩

同村新開

但當未改出た

内六畝廿歩

永荒引

残八反八畝廿歩

毛付

此取米貳石三升九合

見取

一、畑壹町五反五畝拾五歩

同村新開

内 壹反三畝拾九歩

永荒引

内 壹畝歩

當未荒引

残壹町四反廿六歩

毛付

此取米貳石壹斗壹升三合

見取

米合四百三拾九石貳斗五升

外

米拾三石壹斗七升八合

口米但石三升ツツ

銀百四拾目七分貳厘

茶山藪下草年貢

同四匁貳分貳厘

口銀但百匁ニ付三匁ツツ

米四百五拾貳石四斗貳升八合

納合

銀百四拾四匁九分四厘

右當納方候間惣百姓立合全割符極月十五日限急度可有皆済者也

佐野十郎左衛門

宝曆元辛未年十二月

庄屋惣百姓中

この横谷村は、元禄12年(1699)まで幕領でこれ以後明治2年(1869)まで私領庭瀬藩領である。

この免状についてみていくと、村高は809.133石である。これは前に述べたように元禄2年(1689)から明治4年(1871)まで一定である。この村高とは本田畑高のことである。このうち529.365石は田方で、279.768石は畑方である。田方のうち5.180石は林となっており作付ができないから引いてある。引物は地方凡例録³⁾によれば、郷藏敷引のように人作にて拵へたる引物を年々引といい、天変地歿にての引物を連々引という。この永荒林高地無高引の場合は連々引である。當未荒引1.098石は連々引の中でも一ヶ年限りの引である。これに対して永荒林高地無高引は毎年の引である。この2つの合計は6.278石となる。これを田方529.365石から引くと523.087石となり、これが実際に作付を行なった反別で毛付高という。そして、この田方毛付は稲方377.733石と綿田分145.354石とに分けられる。ここで稲方は六ツ取といつて6割が取米すなわち年貢となるから、377.733に0.6を乗じたもの226.6398より取米226.640石が定まる。また、綿方は六ツ壱分取といつて6割1分が取米すなわち年貢とな

るから、 145.354×0.61 を乗じたもの 88.66594 より取米 88.666 石が定まる。横谷村の場合、稲方と綿方で取米の率が区別されるのは享保3年(1718)からで、享保6年(1721)より稲方が6ツ取で綿方が6ツ1分取となっており、享保18年(1733)は稲方が5ツ9分取・綿方が6ツ取、元文2年(1737)に稲方が6ツ2分取・綿方が6ツ3分取、明治2年(1869)と明治4年(1871)は区別なく6ツ取となっている以外、図5-3-1に示す年はすべて稲方が6ツ取で綿方が6ツ1分取であり、一定している。畑方においても279768石のうち、毎年の引である永荒引19635石と一ヶ年限りの引である当未荒引6905石を引いた残高が、この年作付を行なった反別畑方毛付253230石である。畑方は4ツ7分取であるから 253230×0.47 を乗じたもの 1190181 より取米 119018 石が定まる。以上が本田畑高についてである。この本田畑以外に新田畑と新開田畑にも年貢が課せられている。新田畑は高2530石で、このうち毎年の引である永荒引0258石とこの年限りの引である当未荒引0.061石を引いた残高が毛付高2211石となる。新田畑は3ツ5分取であるから 2211×0.35 を乗じたもの 0.77585 より取米 0.774 石が定まる。新開田9反5畝10歩については、永荒引6畝20歩を引いた残り8反8畝20歩が作付面積である。この8反8畝20歩は見取によって取米2039石が定まっている。見取というのは新田を開発したところなどで、地味が悪く高を定め難いので作柄を見てその年の年貢を定める事である。ここで8反8畝20歩を下々田とみなすと、延宝5年の検地では石盛0.5石となるから高は887に0.5を乗じた 4.435 石となり、これに新田の取分0.35を乗ずると 232925 より約 2329 石となり、見取米 2113 石より 0.216 石高くなっている。新開畑についても1町5反5畝15歩から永荒引1反3畝19歩と当未荒引1畝を引いた残り1町4反26歩が作付面積である。この1町4反26歩も見取によって取米 2113 石が定まっている。米合 439250 石は、本田畑・新田畑・新開田畑の取米を合計したもので、これが本途物成である。これ以外に口米・茶山藪下草年貢・口銀が加わっている。口米は本途物成に対する付加税で1石につき3升ずつかかっており、 439250×0.03 を乗じたもの 131775 より 13178 石が定められている。茶山藪下草年貢は小物成で、このうち茶年貢は高外で茶をつくっているのにかかり、山藪下草年貢は柴を取って来たり下草をかたりして利用する事に対して課せられる。口銀はこの銀納する小物成に対する付加税で銀100匁につき3匁ずつかかっており、 14072 に 100 分の 3 を乗じたもの 42216 より 422 匁が定められる。これらすべてを合計したものが納合米 452428 石、銀 14494 匁である。そして、最後にこれを百姓全員が立合ってすべて割付け12月15日までに必ずみな納めよと結んである。これが役人佐野十郎左衛門の名で、宝暦元年12月に、庄屋惣百姓にあてて出されている。

次に、このような免状が横谷村では元禄2年(1689)から明治4年(1871)までほとんど残っているので、これを基にして図5-3-1を作成した。

この図において、宝暦元年の場合で説明すると、毛付高総計は、本田畑高 809135 石から引高 32816 石を引いた毛付高 776317 石と新田畑高 2530 石から引高 0319 石を引いた毛付高 2211 石を加えた高 778528 石である。納米は、本田畑の取米 434324 石と新田



写真 5 - 3 - 3 元禄2年 横谷村免状 (福武家文書)

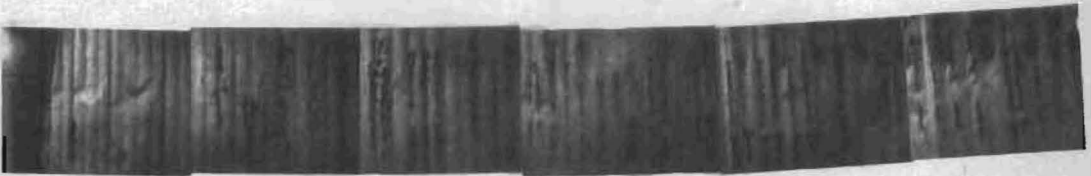


写真 5 - 3 - 4 宝暦元年 横谷村免状 (福武家文書)

畑の取米0.774石と新開田畑の取米4.152石の本途物成とこれに対しての付加税口米13.178石を加え、年によればさらに見取米を加えたり、あるいは年によれば救引を引いたもの439.250石である。この納米を毛付高総計で除したのが毛付免0.5811である。

この図から、毛付高総計や納米が低くなっている年においても、毛付免はほとんど一定（約6ツ）である事がわかる。また、低くなっているのは災害によるという事がわかる。そして、一度低くなっても数年後には再びもとにもどっている。図中最も低い毛付高総計と納米となっている享保10年（1725）においては、災害の種類は不明であるが、田方当毛検見引131.415石・田方当巳木綿毛損引181.267石・畑方当巳毛損引105.421石のため、毛付高総計が375.484石・納米212.166石となっている。そして享保12年は納米379.990石、享保14年は444.182石ともどもどっている。毛付高総計は元禄10年（1697）の808.638石を最高にして、宝暦以降770石余とほぼ安定している。納米は元文2年（1737）の467.875石を最高にして、宝暦以降440石ぐらいとほぼ安定している。以上が米納についてである。次に、銀納は元禄2年から明治まで山年貢・茶年貢・山藪年貢がそれぞれ一定額であり、これ以外に元禄10年（1697）まで樗実小物成があり、これらに口銀がかかっている。天保10年（1839）からこれに池敷賃地御運上が加わり、これには口銀がかかっているが明治まで続いている。そして明治2年と4年は銀納ではなく、金納で両2永242文となっている。

次に、このようにして求めた各村の毛付免から図5-3-2を作成した。この図のもともになるのが表5-3-5から表5-3-13である。

この図において、元禄年間から宝永年間にかけて免率が上がっており、これは元禄期にこれらの村々が幕領から私領庭瀬藩領へ移行した事に関連しているのではないかと考えられる。そして、宝暦年間から天明期にかけて1ツ前後の変動がみられるが、江戸時代を通じて免率の低下がみられず小林村と横谷村においては寛政期より5ツ6分、5ツ8分ぐらいとほぼ一定している。次に、幕領である本堀村は、他の私領庭瀬藩領の村々よりも免率が低い。また、矢掛村は、他の庭瀬藩領の村々より免率が高く7ツ前後である。しかし、図5-3-3において田免をみると6ツ4分ぐらいで横谷村の6分よりも高いが、図5-3-2で表われている様に1ツ前後もは高くない。この矢掛村においては町場屋敷引45石余りと御陣屋引2石足らずが、畑方からの引高となっているのが他村と異なる点で、これは宿場町である由縁であり、矢掛町においても矢掛村と同額の町場屋敷引が畑方からの引高となっている。

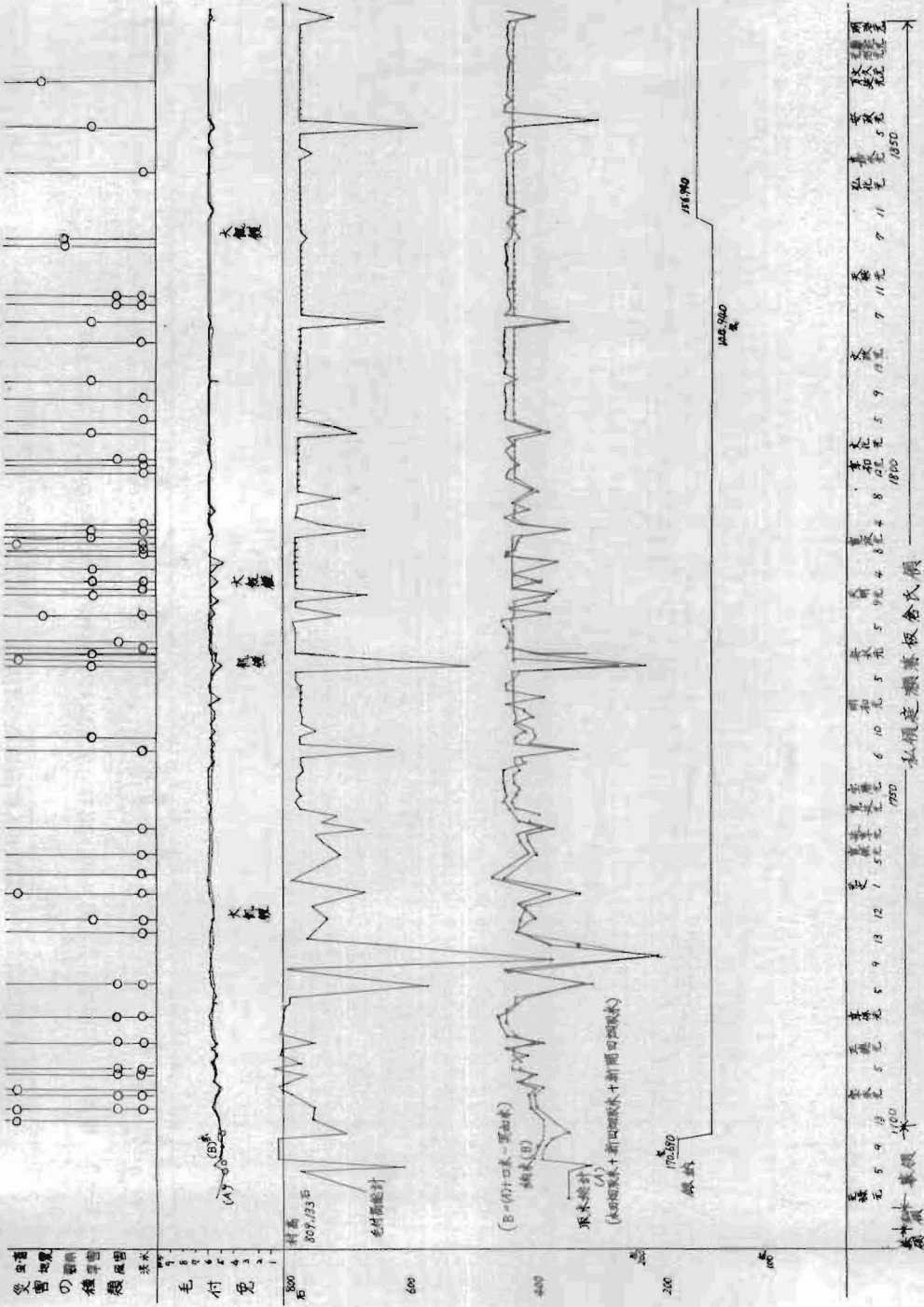


図5-3-1 横谷村における年貢租税の変遷
 (注) 福武家文書より作成，ただし災害は『小田郡誌』による

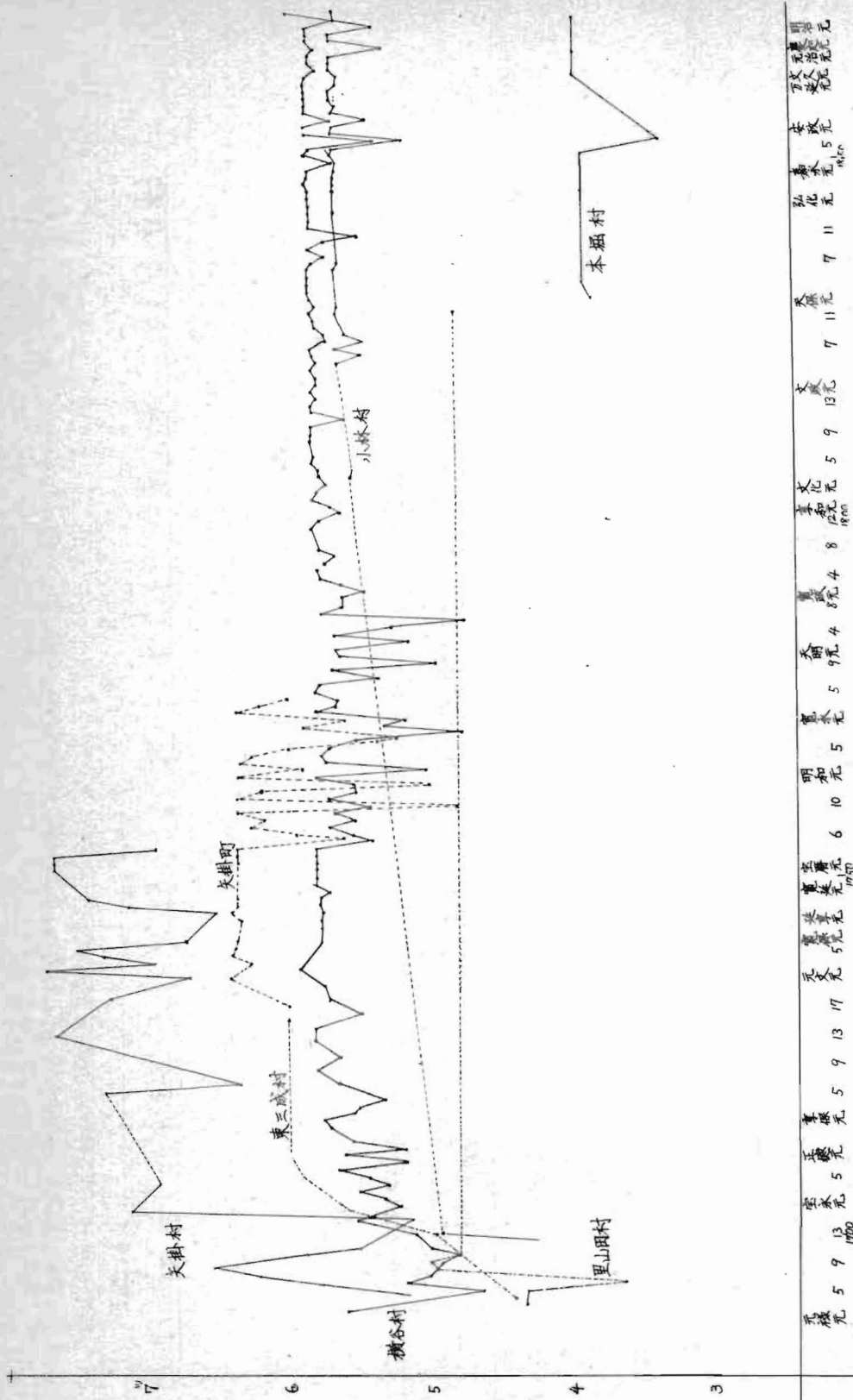


図 5-3-2 横谷村・矢掛村・矢掛町・里山田村・東三成村・小林村・本郷村の毛付免率の変遷

注) 毛付免率 = $\frac{\text{納合米}}{\text{(本田畑高一引高)} + \text{(新田畑高一引高)}}$ を各村の免状より作成

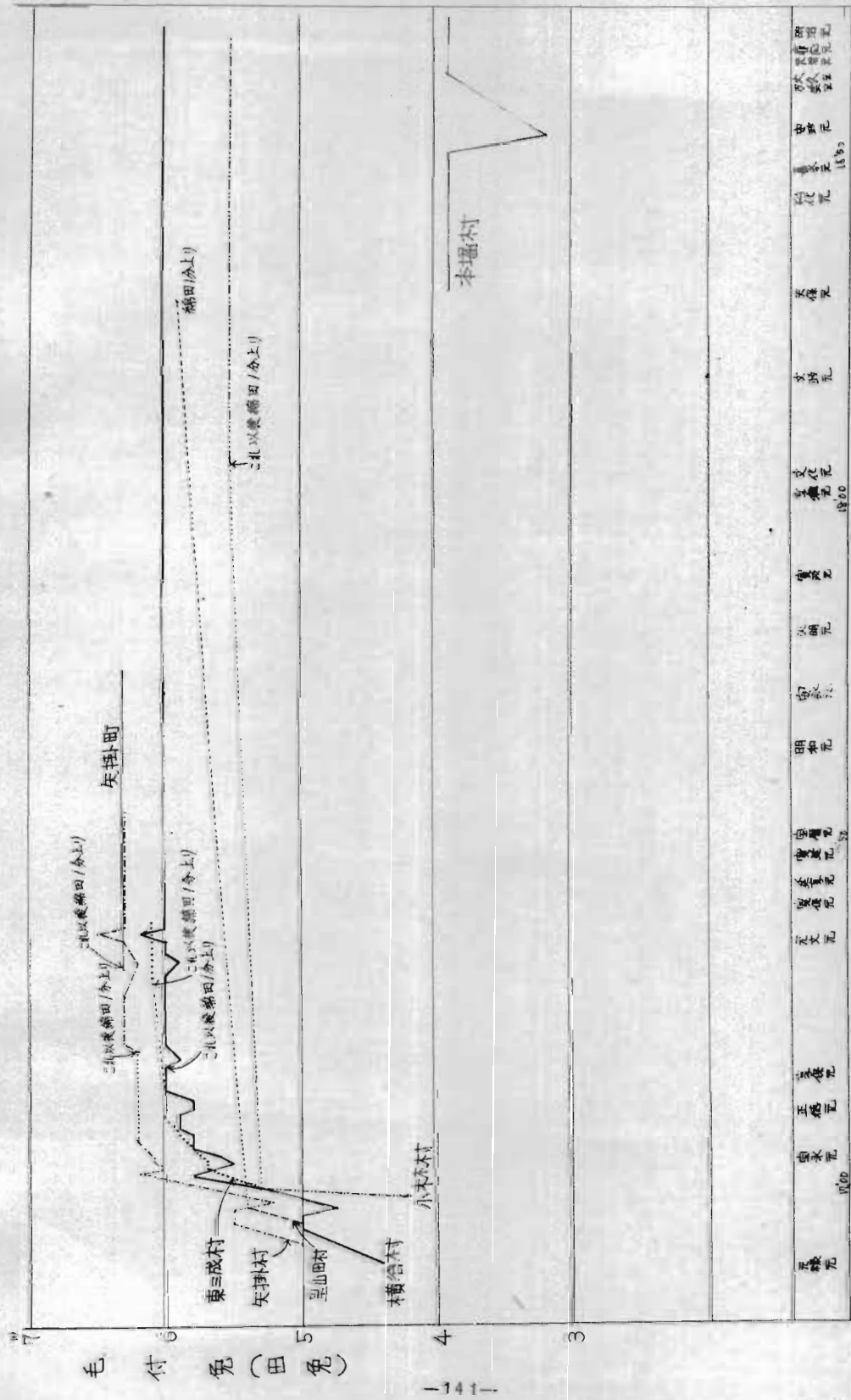


図5-3-3 横谷村・矢掛村・里山田村・東三成村・小林村・本堀村の毛付免 (田免) の変遷 (注) 各村免状より作成

表5-3-4 積谷村(1) 年貢租税の変遷

年号	高		引			高		毛付高			取米			高		口米	救引	新開見取	納米	免		率	小			納銀				
	本田	新田	荒	本田	新田	計	本田	新田	計	本田	新田	計	新開	田	計					免	免		積	山	山		山	山	山	山
元禄2 (1689)	809.133		7.370	130.247	670.806	470.806	358.469	358.469	17.554	368.469	368.469	368.469	17.554	368.469	368.469	368.469	5.609	15.37	15.37	80.00	1.22	5.950	5.609	15.37	80.00	1.22	5.950	15.37	15.6.09	
5	1.339	310.472	7.825	30.586	775.522	1.339	776.861	360.064	33.611	33.611	33.611	33.611	33.611	33.611	33.611	33.611	4.650	4.650	4.650			4.650	4.650					156.5.2		
6	1.425	810.568		198.048	610.520	1.425	608.712	315.562	201.873	201.873	201.873	201.873	201.873	201.873	201.873	201.873	3.900	3.900	3.900	80.00	1.22	5.950	3.900	15.8.	80.00	1.22	5.950	15.8.	170.09	
7	1.339	810.472			805.797	1.339	807.136	391.921	3.336	3.336	3.336	3.336	3.336	3.336	3.336	3.336	4.990	4.990	4.990			4.990	4.990							
9					805.098		807.447	392.069	3.025	3.025	3.025	3.025	3.025	3.025	3.025	3.025	4.922	4.922	4.922			4.922	4.922							
10	2.530	811.663				2.530	808.638	407.917									4.777	4.777	4.777			4.777	4.777							
11					688.959	1.339	700.098	351.973	110.374	110.374	110.374	110.374	110.374	110.374	110.374	110.374	5.040	5.040	5.040			5.040	5.040						140.72	
13					758.054	1.339	759.307	375.540	32.276	32.276	32.276	32.276	32.276	32.276	32.276	32.276	5.108	5.108	5.108			5.108	5.108						144.94	
15					705.077		707.607	399.932	64.056	64.056	64.056	64.056	64.056	64.056	64.056	64.056	5.171	5.171	5.171			5.171	5.171							
寛政元 (1704)					705.077		707.607	399.932	17.098	17.098	17.098	17.098	17.098	17.098	17.098	17.098	5.139	5.139	5.139			5.139	5.139							
2					705.077		707.607	399.932	59.427	59.427	59.427	59.427	59.427	59.427	59.427	59.427	4.947	4.947	4.947			4.947	4.947							
3					705.077		707.607	399.932	16.129	16.129	16.129	16.129	16.129	16.129	16.129	16.129	5.529	5.529	5.529			5.529	5.529							
4					705.077		707.607	399.932	49.097	49.097	49.097	49.097	49.097	49.097	49.097	49.097	4.985	4.985	4.985			4.985	4.985							
5					705.077		707.607	399.932	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	5.450	5.450	5.450			5.450	5.450								
6					705.077		707.607	399.932	35.815	35.815	35.815	35.815	35.815	35.815	35.815	5.412	5.412	5.412			5.412	5.412								
7					705.077		707.607	399.932	8.528	8.528	8.528	8.528	8.528	8.528	8.528	5.189	5.189	5.189			5.189	5.189								
正徳元 (1711)					705.077		707.607	399.932	9.657	9.657	9.657	9.657	9.657	9.657	9.657	5.627	5.627	5.627			5.627	5.627								
2					705.077		707.607	399.932	59.680	59.680	59.680	59.680	59.680	59.680	59.680	4.818	4.818	4.818			4.818	4.818								
3					705.077		707.607	399.932	8.456	8.456	8.456	8.456	8.456	8.456	8.456	5.561	5.561	5.561			5.561	5.561								
5					705.077		707.607	399.932	8.758	8.758	8.758	8.758	8.758	8.758	8.758	5.718	5.718	5.718			5.718	5.718								
豊後元 (1716)					705.077		707.607	399.932	11.784	11.784	11.784	11.784	11.784	11.784	11.784	5.771	5.771	5.771			5.771	5.771								
2					705.077		707.607	399.932	12.481	12.481	12.481	12.481	12.481	12.481	12.481	5.552	5.552	5.552			5.552	5.552								
3					705.077		707.607	399.932	21.568	21.568	21.568	21.568	21.568	21.568	21.568	5.521	5.521	5.521			5.521	5.521								
4					705.077		707.607	399.932	21.718	21.718	21.718	21.718	21.718	21.718	21.718	5.335	5.335	5.335			5.335	5.335								
6					705.077		707.607	399.932	235.289	235.289	235.289	235.289	235.289	235.289	235.289	4.020	4.020	4.020			4.020	4.020								
8					705.077		707.607	399.932	17.667	17.667	17.667	17.667	17.667	17.667	5.802	5.802	5.802			5.802	5.802									
10					705.077		707.607	399.932	434.442	434.442	434.442	434.442	434.442	434.442	2.327	2.327	2.327			2.327	2.327									
12					705.077		707.607	399.932	159.181	159.181	159.181	159.181	159.181	159.181	5.823	5.823	5.823			5.823	5.823									
14					705.077		707.607	399.932	48.368	48.368	48.368	48.368	48.368	48.368	5.823	5.823	5.823			5.823	5.823									
16					705.077		707.607	399.932	76.564	76.564	76.564	76.564	76.564	76.564	5.497	5.497	5.497			5.497	5.497									

(注) 福武家文書 免状より作成

表5-3-4 横谷村(2) 年貢租税の変遷

年号	高		引		高		毛付		取		高		口米	秋米	新聞	納米	免率			小物成			口銀	納銀		
	本田	新田	計	本	新田	計	本田	新田	計	本	新田	計					高	免	免	免	米	山			山	山
享保18	808.137	2,530	811.663	荒	1,667	19,253	54,258	計	1.13	54,371	764,875	2,417	計	1,200	—	—	432,604	高	5,330	5,713	80,00	1,22	5,950	422	44,94	
20	〃	〃	〃	荒	2,420	128,185	54,992	計	〃	155,105	644,147	〃	計	11,027	—	—	378,582	高	4,664	5,766	—	〃	〃	〃	〃	
天明2	〃	〃	〃	荒	2,126	1868	24,134	計	〃	24,247	784,899	〃	計	13,628	—	—	457,825	高	5,764	5,942	—	〃	〃	〃	〃	
寛政元	〃	〃	〃	荒	27,067	10,002	57,743	計	1.23	94,935	714,321	2,407	計	12,079	—	—	414,725	高	5,170	5,786	—	〃	〃	〃	〃	
(1744)	〃	〃	〃	荒	15,074	5,085	51,230	計	1.22	71,611	739,734	2,318	計	12,454	—	—	427,594	高	5,268	5,778	—	〃	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	荒	14,252	2,765	45,796	計	1.89	64,512	744,810	2,341	計	12,590	—	—	432,246	高	5,325	5,785	—	〃	〃	〃	〃	
延享元	〃	〃	〃	荒	19,832	39,940	78,799	計	3.87	138,968	870,552	2,143	計	11,274	—	—	387,072	高	4,767	5,754	—	〃	〃	〃	〃	
(1744)	〃	〃	〃	荒	19,868	4,676	45,165	計	2.77	72,000	937,404	2,259	計	12,473	—	—	428,242	高	5,276	5,790	—	〃	〃	〃	〃	
2	〃	〃	〃	荒	35,189	45,137	20,862	計	2.88	101,440	707,927	2,272	計	11,969	—	—	410,936	高	5,063	5,786	—	〃	〃	〃	〃	
4	〃	〃	〃	荒	30,345	1,700	2,614	計	2.59	34,921	774,471	2,271	計	7,282	—	—	443,794	高	5,468	5,714	—	〃	〃	〃	〃	
寛政元	〃	〃	〃	荒	31,226	—	—	計	2.58	31,484	777,947	2,272	計	—	—	—	453,305	高	5,810	5,810	—	〃	〃	〃	〃	
(1748)	〃	〃	〃	荒	34,773	—	—	計	2.98	37,071	772,280	2,232	計	—	—	—	447,928	高	5,544	5,809	—	〃	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	荒	32,816	—	—	計	3.19	33,135	776,317	2,217	計	—	—	—	452,428	高	5,574	5,811	—	〃	〃	〃	〃	
寛政元	〃	〃	〃	荒	32,522	—	—	計	2.77	32,801	776,611	2,251	計	—	—	—	452,595	高	5,576	5,811	—	〃	〃	〃	〃	
(1757)	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	〃	〃	〃	荒	11,933	—	—	計	—	44,455	764,678	—	計	—	—	—	445,221	高	5,807	5,807	—	〃	〃	〃	〃	
5	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	35,415	773,997	—	計	—	—	—	419,559	高	5,405	5,405	—	〃	〃	〃	〃	
6	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	430,979	高	5,552	5,552	—	〃	〃	〃	〃	
7	〃	〃	〃	荒	78,237	42,111	63,837	計	—	184,508	624,904	—	計	—	—	—	358,670	高	4,419	5,779	—	〃	〃	〃	〃	
8	〃	〃	〃	荒	33,575	—	—	計	—	34,468	772,944	—	計	—	—	—	416,369	高	5,130	5,371	—	〃	〃	〃	〃	
9	〃	〃	〃	荒	31,571	—	—	計	—	34,404	775,008	—	計	—	—	—	442,589	高	5,453	5,694	—	〃	〃	〃	〃	
10	〃	〃	〃	荒	31,458	32,134	—	計	2.47	66,503	762,877	2,283	計	—	—	—	405,009	高	4,970	5,435	—	〃	〃	〃	〃	
11	〃	〃	〃	荒	31,297	—	—	計	—	34,154	775,222	—	計	—	—	—	444,718	高	5,479	5,720	—	〃	〃	〃	〃	
12	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	54,173	775,207	—	計	—	—	—	406,149	高	5,064	5,362	—	〃	〃	〃	〃	
13	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	34,158	775,222	—	計	—	—	—	419,448	高	5,170	5,397	—	〃	〃	〃	〃	
明和元	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	451,718	高	5,565	5,810	—	〃	〃	〃	〃	
(1784)	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	391,769	高	4,817	5,039	—	〃	〃	〃	〃	
2	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	445,709	高	5,504	5,746	—	〃	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	449,069	高	5,520	5,763	—	〃	〃	〃	〃	
4	〃	〃	〃	荒	—	—	—	計	—	—	—	—	計	—	—	—	438,405	高	5,401	5,616	—	〃	〃	〃	〃	
5	〃	〃	〃	荒	28,135	—	—	計	—	30,976	778,884	—	計	—	—	—	438,405	高	5,401	5,616	—	〃	〃	〃	〃	

注) 福武家文書 免状より作成

表 5-3-5-5-1) 横谷村(3) 年貢租税の変遷

年号	高		引		高		毛付高		取		米		高		口米	納米	免		毛付免	小		成		口銀	納銀
	本田畑	新田畑	計	他	新田畑	計	本田畑	新田畑	計	本田畑	新田畑	新開田畑	冥加米	計			山年貢	茶年貢		山年貢	山年貢	山年貢	山年貢		
7	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
8	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
9	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
10	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
11	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735
12	809.133	2,530	809.133	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735	28,735

注) 福武家文書 免状より作成

表 5-3-5-5-(2) 積谷村(4) 年貢租税の變遷

年号	高		引		高		毛		取		高		口米	納米	免		付		小			口銀	納銀		
	本田烟	新田烟	計	本田烟	新田烟	計	本田烟	新田烟	計	本田烟	新田烟	計			口米	納米	高免	毛付免	山年貢	茶年貢	山年貢			山年貢	山年貢
享和元 (1801)	石 809.133	石 2,570	石 3,379.133	石 372.281	石 3,751.414	石 774,382	石 431,899	石 1,206,281	石 4,210	石 1,210	石 5,420	石 436,919	石 13,108	石 16,100	石 432,927	石 5,346	石 5,604	石 80.00	石 1.22	石 59.50	石 4.22	石 144.94			
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
享和元 (1804)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
12	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
13	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
14	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
文政元 (1818)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天保2 (1831)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

左) 福武家文書 免状より作成

表5-3-5 横谷村(5) 年貢租税の変遷

年号	高			引			高			毛付高			取					口米	穀米	納米	免		免率				小			口銀	納銀
	本	新	計	本	新	計	本	新	計	本	新	計	本	新	計	新開田	粟加				計	高	低	毛	山年貢	茶年貢	山年貢	山年貢	山年貢		
天保3 (1832)	809.133	2,530	811.663	34,726	1,309	41.462	768,724	2,387	770.211	429,926	835	5,468	2,243	436,462	13,094	—	448,556	5,539	5,539	5,837	80.00	1.22	59.30	—	—	—	4.22	144.94			
4	"	"	"	"	"	40.409	768,724	"	771.111	420,466	"	"	"	437,002	"	"	450,112	5,546	5,546	5,837	"	"	"	—	—	—	"	"			
5	"	"	"	33,826	40,409	40.552	768,724	"	771.111	420,466	"	"	437,002	13,110	"	"	450,112	5,546	5,546	5,837	"	"	"	—	—	—	"	"			
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	—	—	"	"			
7	"	"	"	"	40,409	50.353	768,724	9,801	761.310	424,487	"	"	431,023	12,931	1,900	442,054	5,446	5,446	5,806	5,446	5,806	5,806	"	"	—	"	"	"			
8	"	"	"	"	40,409	40.552	768,724	—	771.111	420,466	"	"	437,002	13,110	10,230	439,882	5,420	5,420	5,705	5,420	5,705	5,705	"	"	—	"	"	"			
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	7,260	448,852	5,530	5,530	5,821	5,530	5,821	5,821	"	"	—	"	"	"			
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	10,570	439,602	5,416	5,416	5,701	5,416	5,701	5,701	"	"	—	12.00	"	156.94			
11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	26,887	423,215	5,214	5,214	5,488	5,214	5,488	5,488	"	"	—	"	"	"			
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	1,088	449,024	5,532	5,532	5,823	5,532	5,823	5,823	"	"	—	"	"	"			
13	"	"	"	32,747	38,019	38.62	770.114	—	772.501	420,854	"	"	437,330	13,122	9,000	449,612	5,539	5,539	5,820	5,539	5,820	5,820	"	"	—	"	"	"			
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	"	"	"		
15	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	"	"	"		
弘化2 (1845)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	6,666	449,864	5,542	5,542	5,823	5,542	5,823	"	"	—	"	"	"			
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	8,73	449,839	5,546	5,546	5,821	5,546	5,821	5,821	"	"	—	"	"	"			
4	"	"	"	34,749	41,019	41.162	768.114	—	770.501	"	"	"	"	"	"	"	450,512	5,550	5,550	5,847	5,550	5,847	"	"	—	"	"	"			
青森 (1848)	"	"	"	33,470	36,084	36.282	773,049	2,832	775.381	422,217	820	5,424	1,248	437,709	13,191	6,25	462,275	5,572	5,572	5,833	5,572	5,833	"	"	—	"	"	"			
2	"	"	"	"	36,084	57.070	762.241	"	754.573	"	"	"	"	4,27,028	12,811	6,25	459,214	5,411	5,411	5,821	5,411	5,821	"	"	—	"	"	"			
3	"	"	"	"	36,084	36.282	773,049	"	775.381	422,575	"	5,747	"	440,370	13,212	16,065	447,337	5,391	5,391	5,843	5,391	5,843	"	"	—	"	"	"			
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	2,87	463,857	5,585	5,585	5,847	5,585	5,847	5,847	"	"	—	"	"	"			
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	2,981	450,621	5,532	5,532	5,842	5,532	5,842	5,842	"	"	—	"	"	"			
6	"	"	"	32,670	38,480	38.62	584,369	—	586.701	319,000	"	5,729	"	324,777	9,806	21,970	314,691	3,877	3,877	5,364	3,877	5,364	"	"	—	"	"	"			
7	"	"	"	"	35,284	35.482	773,849	"	774.181	422,593	"	"	"	440,370	13,212	—	453,602	5,589	5,589	5,844	5,589	5,844	"	"	—	"	"	"			
安永2 (1855)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	"	"	"		
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	13,740	439,862	5,419	5,419	5,667	5,419	5,667	5,667	"	"	—	"	"	"			
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	463,602	5,589	5,589	5,844	5,589	5,844	5,844	"	"	—	"	"	"			
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	—	"	"	"	"	"	"	"	"	—	"	"	"	"		
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	3,41	453,261	5,584	5,584	5,840	5,584	5,840	5,840	"	"	—	"	"	"			
可成 (1860)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	453,602	5,589	5,589	5,844	5,589	5,844	5,844	"	"	—	"	"	"			
文久2 (1861)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	—	"	"	"	"	"	"	"	"	"	—	"	"	"		

注) 福武家文書 免状より作成

表5-3-6 横谷村(6)年貢租税の変遷

年号	高			引高						毛付高			取米高					口米	秋引	納米	免率		小物成				口銀	納銀
	本田畑	新田畑	計	本田畑				新田畑	計	本田畑	新田畑	計	本田畑	新田畑	新開田	異加米	計				高免	毛付免	山年貢	茶年貢	山敷年貢	池敷賃地御運上		
				荒	検見	他	計																					
文天2 (1862)	石 509.03	石 2,530	石 877,663	石 32,670	石 -	石 2,614	石 35,284	石 .198	石 35,482	石 773,849	石 2,232	石 776,181	石 432,593	石 .820	石 5,729	石 1,248	石 440,390	石 13,212	石 .753	石 452,849	石 5,579	石 5,834	石 80.00	石 1.22	石 59.50	石 12.00	石 4.22	石 156.94
3	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	6,591	447,011	5,607	5,759						
元治元 (1864)	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	3,210	450,392	5,549	5,803						
慶応元 (1865)	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	5,803						
2	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	6,200	447,402	5,143	5,764						
3	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	2,217	451,385	5,561	5,815						
明治元 (1868)	"	"	"	"	-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	1,915	451,687	5,565	5,819						
2	"	"	"	36,766	-	"	39,380	"	39,578	769,753	"	772,085	428,947	"	5,707	"	436,722	13,102	-	449,824	5,542	5,826	両2	永 ¹⁰ 3歩	永 ⁴ 号	永 ⁶⁰ 3歩	永 ² 242文	
3	"	"	"	32,670	48,651	"	83,935	"	84,133	725,198	"	727,530	403,402	"	5,729	"	411,199	12,336	14,278	409,257	5,042	5,625	80.00	1.22	59.50	12.00	4.22	156.94
4	"	"	"	55,793	-	"	58,407	"	58,605	750,726	"	753,058	417,566	"	6,124	"	436,613	13,098		449,711	5,541	5,972	両2	永 ¹⁰ 3歩	永 ⁴ 号	永 ⁶⁰ 3歩	永 ² 242文	

10,855
(明治4年上池,除越向村松木山洞松寺田畑)

注(1) 福武家文書「免状」より作成
注(2) 小物成のうち池敷賃地御運上には口銀がかかっていない。

表5-3-7 小林村の年貢租税の変遷

年号	高		引		田		高		毛		付		取		米	高
	本田畑	新田畑	計	荒	本	換	見	他	計	新田畑	計	本田畑	新田畑	本田畑		
元禄12(1699)	635707	17885	653592	47010	67274	67274	741	67025	67160	5685682	15689	2357818	石294	2357818	石	2357818
13	"	"	"	3,721	38,237	752	42,710	42,846	592,997	"	"	284,813	329	284,813	—	285,142
文化3(1806)	"	"	"	18,104	13,170	535	31,449	31,983	604,258	1,351	605,609	325,084	419	325,084	5,907	331,410
4	"	"	"	13,672	101,189	334	115,195	115,729	520,512	"	521,863	278,011	"	278,011	"	284,337
文政5(1822)	"	"	"	12,863	46,671	175	59,707	60,216	576,000	1,376	577,376	308,993	427	308,993	6,325	315,745
6	"	"	"	12,763	122,955	"	135,993	136,502	499,714	"	501,090	267,504	"	267,504	6,190	274,121
7	"	"	"	13,255	"	"	13,430	13,953	622,277	1,362	623,639	354,938	422	354,938	6,362	341,722
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
天保6(1835)	"	"	"	13,176	"	"	13,351	13,874	622,356	"	623,718	334,974	"	334,974	6,816	342,212
7	"	"	"	"	8,480	"	21,831	22,354	613,876	"	615,238	350,225	"	350,225	"	357,463
14	"	"	"	"	"	"	13,351	13,874	622,356	"	623,718	334,974	"	334,974	"	342,212
弘化3(1846)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
嘉永元(1848)	"	"	"	12,729	"	"	12,904	13,427	622,803	"	624,165	355,203	"	355,203	6,861	342,486
2	"	"	"	"	61,397	"	74,301	74,824	561,406	"	562,768	301,242	"	301,242	"	308,103
3	"	"	"	12,680	"	"	12,855	13,378	622,852	"	624,214	355,235	"	355,235	6,883	342,540
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	"	"	"	"	179,667	"	192,552	193,075	443,155	"	444,517	256,409	"	256,409	6,644	243,475
安政2(1855)	"	"	"	"	"	"	12,855	13,378	622,852	"	624,214	355,235	"	355,235	6,889	342,546
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
万延元(1860)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
文久元(1861)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
元治元(1864)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
慶応元(1865)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
明治元(1868)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	352,932	"	352,932	"	340,243
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	333,756	"	333,756	"	341,067

年	号	取米高 十	取米加 米	口	米	引	納	米	免		率	物			成	口	銀	納	銀
									高	免		桑	年	茶					
元禄	1 2 (1699)	236.412	5	7.083	243.195	5	4.264	3.814	4.264	1.240	1.240	2.240	2.240	2.240	2.240	2.240	2.240	2.240	2.240
1 3		285.142	—	8.554	293.696	—	4.939	4.606	4.939	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化	3 (1806)	331.410	—	9.942	336.652	4.700	5.280	5.280	5.559	—	—	2.3.25	2.3.25	2.3.25	2.3.25	2.3.25	2.3.25	2.3.25	2.3.25
4		284.337	—	8.530	289.016	3.851	4.535	4.535	5.538	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文政	5 (1822)	315.745	—	9.472	324.517	7.00	5.090	5.090	5.621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6		274.121	—	8.224	273.869	8.476	4.295	4.295	5.465	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7		341.769	0.047	10.253	351.948	0.74	5.520	5.520	5.643	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8		—	—	—	359.3254	12.6966	5.322	5.322	5.441	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9		—	—	—	348.339	3.603	5.463	5.463	5.586	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 2		—	—	—	352.022	—	5.521	5.521	5.645	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天保	6 (1835)	342.259	—	10.268	352.022	0.65	5.528	5.528	5.651	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7		337.510	—	10.125	346.037	1.598	5.427	5.427	5.624	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 4		542.259	—	10.268	352.419	1.108	5.527	5.527	5.650	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
弘化	3 (1846)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嘉永	元(1848)	303	—	10.284	352.746	0.327	5.532	5.532	5.651	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2		308.406	—	9.252	317.331	—	4.977	4.977	5.639	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		342.843	—	10.285	329.683	23.445	5.171	5.171	5.282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4		—	—	—	353.128	—	5.538	5.538	5.657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5		—	—	—	352.138	0.990	5.523	5.523	5.641	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6		243.776	—	7.313	228.876	21.821	3.590	3.590	5.149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7		342.849	—	10.285	353.128	—	5.538	5.538	5.658	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安政	2 (1855)	—	—	—	352.167	0.967	5.523	5.523	5.642	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		—	—	—	338.170	14.964	5.304	5.304	5.418	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4		—	—	—	352.167	0.967	5.523	5.523	5.642	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5		—	—	—	351.324	1.810	5.510	5.510	5.628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6		—	—	—	353.134	—	5.539	5.539	5.657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
万延	元(1860)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文久	元(1861)	—	—	—	350.408	2.726	5.496	5.496	5.614	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		—	—	—	353.134	—	5.539	5.539	5.657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
元治	元(1864)	—	—	—	349.848	3.286	5.487	5.487	5.605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶応	元(1865)	—	—	—	353.134	—	5.539	5.539	5.657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2		—	—	—	350.754	22.380	5.188	5.188	5.299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		—	—	—	353.134	—	5.539	5.539	5.657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治	元(1868)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2		—	—	—	354.557	18.577	5.247	5.247	5.360	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		340.546	—	10.216	350.762	—	5.301	5.301	5.619	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4		341.370	—	10.241	351.661	—	5.515	5.515	5.634	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 守屋家文書「免状」より作成

表 5-3-8 矢掛村の年貢租税の変遷

年号	高			引						高			毛			付			取			米	高
	本田畑	新田畑	計	荒	検見	町場	陣屋敷	他	計	新田畑	計	本田畑	新田畑	計	本田畑	新田畑	計	本田畑	新田畑	計	新開田畑		
元禄 4 (1691)	1155.540	石 483	1155.540	200.539	石	45.578	石	1.842	石 552	247.242	石 93	247.435	石 290	石 908	石 908	石 388	468.267	石 193	石 468	石 460	—	—	468.460
7	1155.823	—	1155.823	—	—	—	—	—	48.545	—	—	48.545	—	1107.278	—	1107.278	546.784	—	—	—	—	—	546.784
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	575.908	—	—	—	—	—	575.908
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	518.507	—	—	—	—	—	518.507
11	—	—	—	—	84.611	—	—	—	133.156	—	—	133.156	—	1022.667	—	1022.667	502.783	—	—	—	—	—	502.783
15	—	—	—	—	57.002	45.372	—	1.556	105.772	—	—	105.770	—	1050.051	—	1050.051	627.444	—	—	—	—	—	627.444
16	—	—	—	—	21.410	—	—	2.507	69.289	—	—	69.289	—	1086.734	—	1086.734	625.077	—	—	—	—	—	625.077
宝永 4 (1707)	—	—	—	27.149	30.379	—	—	1.441	104.311	—	—	104.311	—	1051.512	—	1051.512	626.746	—	—	—	—	—	626.746
享保 5 (1720)	—	—	—	1.002	20.049	—	1.842	1.056	69.321	—	—	69.321	—	1086.502	—	1086.502	651.416	—	—	—	—	—	651.416
6	—	—	—	61.409	137.796	—	—	1.579	247.998	—	—	247.998	—	907.825	—	907.825	554.483	—	—	—	—	—	554.483
13	—	—	—	9.937	—	—	—	1.356	58.507	—	—	58.507	—	1097.316	—	1097.316	669.905	—	—	—	—	—	669.905
18	—	—	—	23.569	27.897	—	—	0.756	99.436	—	—	99.436	—	1056.387	—	1056.387	635.890	—	—	—	—	—	635.890
元文 元 (1736)	—	—	—	61.978	88.596	—	—	1.549	199.337	—	—	199.337	—	956.486	—	956.486	586.162	—	—	—	—	—	586.162
2	—	—	—	30.134	—	—	—	1.200	78.548	—	—	78.548	—	1077.275	—	1077.275	675.202	—	—	—	—	—	675.202
3	—	—	—	58.910	37.492	—	—	4.011	147.627	—	—	147.627	—	1008.196	—	1008.196	621.081	—	—	—	—	—	621.081
4	—	—	—	26.773	37.355	—	—	2.437	113.779	—	—	113.779	—	1042.044	—	1042.044	638.155	—	—	—	—	—	638.155
5	—	—	—	33.793	—	—	—	1.739	82.746	—	—	82.746	—	1073.077	—	1073.077	656.273	—	—	—	—	—	656.273
寛保 元 (1741)	—	—	—	20.721	65.316	—	—	66.406	199.657	—	—	199.657	—	956.166	—	956.166	582.403	—	—	—	—	—	582.403
延享 2 (1745)	—	—	—	63.781	—	—	—	112.050	223.045	—	—	223.045	—	932.778	—	932.778	569.410	—	—	—	—	—	569.410
3	—	—	—	24.668	—	—	—	71.888	140.288	—	—	140.288	—	1015.535	—	1015.535	623.224	—	—	—	—	—	623.224
4	—	—	—	18.437	14.472	—	—	14.719	94.843	—	—	94.843	—	1060.980	—	1060.980	647.716	—	—	—	—	—	647.716
寛延 4 (1751)	—	—	—	12.561	—	—	—	0.549	60.324	—	—	60.324	—	1095.499	—	1095.499	668.512	—	—	—	—	—	668.512
宝暦 2 (1752)	—	—	—	7.397	—	—	—	5.713	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	6.799	61.410	—	—	61.410	—	1094.413	—	1094.413	667.828	—	—	—	—	—	667.828

年 号	口 米 数 引	見 取 米	納 米	免 率		小 物 成					口 銀	納 銀	毛付高計 十 町場屋敷高	納 米 毛付高計 十 町場屋敷高
				高 免	毛 付 免	鉤物師役	桑 年 賃	茶 年 賃	高瀬船役	山 年 賃				
元祿 4 (1691)	石 二	石 一	石 一	4.045	5.168	100.00	9.80	6.20	48.00	13.10	5.31	177.10	951.766	4.922
7	16.415	.375	563.574	4.876	6.218	"	"	"	"	"	"	182.41	1152.656	4.889
8	17.288	.375	593.571	5.135	6.549	"	"	"	"	"	"	"	1152.656	5.150
10	15.569	.475	554.551	4.625	5.898	"	"	"	"	"	"	"	1152.656	4.638
11	—	"	503.258	4.354	5.552	"	"	"	"	"	"	"	1068.045	4.712
15	18.828	—	646.412	5.593	5.146	"	"	"	"	"	"	"	1095.423	5.901
16	18.840	—	646.828	5.596	7.136	"	"	"	"	"	"	262.41	1132.106	5.713
宝永 4 (1707)	18.946	21.500	628.277	5.436	6.922	100.00	9.80	6.20	130.00	13.10	7.95	273.05	1096.884	5.728
享保 5 (1720)	19.739	15.000	662.689	5.733	7.311	"	"	"	"	"	"	"	1131.874	5.855
6	16.781	—	576.133	4.985	6.356	"	"	"	120.00	"	7.47	256.57	953.197	6.044
13	20.250	—	695.284	6.015	7.671	"	"	"	112.00	"	7.23	248.33	1142.688	6.085
18	19.231	—	660.254	5.712	7.284	"	"	"	"	"	"	"	1101.759	5.448
元文 元 (1736)	17.736	—	608.948	5.269	6.718	"	"	"	104.00	"	6.99	240.09	1001.858	5.078
2	20.411	—	700.783	6.065	7.732	"	"	"	"	"	"	"	1122.647	6.242
3	18.782	14.466	630.396	5.454	6.955	"	"	"	112.00	"	7.23	248.33	1053.568	5.983
4	19.292	—	662.364	5.731	7.308	"	"	"	"	"	"	"	1087.416	6.091
5	19.838	—	681.110	5.893	7.515	"	"	"	"	"	"	"	1118.449	6.090
寛永 元 (1741)	17.619	—	604.912	5.234	6.674	"	"	"	"	"	"	"	1001.538	6.040
延享 2 (1745)	17.261	—	592.611	5.127	6.538	"	"	"	"	"	"	"	978.150	6.058
3	18.875	—	648.039	5.607	7.150	"	"	"	"	"	"	"	1060.907	6.108
4	19.610	—	673.266	5.825	7.428	"	"	"	"	"	"	"	1106.907	6.085
寛延 4 (1751)	20.248	—	695.188	6.015	7.670	"	"	"	"	"	"	"	1140.871	6.093
宝暦 2 (1752)	"	—	"	6.015	"	"	"	"	"	"	"	"	1140.871	6.093
3	"	—	"	6.015	"	"	"	"	"	"	"	"	1140.871	6.093
5	20.228	64.210	630.274	5.453	6.954	"	"	"	"	"	"	"	1139.785	5.530

注 (1) 石井家文書「免状」より作成

(2) 付紙の左欄は、毛付高の計と町場屋敷引の高を加えたもので、右欄は左欄の高で納米を除いたもの。

表 5-3-9 矢掛町の年貢租税の変遷

年	村高 (本田畑)	引		高		毛付高	取		口米	徴引	米納	免		小	物	成	口銀	納銀
		差	検見	町場屋敷	他		本田畑	新開田畑				高免	毛付免					
享保 17 (1732)	412.167	18.137	4.2249	45.572	108.078	304.689	184.993	1.639	186.506	5.741	184.567	4.405	6.070	48.00	48.00	20	1.23	42.08
元文 元 (1736)	"	29.935	5.005	"	105.342	306.825	189.731	1.588	191.370	5.741	197.111	4.782	6.424	"	"	"	1.47	50.32
3	"	33.444	5.991	"	84.839	327.328	203.135	1.504	204.723	6.142	205.707	4.991	6.284	"	"	"	"	"
4	"	14.845	10.305	"	70.599	341.568	210.983	1.588	212.487	6.375	218.862	5.310	6.408	"	"	"	"	"
5	"	14.179	"	"	59.583	352.584	217.325	1.660	218.913	6.567	225.480	5.471	6.395	"	"	"	"	"
寛保 元 (1741)	"	6.302	24.233	"	102.641	308.526	189.582	1.548	191.170	5.735	196.905	4.777	6.362	"	"	"	"	"
延享 元 (1744)	"	2.904	2.826	"	26.734	325.987	199.579	1.648	201.239	6.057	207.276	5.029	6.358	"	"	"	1.46	50.31
2	"	25.163	"	"	35.078	295.227	182.367	1.640	183.915	5.518	189.433	4.589	6.417	"	"	"	"	"
3	"	5.707	"	"	46.405	340.724	209.354	1.715	211.002	6.350	217.332	5.273	6.379	"	"	"	1.47	50.32
4	"	5.854	5.228	"	20.364	349.940	215.064	1.715	216.704	6.501	223.205	5.415	6.378	"	"	"	"	"
宝暦 元 (1750)	"	2.436	"	"	5.773	364.327	223.635	"	225.548	6.760	232.106	5.631	6.371	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	232.108	"	"	48.00	48.00	20	1.47	50.32
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	27.300	4.969	5.622	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	15.000	5.267	5.959	"	"	"	"	"
7	"	2.519	77.769	"	75.603	210.904	126.592	"	128.305	3.849	132.154	3.206	6.266	"	"	"	1.46	50.31
8	"	"	"	"	0.032	364.244	223.590	"	225.303	6.759	225.262	5.465	6.184	"	"	"	1.47	50.32
9	"	2.201	"	"	47.605	364.562	223.755	"	225.468	6.764	232.232	5.634	6.370	"	"	"	"	"
10	"	4.122	18.097	"	67.623	344.544	211.352	1.690	213.045	6.391	165.946	4.026	4.816	"	"	"	"	"
11	"	2.201	"	"	47.605	364.562	223.755	"	225.445	6.765	232.208	5.633	6.370	"	"	"	1.46	50.31
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	225.708	5.476	6.191	"	"	"	1.47	50.32
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	185.008	4.489	5.075	"	"	"	"	"
明和 元 (1764)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	232.208	5.633	6.370	"	"	"	1.46	50.31
2	"	3.086	"	"	42.490	363.677	223.295	"	224.985	6.750	215.195	5.221	5.917	"	"	"	"	50.32
3	"	2.201	7.043	"	54.648	357.519	219.318	"	221.008	6.630	227.638	5.523	6.367	64.00	64.00	"	1.95	66.80
4	"	"	"	"	47.605	364.562	223.755	"	225.445	6.763	228.808	5.551	6.276	"	"	"	"	"
5	"	2.124	"	"	47.528	364.639	223.795	"	225.485	6.765	220.250	5.344	6.040	"	"	"	1.94	66.79
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	196.850	4.776	5.398	"	"	"	"	"
7	"	"	161.932	"	209.460	202.707	121.778	"	123.468	3.704	106.192	2.576	5.239	32.00	32.00	"	0.98	33.83
8	"	"	66.582	"	114.110	298.057	181.300	"	182.990	5.490	175.850	4.266	5.900	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	47.528	364.639	223.795	"	225.485	6.765	204.250	4.956	5.601	64.00	64.00	"	1.94	66.79
安永 2 (1773)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	232.250	5.635	6.370	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	226.750	5.501	6.218	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	13.500	5.307	6.000	"	"	"	"	"

注) 石井家文書「免状」より作成

表 5-3-10 里山田村の年貢租税の変遷

年 号	高			引 高						毛 付 高			取 米 高					
	本田畑	新田畑	計	本 田 畑				新田畑	計	本田畑	新田畑	計	本 田 畑			新田畑	新開田畑	計
				荒	検見	他	計						取 米	取米引高	残取米			
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	
元祿 3 (1690)	1182.963	4.971	1187.934	2.361	91.098	400	93.859	—	93.859	1082.104	4.971	1094.075	479.281	—	—	2.187	—	471.468
5	1187.188	6.753	1193.941	3.614	28.198	—	32.212	—	32.212	1154.976	6.753	1161.729	490.865	—	—	2.127	—	492.992
6	—	—	—	—	433.217	—	433.217	—	433.217	749.957	—	749.957	273.735	—	—	1.013	—	274.748
8	—	—	—	3.552	—	—	3.952	—	3.952	1183.236	—	1189.989	611.938	39.506	572.432	1.351	—	573.783
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.881	591.057	—	—	592.408
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58.511	553.427	—	—	554.778
文政 12 (1829)	—	—	—	43.874	—	1.635	45.509	236	45.745	1141.679	6.517	1148.196	638.495	—	—	2.151	5.763	646.409

年 号	冥加米	口 米	納 米	免 率		小 物 成				口 銀	納 銀	
				高 免	毛付免	諸色小物成	小年貢	桑年貢	茶年貢			
元祿 3 (1690)	石	石	471.468	3.985	4.309	24.27	17.70	—	—	—	—	41.97
5	—	—	492.992	4.153	4.244	—	—	13.00	5.62	—	—	36.32
6	—	—	274.748	2.314	3.631	—	—	—	—	—	—	—
8	—	17.213	590.996	4.978	4.966	—	—	—	—	1.09	—	37.41
9	—	16.773	609.181	5.131	5.119	—	—	—	—	—	—	—
10	—	16.399	571.177	4.811	4.800	—	—	—	—	—	—	—
文政 12 (1829)	197	19.389	665.995	5.610	5.800	—	—	—	—	—	—	—

注) 元祿3年から10年は石井家文書「免状」より、文政12年は福武家文書「免状」より作成